

令和 7 年版

---

環 境 白 書

大 分 県



# 大分県環境白書 目 次

## 内容

<b>第1部 県民中心の施策展開</b> .....	2
<b>第1章 環境保全に関する施策の推進</b>	
.....	2
<b>第1節 グリーンアップおおいたの展開</b> .....	2
.....	
<b>第1章 環境の状況と環境の保全に関するして講じた施策</b> .....	4
.....	
<b>第1章 地球温暖化の緩和と気候変動への適応</b> .....	4
.....	
<b>第1節 温室効果ガスの排出削減の推進</b> .....	4
.....	
<b>第2節 吸收源対策の推進</b> .....	7
.....	
<b>第3節 気候変動の適応策の推進</b> .....	8
.....	
<b>第4節 その他地球規模の環境問題への対策</b> .....	9
.....	
<b>第2章 経済と環境の好循環を生み出すGXの推進</b> .....	10
.....	
<b>第1節 GXの挑戦による「経済と環境の好循環」の創出</b> .....	10
.....	
<b>第2節 大分県版水素サプライチェーンの構築</b> .....	10
.....	
<b>第3節 エネルギー関連産業の成長促進</b> .....	11
.....	
<b>第4節 ものづくり産業の循環経済への転換</b> .....	12
.....	
<b>第3章 環境への負荷を抑えた循環型社会の構築</b> .....	13
.....	
<b>第1節 プラスチックごみなどの廃棄物の排出抑制、循環的利用の推進</b> .....	13
.....	
<b>第2節 廃棄物の適正処理の推進</b> .....	14
.....	
<b>第3節 大気環境対策の推進</b> .....	18
.....	
<b>第4節 水・土壤・地盤環境対策の推進</b> .....	26
.....	
<b>第5節 化学物質等に係るリスクコミュニケーション</b> .....	38
.....	
<b>第4章 豊かな自然の保全と活用</b> .....	44
.....	
<b>第1節 生物多様性の保全・回復の推進</b> .....	44
.....	
<b>第2節 快適な地域環境の保全</b> .....	52
.....	
<b>第3節 持続可能な温泉利用の推進</b> .....	58
.....	
<b>第4節 ユネスコエコパークなど地域資源を活用した地域づくりの推進</b> .....	60
.....	
<b>第5章 環境を守り活かす手づくりの推進</b> .....	62
.....	
<b>第1節 “未来”につながる人材育成</b> .....	62
.....	
<b>第2節 持続可能な“活動”につながる環境の整備</b> .....	64
.....	
<b>第6章 基盤的施策の推進</b> .....	66
.....	
<b>第1節 環境影響評価の推進</b> .....	66
.....	
<b>第2節 環境に配慮した取組の推進</b> .....	66
.....	
<b>第3節 環境情報の整備と提供</b> .....	67
.....	
<b>第4節 調査研究、監視・観測等の推進</b> .....	67
.....	
<b>第5節 規制的手法の活用</b> .....	67
.....	
<b>第6節 公害紛争等の適正処理</b> .....	70
.....	
<b>第7節 地域環境保全基金</b> .....	72
.....	
<b>第3部 環境関連事業の取組状況</b> .....	73

# 第1部 県民中心の施策展開

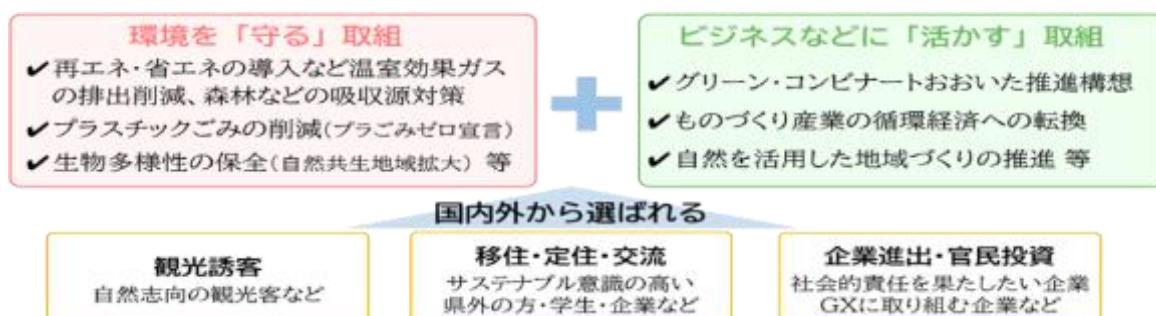
## 第1章 環境保全に関する施策の推進

### 第1節 グリーンアップおおいたの展開

#### 第1項 グリーンアップおおいたの推進

近年、企業や人々の環境に対する意識が高まり、環境への配慮が社会的価値を生む時代となっている。こうした中、これから環境政策においては、本県の恵み豊かで美しく快適な環境を「守る」のみならず、「活かして選ばれる」視点を持つことが大切である。

「グリーンアップおおいた」は、これまでの環境政策を継承しつつ、企業の環境対策、環境保全活動などに新たな社会的価値を付け、経済の発展も促していく取組を展開することにより、「環境先進県おおいた」の実現を目指す県民運動である。



#### 第2項 グリーンアップおおいた推進会議

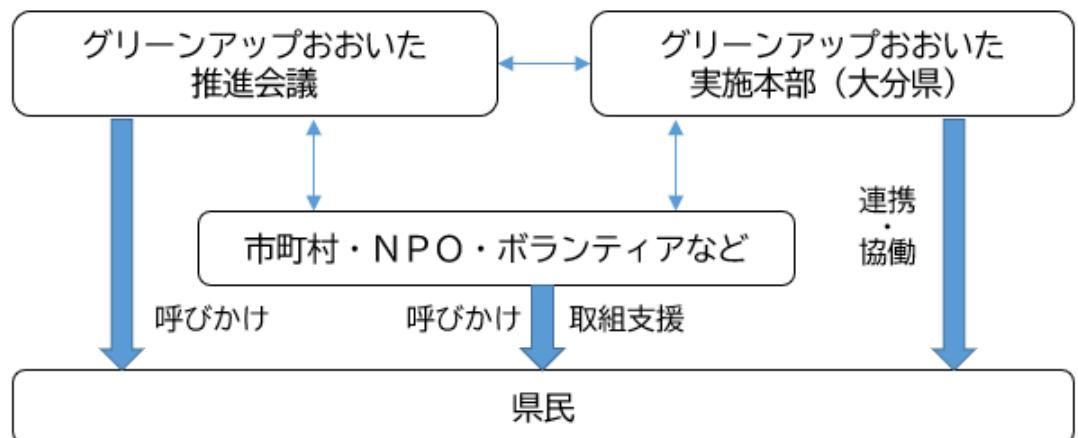
グリーンアップおおいたでは、学識経験者や環境関係団体の代表者などで構成するグリーンアップおおいた推進会議（以下この節において「推進会議」という。）を中心に、県民の視点から幅広い意見をいただき、具体的な取組を展開していく。

推進会議は、①グリーンアップおおいたの推進に必要な取組の立案、②①の取組を自ら実践しつつ、広く県民にも実践を呼びかけ、グリーンアップおおいたを唱導、といった役割を担っている。

#### 第3項 グリーンアップおおいた実施本部

県庁内各部局に跨る環境課題について、総合的かつ効果的な施策を実施するため、県庁内に生活環境部長を本部長とするグリーンアップおおいた実施本部を設置した。同実施本部では、推進会議等からの意見や提言を踏まえ、市町村、NPO・ボランティアなどと緊密に連携・協働しながら、部局横断的に環境政策を推進していく。

図 1.1-1 グリーンアップおおいたの概念図



# 第2部 環境の状況と環境の保全について講じた施策

## 第1章 地球温暖化の緩和と気候変動への適応

### 第1節 温室効果ガスの排出削減の推進

#### 第1項 本県の削減目標と県内の排出状況

##### 1 温室効果ガス排出量の削減目標

「第5期大分県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（令和3～7年度）では、温室効果ガス排出量の約98%を占める二酸化炭素について、令和7年度までに平成25年度実績から家庭部門で27%、業務部門で28%、運輸部門で20%をそれぞれ削減する目標を設定している。また、令和12年度までには、平成25年度実績から家庭部門で66%、業務部門で51%、運輸部門で35%、産業部門で26%、その他部門で26%をそれぞれ削減し、全体として36%（吸収量考慮）削減する目標を設定している。

##### 2 県内の排出状況

令和4年度の県内における温室効果ガス排出量は表2.1-1のとおり2,808万5千tである。（二酸化炭素換算、吸収量考慮。以下この項において同じ。）この結果は、第5期大分県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の基準年度である2013（平成25）年度比で26%減、前年度比で6.9%増となっている。

排出量が前年度比で増加した要因は、物価上昇や海外景気悪化の影響でエネルギー消費量が微減したものの、原子力発電所の定期検査に伴う長期停止等により電力の排出係数が大幅に悪化したためである。なお、全国の2022年度の温室効果ガス排出量は11億3,500万tであり、2013年度比19.3%減、前年度比2.5%減である。

表 2.1-1 県内の温室効果ガス排出量

	排出量 [千t-CO <sub>2</sub> ]	排出量 [千t-CO <sub>2</sub> ]	排出量 [千t-CO <sub>2</sub> ]	2030 削減目標 (対2013 ※3)	増減率 [%]		全国 (2022年度) 増減率 [%]
					対2013 年度	対前 年度	
温室効果ガス排出量 ①	※1 <b>37,955</b>	<b>29,533</b>	<b>29,989</b>	▲31%	▲21.0	1.5	▲19.3 ▲2.5
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	<b>37,333</b>	<b>28,994</b>	<b>29,414</b>	—	▲21.2	1.5	▲21.3 ▲2.5
産業部門 (製造業、鉱業等)	25,938	20,962	20,995	▲26%	▲19.1	0.2	▲24.0 ▲5.3
業務部門 (事務所・ビル、卸小売、病院等)	2,267	1,427	1,445	▲51%	▲36.3	1.2	▲23.6 ▲4.2
家庭部門	2,360	1,115	1,565	▲66%	▲33.7	40.3	▲24.5 ▲1.4
運輸部門 (自動車、鉄道等)	2,712	2,093	2,176	▲35%	▲19.7	4.0	▲14.5 3.9
エネルギー転換部門	1,623	1,019	1,019		▲37.2	0.0	— —
工業プロセス部門 (セメント製造等)	2,151	2,047	1,926		▲10.5	▲5.9	▲17.0 ▲6.5
廃棄物部門 (廃棄物の焼却等)	281	331	288		2.3	▲13.1	▲1.0 ▲3.4
メタン (CH <sub>4</sub> )	<b>305</b>	<b>271</b>	<b>294</b>		▲3.6	<b>8.7</b>	▲8.6 ▲1.7
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	<b>258</b>	<b>232</b>	<b>229</b>	▲26%	▲11.2	▲1.2	▲13.3 ▲1.9
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	0	1	0		—	▲100.0	52.1 ▲1.6
パーカルフルオロカーボン (PFC)	51	35	49		▲4.9	37.2	2.1 4.9
六フッ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	8	0	3		▲64.8	—	▲8.9 ▲4.6
三フッ化窒素 (NF <sub>3</sub> )	0	0	0		—	—	▲77.6 1.4
森林吸収量 ②	—	▲ 3,262	▲ 1,904	—	—	▲41.6	— ▲4.4
温室効果ガス排出量 (吸収量考慮①+②)	<b>37,955</b>	<b>26,271</b>	<b>28,085</b>	▲36%	▲26.0	6.9	▲22.9 ▲2.3

「大分県温室効果ガス排出量算定システム」を用いた推計による。

※1 表中の数字は四捨五入による端数を調整していないため、内訳と計は必ずしも一致しない。

※2 環境省の「温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度」の開示データを使用している項目については、最新値である 2021 (R3) 年度実績を 2022 (R4) 年度の数値として使用している。

※3 削減目標は、第 5 期大分県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、家庭、業務その他、運輸部門について記載している。

## 第 2 項 本県の削減目標に向けた取組

### 1 家庭部門における CO<sub>2</sub>排出抑制対策の推進

家庭部門では、CO<sub>2</sub>の主な発生要因として、家電製品や照明による電力使用と、風呂などの給湯設備やストーブによる灯油やガスの使用が考えられる。したがって、その使用量の抑制に向けた取組が必要である。このため、省エネ診断や省エネチェックシートの活用等により省資源・省エネルギー型ライフサイクルの普及啓発を進めるとともに、給湯器や照明など高効率な省エネ機器の導入促進に取り組んでいる。

また、診断士による「うちエコ診断」や WEB 版の家庭向けエコ診断により、エネルギー使用量の「見える化」を進めている。加えて、「九州エコファミリー応援アプリ」（九州 7 県公式の環境アプリ、通称「エコふあみ」）の運用により、県民の省エネ・省資源など地球環境にやさしい活動を促進している。

### 2 業務部門における CO<sub>2</sub>排出抑制対策の推進

業務部門では、CO<sub>2</sub>の主な発生要因として、オフィス機器、空調設備、給湯設備等による電力、ガス、灯油などの使用が考えられることから、その使用量の低減に向けた取組が必要である。このため、「エコアクション 21」認証取得の促進や、CO<sub>2</sub>削減に取り組む事業者を対象とした認証制度「おおいたグリーン事業者認証制度」の創設等により、省資源・省エネルギー型ワークスタイルの普及を図るとともに、事業所における省エネルギー化を推進している。

### **3 運輸部門における CO<sub>2</sub>排出抑制対策の推進**

運輸部門では、自動車等の利用によるガソリン等の燃料使用量の低減に向けた取組が必要である。このため、ハイブリッド車や電気自動車等の次世代自動車の普及促進を図るとともに、各地域での集会や研修会においてエコドライブ講習を実施し、自動車の環境に配慮した利用を促進している。

### **4 産業部門における CO<sub>2</sub>排出抑制対策の推進**

本県における産業部門の CO<sub>2</sub>排出割合は約 7 割（2020 年度）を占めている。産業部門からの CO<sub>2</sub>排出量を削減するため、エネルギー等の利活用に関する企業間連携や重要港湾におけるカーボンニュートラルポート（CNP）形成の推進、工場などに対するカーボンリサイクルの取組促進に取り組んでいる。

## **第3項 脱炭素社会を目指したまちづくりの推進**

### **1 大分県地球温暖化防止活動推進センター**

大分県地球温暖化防止活動推進センターを指定し、地球温暖化の現状や地球温暖化対策の重要性について、広報・啓発活動を実施している。また、地域の地球温暖化防止活動推進員や地球温暖化対策の推進を図る民間団体の活動を支援するとともに、日常生活における温室効果ガスの排出抑制に関する相談等に応じ、必要な助言を実施している。

### **2 地域の地球温暖化対策の取組**

地球温暖化対策地域協議会において、地球温暖化の現状や地球温暖化対策の重要性を地域住民に周知・啓発するため、「地球温暖化対策講座」を開催している。

### **3 県庁内における地球温暖化防止の取組**

「第 5 期大分県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（令和 3～7 年度）では、令和 7 年度までに平成 25 年度実績から 46.3% の温室効果ガス総排出量削減を目標に掲げている。この目標達成に向け、太陽光発電設備等を最大限設置するなど、県庁内における地球温暖化対策を推進している。

令和 6 年度の県庁における温室効果ガス総排出量は表 2.1-2 のとおり 28,577t-CO<sub>2</sub> である。この結果は、2013（平成 25）年度比で 47% 減となっている。内訳としては、電気が 55% 削減（26,179t-CO<sub>2</sub>）と最も大きな削減効果を生み出しており、次いで庁舎冷暖房用等燃料が 13% 削減（831t-CO<sub>2</sub>）、ガソリンが 36% 削減（1,631t-CO<sub>2</sub>）となっている。

表 2.1-2 県庁からの温室効果ガス総排出量実績

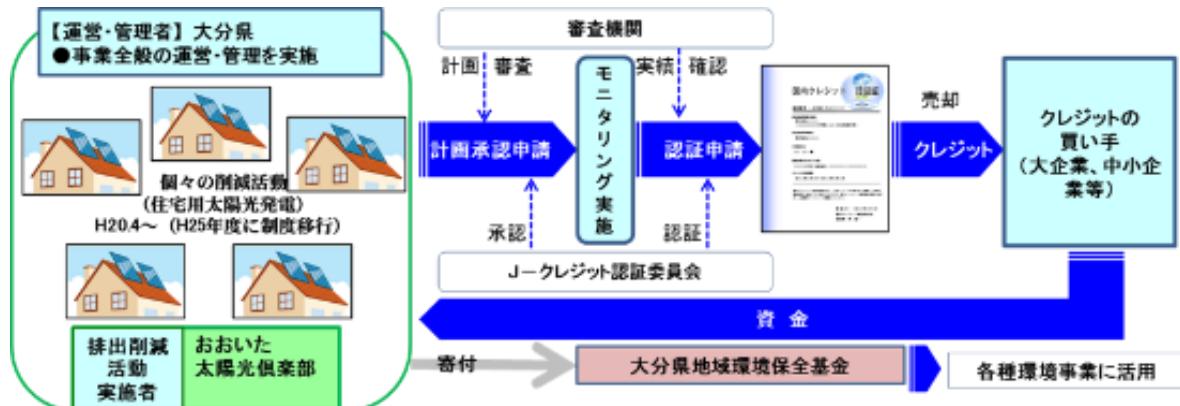
項目	単位	H25 (基準年度)	R5	R6(当該年度)			R7(目標年度)	
				実績	対基準年増減率	対前年増減率	目標値	対基準年増減率
①温室効果ガス排出量	t-CO <sub>2</sub>	60,971	40,687	32,394	▲ 47 %	▲ 20.4 %	32,768	▲46.3%
電気	t-CO <sub>2</sub>	47,318	29,866	21,139	▲ 55 %	▲ 29.2 %		
使用量	千kwh	73,530	77,056	78,660	7.0 %	2.1 %		
庁舎冷暖房用等燃料	t-CO <sub>2</sub>	6,627	5,354	5,796	▲ 13 %	8.2 %		
ガソリン	t-CO <sub>2</sub>	4,504	3,026	2,873	▲ 36 %	▲ 5.1 %		
その他(軽油等)	t-CO <sub>2</sub>	2,522	2,441	2,586	2.5 %	6.0 %		
②コピー用紙の購入量 (県立学校除く、A4用紙換算)	千枚	71,140	61,510	56,001	▲ 21 %	▲ 9.0 %	60,469	▲15%
③水の使用量	千m <sup>3</sup>	749	628	626	▲ 16 %	▲ 0.3 %	712	▲5%
④可燃ごみの排出量	千kg	897	895	907	1.1 %	1.3 %	852	▲5%

#### 第4項 エネルギー利用の効率化とその他の取組

##### 1 J-クレジット等の排出量取引の活用促進

J-クレジット制度などの市場メカニズムを活用し、J-クレジット制度に基づく「おおいた太陽光俱楽部」の運営している。また、森林吸収源由来のJ-クレジット創出を支援することにより、地球温暖化防止に資する取組を推進している。

図 2.1-3 大分県太陽光俱楽部の取組



## 第2節 吸収源対策の推進

#### 第1項 森林の適正な管理・保全

我が国は、令和2年以降の気候変動対策に関する国際的な枠組みであるパリ協定を踏まえ、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、令和3年10月に閣議決定された地球温暖化対策計画において、平成25年度総排出量比2.7%相当を森林吸収源で確保することとしている。

このため、国は令和3年度から令和12年度までの10年間において、全国で年平均45万haの間伐を実施することを目標とともに、長期的な森林吸収量の確保を図るため、主伐後の確実な再造林を中心とした造林の実施を促進することとしている。

本県においても、国の目標達成に向け間伐を促進するとともに、成長が早く二酸化炭素吸収量の向上につながる早生樹による再造林を促進することで、効果的かつ長期的な森林吸収量の確保を図っている。

## **第2項 地域材の利用拡大**

平成23年2月に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づく県の基本方針を策定、令和4年2月に一部改正し、「大分県公共建築物等における地域材利用促進会議」等を通じて建築物や土木工事において地域材の利用を進めている。

また、木材の良さや特性について、農林水産祭や木育活動等を通じて広く県民に普及啓発を行うとともに、国や森林環境譲与税等の予算を活用し、木造建築物の設計・施行を担える人材の育成などに支援している。

## **第3節 気候変動の適応策の推進**

### **1 適応策の推進**

本県では、気候変動の影響への各分野別の適応策として、次の6分野に取り組んでいる。

- ① 農林水産業分野…高温耐性品種への転換や栽培管理技術の開発・普及等。
- ② 水環境・水資源分野…公共水域でのモニタリングや監視の実施、節水意識の醸成等。
- ③ 自然生態系分野…生物多様性を支える基盤づくり。
- ④ 自然災害・沿岸域分野…ソフト対策として局地的豪雨等の防災情報提供と避難体制の支援、ハード対策として河川改修やダム等の整備・管理・更新、土砂災害防止施設の整備等。
- ⑤ 健康・県民分野…熱中症や感染症の情報提供と注意喚起。
- ⑥ 産業・経済活動分野…停電時におけるエネルギー確保体制の整備、適応ビジネスの推進等。

### **2 大分県気候変動適応センター**

令和3年4月には、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応センターとして「大分県気候変動適応センター」を設置した。同センターでは、本県の将来気温予測地図の公表や適応策の普及啓発等に取り組んでいる。

## **第4節 その他地球規模の環境問題への対策**

### **第1項 フロン等オゾン層破壊物質の回収対策**

#### **1 本県の状況**

本県では、国・県・市町村や家庭用電気製品、自動車、空調設備等の関係 68 団体から構成する「フロン回収推進協議会」を設置し、フロン回収を促進するため必要な検討や普及啓発を行うほか、「回収フロンに係る破壊処理実施要領」に基づき、フロンの回収・破壊を推進してきた。また、大分県生活環境の保全に関する条例では、オゾン層破壊物質の回収を努力義務とし、フロン類に対する適正処理を推進している。

#### **2 フロン排出抑制法による充填回収対策**

第一種特定製品からフロン類を充填回収する業者（第一種フロン類充填回収業者）が 733 件（令和 6 年 3 月末）に対して立入検査を実施し、事業者の法の遵守状況を確認するとともに、必要に応じて指導を行った。

### **第2項 酸性雨対策**

#### **1 概況**

環境省が酸性雨の測定を行っている地点は全国に 19 箇所あり、令和 5 年度の年平均値は pH が 4.85～5.23 であった。

#### **2 酸性雨対策調査結果**

本県では、酸性雨による影響はまだ観測されていないが、長期に及ぶ生態系への影響について十分注意していく必要があるため、県内の酸性雨の実態を把握し、発生メカニズムを解明することを目的に昭和 60 年度以降、酸性雨調査を実施している。（調査結果は、資料編 表 2-17 を参照）

## 第2章 経済と環境の好循環を生み出すGXの推進

### 第1節 GXの挑戦による「経済と環境の好循環」の創出

今後の経済活動において、世界的な要請であるカーボンニュートラルは避けられない問題である。特に大分コンビナートは、九州唯一の製油所や九州最大のLNG火力発電所など多様な企業が立地し、製造品出荷額等は県全体の約4割を占めるなど、その脱炭素化と持続的成長の両立は、県勢発展の最重要課題の一つである。

そのため、令和5年8月、「グリーン・コンビナートおおいた」推進会議を立ち上げて产学研官で議論を重ね、令和6年1月、2050年を見据えた大分コンビナートの変革の姿を関係者共有の推進構想として取りまとめた。その中で、水素等の受入・供給、CO<sub>2</sub>の受入・搬出、脱炭素技術の実証・導入の3つの役割を重視しながら拠点化を目指す方向性を共有した。

構想の実現に向けた企業間連携プロジェクトの一つであるCO<sub>2</sub>を資源として活用するカーボンリサイクルでは、水素と組み合わせた基礎化学品の製造などの実現可能性調査が実施された。また、活用しきれないCO<sub>2</sub>を回収して搬出し、地中に埋設する全国9つのプロジェクトのうち、3つは大分コンビナートが排出源として想定されている。さらに、工場から排出されるCO<sub>2</sub>を低成本に分離・回収する技術開発も進行中であり、2035年には大分コンビナートでの実装が計画されている。一方、現状では、大分コンビナートには新規設備等を導入するための用地に余裕がないため、大分市とともに産業用地の確保に向けて計画的な対応を図っていく。引き続き、「未来創造」の大分県づくりに向け、地域や関係者としっかりと連携し、構想の具体化を計画的・段階的に進めていく。

### 第2節 大分県版水素サプライチェーンの構築

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、水素は必要不可欠なエネルギーとして位置づけられており、令和6年10月には水素社会推進法が施行される等、GX推進に向けた動きが加速している。

本県においても、大分コンビナートの脱炭素化と持続的発展の両立や、地熱をはじめとした豊富な再生可能エネルギー資源の有効活用の観点等から、水素は重要な鍵となる技術と捉えており、県内事業者を中心とする大分県エネルギー産業企業会において研究開発や実証を支援するとともに、水素関連事業に取り組む県内企業を中心とした「水素関連産業分科会」を立ち上げ、先進事例の講演や視察を行う等、水素社会の実現に向けた取組を後押ししている。

また、県産地熱を活用して製造されたグリーン水素をBRTひこぼしラインの燃料電池バスへ一部供給する実証や、県内の物流事業者と連携した燃料電池トラックの導入実証を行うなど、水素の地産地消に向けた取組を進めている。

一方で、水素の利活用促進に向けては、コスト低減等の大きな課題があるため、引き続き产学研官連携を進めるとともに、燃料電池商用車の普及拡大と水素充填インフラの維持・発展に向けた検討を行う「商用車ワーキンググループ」を、令和7年度に大分県エネルギー産業企業会内に設置し、水素の需要と供給をバランスよく立ち上げながら、大分県版水素サプライチェーンの構築を目指していく。

## 第3節 エネルギー関連産業の成長促進

### 第1項 エネルギー関連産業の事業化の支援

令和2年の政府による2050年カーボンニュートラル宣言以降、再エネや省エネなどへの関心がより一層高まる中、こうした状況をビジネスチャンスにすべく、エネルギー関連産業を県経済を牽引する産業へと育てるために、産学官連携のもと設立した「大分県エネルギー産業企業会」を中心に、研究開発や人材育成・会員交流、販路開拓・情報発信といった幅広い取組を行っている。

研究開発の取組として、会員企業のエネルギーに関するチャレンジングなビジネス展開を支援するため、新製品の開発や試作品の実証実験等の事業プランを募集し、採択されたプランについて必要経費の一部を助成した。

また、人材育成・会員交流の取組として、エネルギー関連分野のさまざまなテーマについて、専門家を招いたセミナーや研修会を定期的に開催し、情報交換や新たなビジネスチャンスの拡大を図るとともに、先進地の視察や会員相互の親睦を深める活動を行っている。その他、前述の「水素関連産業分科会」や「海外展開ワーキンググループ」を立ち上げるなど、競争力の強化を図っている。

さらに、販路開拓・情報発信の取組として、会員が開発した技術や製品情報を広く発信するため、エネルギー関連展示会に出展し、販路拡大を支援している。また、新エネコーディネーターや省エネコーディネーターを設置し、企業のエコエネルギー導入や省エネ対策の取組を後押ししている。

表 2.2-1 大分県エネルギー産業企業会概要



### 大分県エネルギー産業企業会

エネルギー産業を県経済の新たな牽引産業に成長させることを目指し、県内企業製品の実用化に向けた研究開発、人材育成、販路開拓について総合的に取り組んでいます。

大分県エネルギー産業企業会	
会長	高橋 祐二(三浦工業(株)相談役)
企画運営委員会	地元8企業で構成
会員数	301団体(企業等:275 大学・高専:6 行政:20) ※R7.10.1日時点
事務局	大分県商工観光労働部 産業GX推進室



  
(令和7年度総会)

<b>①研究開発</b>  地場企業のエネルギーに関するチャレンジングなビジネス展開を支援  (例) 水素 スマートコミュニティ・RE100 等	<b>②人材育成・会員交流</b>  ・各種セミナーの開催 ・省エネ補助金活用 ・各種情報発信セミナー 等  ・水素関連産業分科会(R3~) ・海外展開WG(R3~)	<b>③販路開拓</b>  ・会員企業の展示会出展補助 (例)スマートエネルギーWeek等  ・HP、メルマガによる情報発信
--	--	---

## **第2項 エコエネルギーの導入支援**

本県では、エコエネルギーの重要性に早くから着目し、2003年には「大分県エコエネルギー導入促進条例」を施行し、その基本計画として「大分県新エネルギー・ビジョン」を策定する等、全国に先駆けてエコエネルギーの導入を推進してきた。

令和7年3月に改定した新エネルギー・ビジョンでは、新たな目標指標として、電力消費量に対する再エネ率を追加し、現在の46.5%から目標年度となる令和12年度に62.5%とすることを目指し、取組を推進している。

これまで、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故を契機とした再生可能エネルギーへの国民の注目度の高まりや固定価格買取制度(FIT)の開始が追い風となり、太陽光や地熱、温泉熱、小水力、木質バイオマスなどを活用した事業が活発化し、エコエネルギー導入量が飛躍的に増加した。その結果、直近の千葉大学等の調査報告では、本県の再生可能エネルギーの自給率が全国2位となる等、再生可能エネルギー先進県と言える状況にある。

## **第3項 エコエネルギーの普及・啓発**

エコエネルギーの有用性を普及啓発するため、事業者に対して、国の補助事業などの各種助成制度や最新のエネルギー動向などに関する情報提供を積極的に行うとともに、「大分県次世代エネルギー・パーク構想」に基づき、HPやパンフレットを通じて情報発信を行っている。

## **第4節 ものづくり産業の循環経済への転換**

本県では、産業廃棄物税を活用して産業廃棄物等の発生抑制・減量化・再生利用に資する設備投資を支援しており、県内企業の循環経済への転換による競争力強化の取組を後押ししながら、持続可能なものづくり産業の育成を図っている。（資料編 資料8-6を参照）

# 第3章 環境への負荷を抑えた循環型社会の構築

## 第1節 プラスチックごみなどの廃棄物の排出抑制、循環的利用の推進

### 第1項 プラスチックごみ対策の推進

本県では、事業者、消費者及び行政等が連携、協働し、プラスチックごみ削減の推進に向けて具体的な取組を協議する場として「大分県プラスチックごみ削減推進協議会」を設置している。

また、令和5年8月の「おおいたプラごみゼロ宣言」を受け、プラスチックごみ問題への関心を高め、美化活動への幅広い世代の参加を促進することを目的に、全国で初めての都道府県内でブロック開催した「OITA スポGOMI ブロック大会」には、令和7年度、県民252名に参加いただいたほか、「第43回全国豊かな海づくり大会～おんせん県おおいた大会～」の関連行事「豊かな海づくりフェスタ」においては、プラスチック代替容器の試験的導入及び検証事業を実施した。

### 第2項 県民や事業者に対する3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組

#### 1 リデュースの推進

県民の身近な取組として、平成10年度以降、買い物の際に袋を持参し、レジ袋等を削減する「マイバッグ」の利用を呼びかけてきた。令和2年7月1日には、全国一律でレジ袋が有料化されたが、今後もマイバッグの利用を促進するとともに、「大分県プラスチック削減推進協議会」を中心に事業者、消費者、行政が連携してプラスチックの削減等に取り組んでいく。

#### 2 リユースの推進

県内で日用品等の修理を行っている店を「九州まちの修理屋さん（大分県版）」として登録し、県のホームページで紹介することで、使えるものは修理して大切に使う意識の醸成を図っている。

九州まちの修理屋さん（大分県版）登録数（令和7年10月末時点）

累計296店舗（現存236店舗） 395業種（例：時計と眼鏡を両方修理できる事業者を2業種と数えたもの）

#### 3 リサイクルの推進

県内で発生する廃棄物を利用した製品で一定の基準を満たした製品に対する認定制度「大分県リサイクル製品認定制度」を設け、リサイクル製品の普及を促進し、循環産業の育成につなげている（令和7年3月末現在240製品を認定）。なお、県が発注する土木工事のみならず市町村に対しても大分県リサイクル認定製品について優先使用を働きかけている。

### 第3項 食品ロス削減の推進

令和6年9月に策定した第4次大分県環境基本計画は、食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく、本県における食品ロス削減推進計画を包含するものとしている。国の「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」と足並みをそろえ、県民総参加で食品ロス削減の推進を図るために設置した「大分県食品ロス削減推進協議会」を中心に、県内の食品ロス削減に向けた取組を進めていくこととしている。

飲食店や家庭において廃棄されている食べ残し等の食品ロスを減らすため、小盛りメニューなどを提供

する飲食店等向けの「九州食べきり協力店」や少量ずつ小分けしたパックの販売等を行う小売店向けの「九州食べきり応援店」の登録などに取り組んできた。その登録状況は、令和7年10月末時点で、協力店が累計260事業所444店舗（現存204事業所313店舗）、応援店が累計44事業所169店舗（現存40事業所154店舗）となっている。

他に、未使用食品等を持ち寄り子ども食堂や福祉団体等に寄付をする「フードドライブ」や、宴会料理の食べ残しによる食品ロスの削減を促す「おおいた30・10運動」等にも取り組んでおり、市町村や各種団体と連携して広く周知を図った。

## 第2節 廃棄物の適正処理の推進

### 第1項 廃棄物適正処理の推進

また、不法投棄などの廃棄物の不適正処理は、依然として後を絶たない状況にあるため、さらなる取組を行い、周辺住民の不安を除く必要がある。

#### 1 廃棄物処理計画

本県では、廃棄物処理法の規定及び「大分県環境基本計画」の基本目標「循環を基調とする地域社会の構築」の施策の一つである「資源循環の推進と廃棄物対策」を実行するための個別計画として、「大分県廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を総合的かつ計画的に推進している。

現行の「第5次大分県廃棄物処理計画（令和3～7年度）」は、一般廃棄物対策として①循環型社会の構築に向けた意識改革、②ごみ減量化及び再資源化の推進、③ごみの適正処理の推進、④災害廃棄物の処理体制の充実、また、産業廃棄物対策として①排出抑制、循環的利用の推進、②安全・安心な適正処理の推進、③情報公開・相互理解の増進を図るとともに、一般廃棄物の新広域化ブロックや産業廃棄物処理施設の整備に関する事項を定め、適切な施設整備の方針としている。

なお、災害廃棄物については、「大分県災害廃棄物処理計画」により対応することとしている。

#### 2 廃棄物の発生状況

##### (1) 一般廃棄物の現況

###### ア ごみ処理の現況

令和5年度に県内で排出されたごみの量は、368千トン（1人1日あたり906gグラム）で、このうち市町村（一部事務組合を含む）が処理したごみは、366千トン（排出量の99.3%）となっている。（資料編 表6-1参照）

また、これらのごみを処理する市町村（一部事務組合を含む）のごみ処理施設は、ごみ焼却施設12施設（公称処理能力1,647t/日）、粗大ごみ処理施設4施設（公称処理能力64t/日）、粗大ごみ処理施設以外の資源化を行う施設12施設（公称処理能力320.7t/日）、ごみ燃料化施設1施設（公称処理能力80t/日）及び埋立処分施設15施設（残余容量939千m<sup>3</sup>）となっている。

###### イ し尿処理の現況

令和 5 年度に県内で処理されたし尿の量は、409,865 キロリットルで、このうち市町村（一部事務組合を含む）が処理したし尿の量は、400,321 キロリットル（排出量の 97.7%）となっている。（資料編 表 6-2 参照）

また、これらのごみを処理する市町村（一部事務組合を含む）のし尿処理施設は、16 施設（公称処理能力 1,375.69 キロリットル/日）である。

## （2）産業廃棄物の現況

令和 6 年度に実施した産業廃棄物実態調査によると、令和 5 年度の本県における産業廃棄物の発生量は 9,494 千トンと推計され、令和 3 年度の 7,913 千トンに比べ 1,581 千トン増加している。

また、発生量から有償物量の 6,378 千トンを除いた排出量は 3,116 千トンとなっており、令和 4 年度の 2,853 千トンに比べ 263 千トン増加している。

### ア 業種別産業廃棄物排出量

排出量を業種別にみると、建設業が最も多く 915 千トン（29.4%）、次いで農業・林業 858 千トン（27.5%）、製造業 701 千トン（22.5%）、電気・水道業 576 千トン（18.5%）となっており、この 4 業種で全体の 97.9% を占めている。

### イ 種類別産業廃棄物排出量

排出量を種類別にみると、汚泥が最も多く 937 千トン（30.1%）、次いで動物のふん尿 865 千トン（27.8%）、がれき類 733 千トン（23.5%）となっており、この 3 種類で全体の 81.4% を占めている。

### ウ 産業廃棄物の処理状況

排出量 3,116 千トンのうち、脱水や焼却、破碎等中間処理された量は 3,075 千トン（98.7%）となっており、中間処理されることなく直接処分された直接最終処分量は 40 千トン（1.3%）となっている。

また、中間処理により 906 千トン（29.1%）が減量化されており、2,130 千トン（68.4%）が資源化・再生利用されている。直接最終処分量と中間処理後最終処分量を合わせた 80 千トン（2.6%）は最終処分されている。

## 3 廃棄物の処理体制の整備

### （1）一般廃棄物処理体制の整備（一般廃棄物の広域処理）

一般廃棄物の適正な処理を図るため、第 5 次大分県廃棄物処理計画では、広域化目標を設定し、市町村等におけるごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場等の一般廃棄物処理施設の設置整備を促進している。

### （2）産業廃棄物処理体制の整備

産業廃棄物処理業者の団体である一般社団法人大分県産業資源循環協会や産業廃棄物排出事業者の団体である大分県環境保全協議会とともに「不法投棄パトロール」や「不法投棄廃棄物の撤去事業」、「産業廃棄物広域交換需給調査」などに取り組み、産業廃棄物の排出量抑制、再生利用の促進、適正処理の推進に努めている。

しかしながら、民間による産業廃棄物最終処分場等が、地域住民の理解を得にくいなどの理由によりその設置が困難となっていることから、最終処分場の残余容量、民間事業者

による処理施設の整備動向等を踏まえながら、適正な処理施設の整備を進めている。

## 4 産業廃棄物の適正処理の推進

### (1) 産業廃棄物税の活用

産業廃棄物については、排出抑制やリサイクルを促進するための経済的手法として、平成17年度から産業廃棄物税を導入している。循環型社会形成のための目的税として最大限の効果を発揮するよう、その収税を活用して、排出抑制及び再生利用等の推進、適正処理の推進、基盤整備の推進及び啓発広報等の推進に向けた各種施策を展開している。

### (2) 最終処分場対策

県では、不適正な埋立処分を防止するため、**産業廃棄物監視員**を保健所に配置して定期的な立入調査を実施している。また、最終処分場の浸透水等の状態を確認するため、定期的に水質の行政検査を実施している。令和6年度は、旧処分場を含む安定型最終処分場18施設の浸透水、管理型最終処分場2施設の放流水及び各最終処分場の周辺地下水について水質検査を実施した。その結果、安定型最終処分場のうち1施設において浸透水の基準超過が確認された。行政指導を行った結果、水質改善が確認されるまでの約8日間の搬入停止措置を講じた。

(令和6年度最終処分場水質検査実施状況は資料編 表6-3参照)

### (3) 焼却施設

県では、不適正な焼却処分を防止するため、焼却施設に対して定期的に立入調査を行うとともに、設置者による焼却灰等のダイオキシン類濃度の測定結果を随時確認している。

県内の不法投棄件数及び不法投棄に関する苦情処理件数について、令和6年度の不法投棄件数は34件と、依然として数多く発生しており、憂慮すべき状況である。(資料編 表6-4参照)

このため、県では、産業廃棄物監視員による排出事業者や処理業者への定期的な立入調査を実施し、産業廃棄物の不適正保管等に対する監視・指導を行うとともに、山間部など不法投棄が行われやすい箇所を巡回し、不法投棄の発見に努めている。

また、ヘリコプターやドローンによる上空からの監視のほか、監視カメラや不法投棄防止用フェンスの設置により、不法投棄対策を強化している。

併せて、県、警察本部、関係業界等により構成する「不法処理防止連絡協議会」を各保健所単位で設置したほか、市町村職員による産業廃棄物処理業者等への立入調査が可能となる「市町村職員の県職員併任制度」を設けるなど、関係機関との連携を強化し、産業廃棄物の適正処理の確保に努めている。

行政指導に従わない業者等については、積極的に警察に通報するとともに、産業廃棄物処理業許可の取消処分や業停止処分等の行政処分を行い、悪質な業者の排除の徹底を図っている。

### (4) PCB廃棄物対策の推進

ポリ塩化ビフェニル廃棄物(PCB廃棄物)の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特措法)の処理完了期限時点で把握した高濃度PCB廃棄物は処分を完了している。その後に発見された高濃度PCB廃棄物については、新たな処理体制において適正に処理されるまで、生活環境保全上の支障が生じないように適正に保管するよう指導を行うこととしている。

引き続き低濃度 PCB 廃棄物についても処理期限（令和 9 年 3 月 31 日）までに適正に処分するよう指導を行うこととしている。

## 5 地域住民の不安解消のための措置

### 大分県産業廃棄物適正化条例の運用

「大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例」に基づき、産業廃棄物の処理施設の設置予定者に対して県への事前協議と関係地域住民への説明会の開催を義務づけている。

併せて、県外産業廃棄物の無秩序な流入を抑止するため、同条例に基づく事前協議と環境保全協力金の納入制度を適正に運用して、産業廃棄物の適正処理の確保と住民の生活環境の保全に努めている。

## 6 循環型社会構築加速化の取組

### (1) セメント工場への廃棄物搬入体制の整備

焼却残さ等のセメント原料化をはじめとした資源循環の仕組みを構築し、廃棄物の減量化・再資源化を進めるため、焼却残さ等の輸送費用に係る補助制度を創設するなどして、セメント工場への搬入体制の整備を図った。

### (2) 循環産業の育成

循環経済への移行を推進するため、循環産業を営む産業廃棄物処理業者等の育成に向けて、主に以下の取組を行っている。

#### ア 産業廃棄物処理業者の経営基盤の強化について

循環産業の経営基盤を強化し、適正処理を推進するため、産業廃棄物処理業を営む経営者を講師に産業廃棄物処理業における人材育成への取組をテーマに経営セミナーを開催した。

#### イ 産業廃棄物処理業者の優良認定取得の促進について

循環産業を牽引する優良産業廃棄物処理業者を増やすため、優良認定を取得した事業者には、①県のホームページや新聞による認定業者名の周知、②産廃処理施設周辺環境対策事業費補助の優遇措置、③県外産業廃棄物のがれき類の搬入等事前協議の規制緩和措置等を設けている。

#### ウ 大分県リサイクル認定製品の利用の促進

県内で発生する廃棄物を利用した製品で、一定の基準を満たした製品に対して「大分県リサイクル製品認定制度」を設け、リサイクル製品の普及を促進し、循環産業の育成につなげている（令和 7 年 3 月末現在 240 製品を認定）。

なお、県が発注する土木工事のみならず市町村に対しても大分県リサイクル認定製品の優先使用を要請している。

## 第2項 バイオマス等の循環資源の利活用

### 1 大分県のバイオマス利活用計画について

本県では、平成 28 年 2 月に策定した「大分県バイオマス活用推進計画」に基づき、農山漁村地域に豊富に存在する動植物由来のバイオマスの利活用を促進する。

## 2 プランの主な取組

### (1) 地域資源の総合的な利活用の推進状況

本県では、日田市、宇佐市、佐伯市、九重町、玖珠町、竹田市、杵築市の7市町が「バイオマстаун」、佐伯市、臼杵市、国東市、竹田市の4市が「バイオマス産業都市」の認定を受けており、地域の特性を活かしたバイオマス活用を進めている。

今後もバイオマスの活用に取り組もうとする市町村に対し、国が推進する「市町村バイオマス活用推進計画」作成等の支援を行う。

### (2) 産・学・官・県民連携による利活用の推進状況

エネルギー関連産業を県経済の新たな牽引産業に成長させることを目指す「大分県エネルギー産業企業会」では、会員企業のバイオマスエネルギーに関する製品・技術開発から販路開拓等の取組も支援している。

## 第3項 災害廃棄物処理体制の整備

### 災害廃棄物の処理状況

県内で1,090棟の建物被害が発生した令和2年7月豪雨に際しては、大分市(145トン)、日田市(6,602トン)、竹田市(82トン)、由布市(1,995トン)、九重町(6,146トン)、玖珠町(1,247トン)の家屋の公費解体や片付けごみ等の災害廃棄物処理を行った。

また、令和3年8月の大暴雨では玖珠町(66トン)、令和4年9月の台風第14号では由布市(187トン)、令和5年7月の大暴雨では中津市(234トン)、日田市(125トン)、令和6年8月の台風では豊後高田市(94トン)、杵築市(11トン)、由布市(71トン)の災害廃棄物処理を行っている。

## 第3節 大気環境対策の推進

## 第1項 大気環境保全対策の推進

### 1 大気汚染の概況

環境基準は、環境基本法第16条第1項の規定に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められたものである。

大気汚染に係る環境基準は、昭和44年2月の硫黄酸化物に係る環境基準の設定以降、資料編 表2-1-1のとおり新規項目の設定及び改定が行われている。

令和7年3月現在、大気汚染に係る環境基準は、資料編 表2-1-2のとおりである。

### (1) 固定発生源対策

#### ア 大気汚染防止法による規制

大気汚染防止法は、工場及び事業場の事業活動に伴って発生するばい煙、粉じん、揮発性有機化合物(VOC)及び水銀に係る排出基準を定めている。

県では、同法に基づき、届出施設を有する工場・事業場に立ち入り、届出内容、排出基準の遵守状況、施設の管理状況等を調査し、不適正施設には改善等の指導を行っている。

令和6年度におけるばい煙発生施設等に対する立入検査の実施状況は資料編表2-1-5

のとおりであり、調査の結果、届出に関する不備が 4 件（うち大分市 1 件）、ばい煙の自主測定の不備が 6 件（うち大分市 5 件）あり、改善の指導を行った。

また、石綿飛散対策の強化等を図るため、令和 3 年 4 月からすべての石綿含有建材が規制対象とされ、建築物等の解体や除去等の作業を行う場合には、事前調査の実施及び一定規模以上の工事についてはその結果の報告が義務付けられた。

令和 6 年度における特定粉じん排出等作業に係る立入検査の実施状況は資料編表 2-1-6 のとおりである。

#### イ 大分県生活環境の保全等に関する条例による規制

大気汚染防止法が施設の種類や規模に応じた濃度規制であるのに対し、大分県生活環境の保全等に関する条例は、規制対象工場等の排ガス量の規模に応じて窒素酸化物及びばいじんの総量を規制する方式をとっている。

また、炭化水素系物質としてベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンについて、排煙特定物質としてカドミウム及びその化合物、塩素、塩化水素、ふつ素、ふつ化水素及びふつ化けい素、鉛及びその化合物について排出口における排出量規制を行っている。

#### ウ 公害防止協定等による指導

本県では、最新の技術を採用して極力規制物質の排出量削減を図るよう指導しており、特に排出量の多い主要企業については、県と立地自治体との 3 者間で公害防止協定を締結し、その徹底を図っている。

現在、締結している公害防止協定のうち、大気関係の主な内容は、資料編 表 2-2 のとおりである。

なお、大分地域では、昭和 48 年から昭和 50 年にかけて実施した風洞実験を主体とする拡散シミュレーションを基礎にして硫黄酸化物の排出許容総量を定め、これに基づき昭和 52 年 5 月に主要企業に対して総量の割当てを行い、昭和 53 年 4 月から指導を実施している。

#### (2) 自動車排出ガス対策

大気汚染防止法に基づき、知事及び政令市の長は、道路周辺の環境濃度の測定を行い、そのレベルが一定の限度を超えた場合、都道府県公安委員会に対して交通規制等の要請を行うとともに、必要に応じ、道路管理者等に対して道路構造の改善等について意見を述べることができることとなっており、県では、環境濃度の測定を行っている。

#### (3) 大気環境監視の充実と緊急時の連携強化

県では、県内 10 箇所の大気環境監視測定局に大気汚染常時監視テレメータシステムを整備している。令和 6 年度末現在、県の 10 測定局に加え、大分市が設置した 14 測定局（一般環境大気測定局 12 局、自動車排出ガス測定局 2 局）のデータ提供を受け、大気汚染を常時監視し、緊急時等の事態に迅速に対応することとしている。（資料編 表 2-4 参照）

## 2 大気汚染の現況

#### (1) 一般環境調査

##### ア 環境基準の達成状況

令和 6 年度は、県内 10 市 1 町の計 26 測定局（一般環境大気測定局 24 局、自動車排出ガス測定局 2 局）で大気汚染の常時監視を行った。このうち、一般環境大気測定局 12

局、自動車排出ガス測定局 2 局については大分市が常時監視を行っている。(資料編 表 2-5 参照)

環境基準の評価は光化学オキシダントを除き、長期的評価で行うこととされており、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、PM2.5 については、全ての測定局で環境基準を達成した。一方、光化学オキシダントについては、22 測定局全てで環境基準を達成しなかった。

#### a 二酸化硫黄

令和 6 年度における二酸化硫黄濃度の一般環境調査は、24 測定局において実施した。評価対象となる有効測定局の全局が環境基準を達成した。

また、二酸化硫黄の大気汚染状況の推移を過去 10 年間の年平均値の経年変化で見ると、近年は横ばい傾向にある。(資料編 表 2-6 1 参照)

#### b 二酸化窒素

令和 6 年度における二酸化窒素濃度の一般環境調査は、24 測定局において実施した。評価対象となる有効測定局の全局が環境基準を達成した。

また、二酸化窒素に係る大気汚染状況の推移を過去 10 年間の年平均値の経年変化で見ると、近年は減少傾向にある。(資料編 表 2-6 2 参照)

#### c 浮遊粒子状物質

令和 6 年度における浮遊粒子状物質濃度の一般環境調査は、24 測定局において実施した。評価対象となる有効測定局の全局が環境基準を達成した。

浮遊粒子状物質に係る大気汚染状況の推移を過去 10 年間の年平均値の経年変化で見ると、近年は減少傾向にある。(資料編 表 2-6 3 参照)

#### d 微小粒子状物質 (PM2.5)

令和 6 年度における PM2.5 濃度の一般環境調査は、一般環境大気測定局 16 局において調査を実施した。評価対象となる有効測定局の全局が環境基準を達成した。

微小粒子状物質の大気汚染状況の推移を年平均値及び日平均値の経年変化で見ると、近年は減少傾向にある。(資料編 表 2-6 4 参照)

#### e 光化学オキシダント

令和 6 年度における光化学オキシダント濃度の一般環境調査は、22 測定局で実施した。評価対象となる有効測定局の全局で環境基準を達成しなかった。

また、光化学オキシダントに係る大気汚染状況の推移を見ると、近年は横ばい傾向にある。(資料編 表 2-6 5 参照)

#### f 一酸化炭素

令和 6 年度における一酸化炭素濃度の一般環境調査は、大分市の三佐小学校において行った。年平均値は 0.2ppm であり、環境基準を達成した。

また、一酸化炭素の大気汚染状況の推移を過去 10 年間の年平均値の経年変化で見ると、近年は横ばい傾向にある。(資料編 表 2-6 6 参照)

#### g 非メタン炭化水素

非メタン炭化水素については、光化学オキシダント生成の原因物質としての観点

から指針値(午前 6 時から 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値として、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲)が示されている。

令和 6 年度における非メタン炭化水素濃度の一般環境調査は、大分市の東大分小学校、三佐小学校、大在小学校の 3 測定局において行った。3 時間値(午前 6 時から 9 時まで)の年平均値は、東大分小学校で 0.11ppmC、三佐小学校で 0.10ppmC、大在小学校で 0.10ppmC であった。

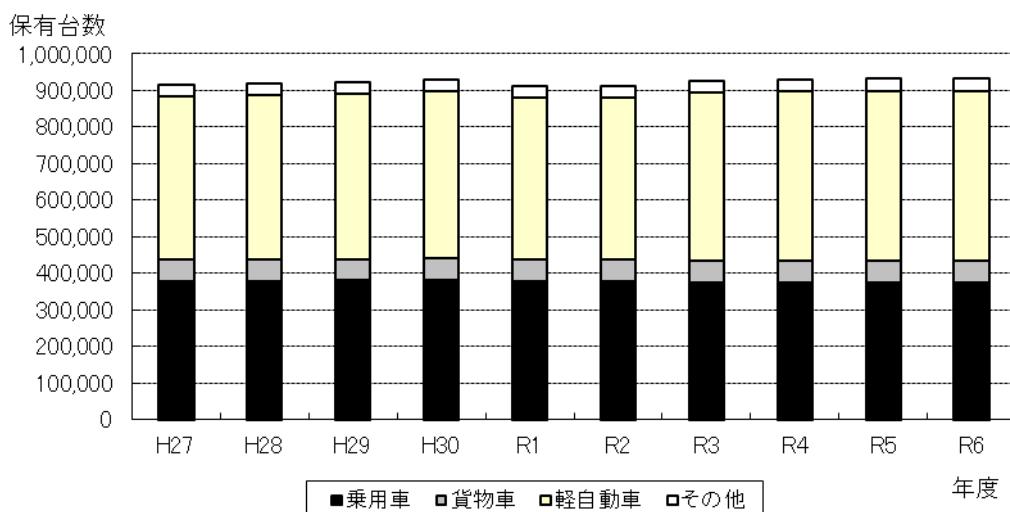
また、非メタン炭化水素の大気汚染状況の推移を過去 10 年間の年平均値(午前 6 時から 9 時)の経年変化で見ると、近年は横ばい傾向にある。(資料編 表 2-6 7 参照)

## (2) 自動車排出ガスの現況

### ア 自動車台数の現況

本県において、自動車保有台数は図 2.3-18 のとおり推移しており、令和 6 年度末現在、乗用車約 37 万 4 千台、貨物車約 6 万台、軽自動車約 46 万 4 千台、その他の車両約 3 万 4 千台、合計約 93 万台となっている。

図 2.3-1 大分県の自動車保有台数経年推移



引用：国土交通省九州運輸局ホームページ

### イ 自動車排出ガスに係る調査

自動車排出ガスの監視測定については、県では、交通量が比較的多い主要交差点で移動測定車により定期的に調査を実施しており、令和 6 年度は別府市、日田市、宇佐市、日出町で調査を行った。(資料編 表 2-8)

なお、大分市は、中央測定局及び宮崎測定局の 2 地点で常時監視を行っている。

### a 二酸化窒素

令和 6 年度の道路沿道における二酸化窒素濃度の 1 日平均値の 98% 値は、中央測定局で 0.016ppm、宮崎測定局で 0.018ppm であり、環境基準を達成している。

窒素酸化物(二酸化窒素及び一酸化窒素)に係る大気汚染の状況の推移を過去 10 年間の年平均値の経年変化で見ると、横ばい傾向にある。(資料編 表 2-7 1 参照)

### b 一酸化炭素

令和6年度の道路沿道における一酸化炭素濃度の1日平均値の2%除外値は、中央測定局で0.4ppm、宮崎測定局で0.7ppmであり、環境基準を達成している。

一酸化炭素の大気汚染の状況の推移を、過去10年間の年平均値の経年変化で見ると横ばい傾向にある。(資料編 表2-7 2参照)

#### c 浮遊粒子状物質

令和6年度の道路沿道における浮遊粒子状物質濃度の1日平均値の2%除外値は、中央測定局で0.038mg/m<sup>3</sup>、宮崎測定局で0.033mg/m<sup>3</sup>であり、環境基準を達成している。

浮遊粒子状物質の大気汚染の状況の推移を年平均値の経年変化で見ると、近年は減少傾向にある。(資料編 表2-7 3参照)

#### d 微小粒子状物質(PM2.5)

令和6年度の道路沿道におけるPM2.5濃度調査は、自動車排ガス測定局(中央測定局)1局において実施した。年平均値は9.9μg/m<sup>3</sup>、日平均値の98%値は24.7μg/m<sup>3</sup>であり、環境基準を達成している。

微小粒子状物質の大気汚染状況の推移を年平均値及び日平均値の経年変化で見ると、近年は減少傾向にある。(資料編 表2-7 4参照)

#### e 非メタン炭化水素

令和6年度の道路沿道における非メタン炭化水素濃度の3時間値(午前6時から9時まで)の年平均値は、中央測定局が0.07ppmC、宮崎測定局が0.12ppmCであった。

非メタン炭化水素の大気汚染の状況の推移を、過去10年間の年平均値の経年変化で見ると、横ばい傾向にある。(資料編 表2-7 5参照)

### (3) 緊急時対策

個々のばい煙排出者が排出基準を遵守している場合であっても、気象条件等によって著しく大気の汚染状況が悪化することがある。県では「大分県大気汚染緊急時等対策実施要綱」及び「PM2.5に関する注意喚起の暫定実施要領」を定め、大分市とともに、大気汚染常時監視テレメータシステムにより被害の未然防止に努めている。

緊急時の発令対象区域は、令和7年4月現在、中津・宇佐地域、高田・国東地域、杵築・日出地域、別府地域、大分市地域(PM2.5以外は中部、南部、佐賀関の3地域で区分)、臼杵地域、津久見地域、佐伯地域、日田・玖珠地域、豊肥地域、由布地域である。

近年では、令和6年4月19日に中津・宇佐地域でPM2.5の注意喚起を行った。

### (4) 有害大気汚染物質調査

近年、低濃度ながら、多様な化学物質が大気から検出されており、これらの有害化学物質の長期暴露による健康影響が懸念されている。このうち、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについて、環境基準が定められている。(資料編 表2-1-2)

県では、平成9年度から有害大気汚染物質モニタリング事業を実施しており、令和6年度は県下11地点で23物質の測定を行った。有害大気汚染物質調査結果及び環境基準の達成状況については、資料編 表2-9のとおりであり、固定発生源周辺の1,2-ジクロロエタン以外は、全ての地点で環境基準及び指針値を達成した。1,2-ジクロロエタンについては、平成24年度に新たに調査を開始した発生源周辺の1地点において、指針値を超過した。調査地点の近くにある工場で溶媒として使用されている1,2-ジクロロエタンが原因であ

ると考えられるため、工場に対して代替物質への切替え及び排出ガス処理装置の導入等を指導している。

## 第2項 地域の生活環境保全対策の推進

### 1 騒音・振動対策

#### (1) 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、環境基本法第16条第1項に基づき、一般地域と道路に面する地域について定められている。環境基準の各類型を当てはめる地域の指定については、都道府県知事(平成24年4月1日から市の区域内の地域については市長)が行うこととなっており、現在16市町で指定を行っている(資料編 表4-1-1、4-1-5)。また、地域が指定されていない町村については、必要に応じて地域の実態調査を行うとともに類型指定を行うこととしている。

一般地域における騒音測定は、類型当てはめ地域がある市町が実施しており、令和6年度は10市の52地点で行われ、昼間(6時～22時)及び夜間(22時～6時)とも環境基準値以下だったのは44地点(84.6%)であった。(詳細は資料編 表4-1-6)なお、令和5年度は、全国では90.0%の地点が環境基準値以下となった。

過去5年間の達成状況の推移は、資料編 表4-1-7のとおりである。

#### (2) 自動車交通等の騒音・振動対策

##### ア 自動車騒音・振動

自動車騒音・振動については、自動車単体の構造の改善による騒音の低減等の発生源対策、交通流対策、道路構造対策、沿道対策等の様々な対策が国によって推進されており、自動車単体から発生する騒音対策としては、加速走行騒音、定常走行騒音、近接排気騒音について規制がなされている。

また、県においても、騒音規制法第18条に基づき、自動車騒音の常時監視を実施し、環境基準の達成状況の把握に努めている。平成16年度からは、従来から実施している騒音測定に加え面的評価を行うシステムを導入し、より地域の実態に即した環境基準の評価が可能になった。

令和6年度の県下主要道路における自動車騒音常時監視では、延長3170.1kmの道路(高速自動車国道138.9km、一般国道982.8km、県道2,036.5km、4車線以上の市町村道11.9km)に面する地域の89,543戸の住居等について環境基準達成状況の評価を行い、昼間(6時～22時)及び夜間(22時～6時)とも環境基準値以下だったのは87,571戸(97.8%)であった。(詳細は資料編 表4-1-9～表4-1-12。ただし、表4-1-11～表4-1-12については、町村の区域)なお、令和5年度は、全国では95.0%の住居が環境基準値以下となった。

達成状況の評価結果の概要は資料編 表4-1-13のとおりである。

道路に面する地域の騒音測定は、市町村が実施した分もあわせて63地点で行われ、昼間・夜間とも環境基準値以下だったのは47地点であった。(資料編 表4-1-8)

なお、市町村長は、自動車騒音や道路交通振動のレベルが、総理府令で定める一定の限度を超過し、周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を要請できることとされている。また、道路交通振動の場合は、道路管理者に対し所要の措置を執るべきことを要請できることとされており、市町村が適宜調査を実施し、実態把握に努めている。

## イ 航空機騒音

航空機騒音については、知事が環境基準の類型指定を行うこととされており、本県では、昭和 60 年 3 月 15 日に大分空港周辺地域について類型指定を行っている。

令和 6 年度の航空機騒音の調査では、全調査地点が環境基準値以下であった。 (資料編 表 4-1-2、表 4-1-14)

航空機騒音対策として、発生源対策や土地利用の適正化、障害防止対策等様々な対策を総合的に推進する必要がある。

### (3) 工場・事業場、建設作業等の騒音・振動対策

騒音規制法及び振動規制法に基づき、知事(平成 24 年 4 月 1 日から市の区域内の地域については市長)が、騒音・振動を防止することにより生活環境を保全すべき地域として、令和 7 年 4 月 1 日現在、騒音は 17 市町、振動は 16 市町で地域指定を行っている。なお、「大分県の事務処理の特例に関する条例」により、平成 20 年 4 月 1 日から九重町、玖珠町、平成 23 年 4 月 1 日から日出町、姫島村に規制地域の指定及び規制基準の設定事務等の権限を移譲している。 (資料編 表 4-1-5)

指定地域内にあって、金属加工機械等の政令で定める特定施設を設置している工場・事業場(以下「特定工場等」という。)と、くい打ち作業等の政令で定める特定建設作業を伴う建設工事が規制の対象となっており、市町村が指導を行っている。

令和 6 度末における県内の騒音規制法に係る特定施設総数は 15,105 施設、特定工場等総数は 1,723 工場(資料編 表 4-1-16)、振動規制法に係る特定施設総数は 5,753 施設、特定工場等総数は 897 工場(資料編 表 4-2-3)であった。なお、カラオケ騒音等の風俗営業及び深夜飲食店営業等に係る騒音については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」により、音量規制等の対策が講じられている。

令和 6 年度の騒音の新規受付苦情件数は 130 件で、前年度から 1 件増加した。発生原因別にみると、建設作業が 49 件(37.7%)、工事・事業場が 37 件(28.7%)で多かった。(詳細は資料編 表 4-1-15) なお、過去 5 年間の騒音苦情件数の推移は資料編 表 4-1-18 のとおりである。

振動の苦情件数は 23 件で、前年度から 5 件増加した。

騒音規制法及び振動規制法に基づき、知事(平成 24 年 4 月 1 日から市の区域内の地域については市長)が、騒音・振動を防止することにより生活環境を保全すべき地域として、令和 7 年 4 月 1 日現在、騒音は 17 市町、振動は 16 市町で地域指定を行っている。なお、「大分県の事務処理の特例に関する条例」により、平成 20 年 4 月 1 日から九重町、玖珠町、平成 23 年 4 月 1 日から日出町、姫島村に規制地域の指定及び規制基準の設定事務等の権限を移譲している。 (資料編 表 4-1-5 参照)

## 2 惡臭対策

悪臭防止法に基づき、知事(平成 24 年 4 月 1 日から市の区域内の地域については市長)が、規制地域の指定及び規制基準の設定を行っており、令和 7 年 4 月 1 日現在、由布市、国東市及び町村を除く 12 市で地域指定を行い、必要に応じて指定地域内の悪臭発生工場・事業場に対し指導を実施している。なお、「大分県の事務処理の特例に関する条例」により、平成 20 年 4 月 1 日から九重町、玖珠町、平成 23 年 4 月 1 日から日出町、姫島村に規制地域の指定及び規制基準の設定事務等の権限を移譲している。

同法に定める悪臭の規制は、特定悪臭物質による規制(特定の悪臭物質の濃度を測定する方法)又は臭気指数による規制(人の嗅覚により判定する方法)のいずれかによることとさ

れており、宇佐市及び豊後大野市は、臭気指数による規制、その他の市は、特定悪臭物質による規制を採用しており、特定悪臭物質による規制に係る特定悪臭物質の種類及び規制基準の範囲は、6段階臭気強度表示法の臭気強度2.5で規制基準を設定している。(資料編 表4-3-2)

悪臭物質の22項目については、工場・事業場の敷地境界線の地表において規制するとともに、特にアンモニア等13項目については排出口においても規制している。(資料編 表4-3-3)

なお、別府市においては、温泉地域という特性を考慮し、硫化水素を規制対象物質から除外している。

令和6年度の悪臭苦情件数は136件で、前年度から53件減少した。発生原因別にみると、個人住宅・アパート・寮が46件(33.8%)と最も多くなっている。(詳細は資料編 表4-3-1)なお、過去5年間の悪臭苦情件数の推移は、資料編 図4-3-7のとおりである。

### 3 畜産環境保全の現状と対策

#### (1) 畜産による環境問題の発生状況

畜産環境問題による苦情発生の実態については毎年調査を実施しており、令和6年度においては、28件の問題が発生している。(資料編 図4-3-8 参照)

発生状況は、内容別では、「悪臭」によるものが13件と最も多く、次いで「その他」が8件、「水質汚濁」、「害虫発生」が各3件及び「水質汚濁、悪臭、害虫」が1件となっている(資料編 図4-3-8 参照)。また、畜種別では、肉用牛に起因するものが12件と最も多く、次いで豚に起因するものが7件となっており、以下、乳用牛が4件、その他が3件、ブロイラー2件となっている(資料編 図4-3-9 参照)。

#### (2) 畜産環境保全対策

##### ア 畜産環境保全の基本方針

畜産に起因する環境問題を解消し、畜産経営の健全かつ安定的な発展を図るために、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(以下「家畜排せつ物法」という。)の規定により、令和7年4月に変更された家畜排せつ物の利用の促進を図るために基本方針の規程に基づき、以下の環境保全対策を推進する。

- ・家畜排せつ物の管理の適正化を図るため、家畜排せつ物法に規定された家畜排せつ物の管理基準(堆肥舎等の施設の構造設備に関する基準、家畜排せつ物の管理の方法に関する基準)に従い畜産農家へ指導・助言等を行う。
- ・家畜排せつ物の利用の促進を図るため、国が定めた基本方針の内容に即して「家畜排せつ物の利用の促進を図るための県計画」(①家畜排せつ物の利用の目標、②整備を行う処理高度化施設の内容及び整備に関する目標、③家畜排せつ物の利用の促進に関する技術研修の実施及び技術向上に関する事項等、以下「県計画」という。)を変更し、県計画に基づき、地域における資源循環型畜産の推進及び広域流通の円滑化、堆肥散布作業を実施する作業受託組織の育成による堆肥の利用拡大及び畜産環境問題への適切な対応を推進する。

##### イ 畜産環境保全のための具体的な施策

今後、経営規模の拡大に伴い家畜排せつ物の発生量が増加することから、「大分県環境保全型畜産確立基本方針」に基づき設置している県及び地域畜産環境保全推進指導協議会の活動を強化するとともに、管理基準に基づく適正な管理に向けた指導等を行う。

また、畜産に起因する様々な環境問題等に適切に対応できるよう、中央畜産技術研修

及び家畜排せつ物処理研修会等に職員を派遣し技術習得を図るとともに、適正処理に向けた普及啓発を行う。

一方、家畜排せつ物処理施設等については、畜産関係団体等の協力の下に県計画に沿い、各種制度を活用しながら整備する。

なお、畜産環境保全対策の推進指導体制は資料編 図 4-3-5、図 4-3-6 に示したとおりである。

## **第4節 水・土壤・地盤環境対策の推進**

### **第1項 水環境保全対策の推進**

#### **1 水環境の現状**

令和6年度は、県内の54河川111地点、7湖沼14地点及び8海域50地点、計175地点について環境基準項目等の水質の汚濁の状況を調査した。(資料編 表3-1、表3-2参照)

健康項目について35河川61地点、7湖沼12地点、8海域24地点、計97地点を調査した結果、資料編 表3-20のとおり2河川2地点で**環境基準**を達成しなかった。超過した項目は砒素であり、その他の項目については、全て環境基準を達成した。

砒素が超過した河川は、朝見川(別府市)及び町田川(九重町)であった。

上流域の温泉に起因する自然的なものが原因であると考えられる。

なお、いずれも水道用水等の利水上の影響については特に問題はないが、引き続き水質を監視し、健康被害等の未然防止に努める。

生活環境項目について53河川109地点、7湖沼14地点、8海域50地点を調査した結果、BOD又はCODについて、各水域とも年間平均値はおむね横ばいで推移しているが、資料編表3-21のとおり類型指定している河川43水域中2水域、湖沼2水域中1水域、海域19水域中1水域の計4水域で環境基準を達成しなかった。環境基準の達成率は、河川が95.3%、湖沼が50.0%、海域が94.7%、合計93.8%であった。(資料編 表3-3、表3-4参照)

全窒素及び全燐については、2湖沼2水域及び8海域8水域について類型指定されており、全ての水域で環境基準を達成した。(資料編 表3-5、表3-6参照)

水生生物の保全に係る水質環境基準(以下、水生生物保全環境基準)については34河川51地点、7湖沼10地点、4海域8地点 合計69地点を調査した結果、全て環境基準を達成した。(資料編 表3-7参照)

公共用水域の水質常時監視の結果や利水状況等を踏まえ、必要に応じて水質を改善するための施策を講じることができるよう、新たに類型の指定や、指定された類型の見直しを行っている。

環境基準の指定状況は資料編 表3-8のとおりで項目及び基準値等は資料編 表3-17のとおりである。BOD及びCODの環境基準達成状況の判定は**75%水質値**で行う。

水域別の水質結果の概況は(1)~(3)のとおり。

##### **(1) 河川**

生活環境項目のうち、水素イオン濃度(pH)については、駅館川、花月川の2水域において、日間平均値の最大値がそれぞれ8.7、8.9と環境基準値を超過した測定日があった。その他の水域については全ての測定日で環境基準を達成していた。

浮遊物質量(SS)については、駅館川、寄藻川、桂川、花月川の4水域において、日間平均値の最大値がそれぞれ22mg/L、29mg/L、26mg/L、41mg/Lと環境基準値を超過した測定

日があった。その他の水域については全ての測定日で環境基準を達成していた。

溶存酸素量 (DO) については、山国川 (1)、犬丸川、伊呂波川、駅館川、寄藻川、桂川、伊美川、田深川、安岐川、八坂川、大野川下流、乙津川、住吉川、末広川及び堅田川下流、町田川の 16 水域において、日間平均値の最小値が 4.2~7.4mg/L と環境基準値に満たない測定日があった。その他の水域については全ての測定日で環境基準を達成していた。

大腸菌数については、AA~B 類型に指定されている河川の日間平均値の最大値は 83~5,800CFU/100mL で、山国川 (1)、津民川、寄藻川、朝見川上流、臼杵川、番匠川下流、堅田川下流、木立川及び町田川の 9 水域において環境基準を超過した測定日があった。

類型指定されている水域の BOD 年間平均値の推移は資料編 表 3-22 のとおり。

## (2) 湖沼

湖沼については、国土交通省管理の松原ダム貯水池、下筌ダム貯水池、耶馬溪ダム貯水池及び大分川ダム（ななせダム）貯水池、県管理の芹川ダム貯水池及び北川ダム貯水池、水資源機構管理の大山ダム貯水池が常時監視の対象である。松原ダム貯水池、下筌ダム貯水池及び大山ダム貯水池は筑後川水系、耶馬溪ダム貯水池は山国川水系、北川ダム貯水池は五ヶ瀬川水系、芹川ダム貯水池及び大分川ダム（ななせダム）貯水池は大分川水系に設置されている。

松原ダム貯水池及び北川ダム貯水池が類型指定されており、生活環境項目のうち、水素イオン濃度 (pH) については、全ての測定日で環境基準を達成した。

溶存酸素量 (DO) については、日間平均値の最小値が松原ダム貯水池で 5.2mg/L、北川ダム貯水池で 6.1mg/L 環境基準値に満たない測定日があった。北川ダム貯水池は、全ての測定日で環境基準を達成した。

浮遊物質量 (SS) については、日間平均値の最大値が北川ダム貯水池で 16 mg/L と環境基準値に満たない測定日があった。松原ダム貯水池は、全ての測定日で環境基準を達成した。

大腸菌数については、全ての測定日で環境基準を達成した。

COD の年間平均値の推移については、おおむね横ばい状態である（資料編 表 3-23 参照）。

## (3) 海域

生活環境項目のうち、水素イオン濃度 (pH) については、全ての水域の全ての測定日で環境基準を達成していた。

溶存酸素量 (DO) については、豊前地先水域、響灘及び周防灘、別府湾中央水域、別府湾東部水域、北海部郡東部地先水域、臼杵湾、津久見湾、南海部郡地先水域の最小値が 5.6~7.4mg/L と環境基準値に満たない測定日があった。その他の水域については全ての測定日で環境基準を達成していた。

大腸菌数については、豊前地先海域で日間平均値の最大値が 57CFU/100mL と環境基準を超過した測定日があった。その他の水域については全ての測定日で環境基準を達成していた。

COD の年間平均値の推移については、資料編 表 3-24 のとおり。

# 2 親水活動の推進

県民が環境保全意識を醸成し、その主体的な行動により良好な水環境を保全するためには、親水活動を通じて身近な水環境に対する関心を高めることが重要である。県民の親水活動を推進する事業として、海水浴場の水質調査と河川の水生生物調査を実施した。

### (1) 水浴場の水質調査

海水浴場の水質調査は、年間延べ利用者数がおおむね1万人以上又は快水浴場百選に環境省が選定した海水浴場等を対象に行っており、令和6年度9か所について開設前2回、開設中1回の調査を行った。調査の結果、全ての水浴場が判定基準に適合していた。(資料編 表3-25参照)

### (2) 水生生物調査

河川等の公共用水域の水質の評価については、一般に、BOD、SSなどの理化学的方法により測定された値を水質環境基準と比較することにより行われている。一方、**水生生物による水質調査**は、サワガニ、カワゲラ、トビケラなど、川に棲む生物(指標生物(資料編表3-9参照))の生息状況から河川の水質を知るものであり、理化学的方法に比べて結果が分かりやすいだけでなく、次のような優れた特徴がある。

- ①比較的長期間の水質を捉えることができる。
- ②水質汚濁の生物に対する影響を捉えることができる。
- ③住民の河川愛護、水質浄化の啓発に資することができる。
- ④適切な指導者のもとに、一般の人でも比較的簡単に調査が行える。

県では、この方法による調査活動を広く普及することにより、住民意識にマッチした水質保全施策の基礎資料を得るとともに調査への参加、結果の公表を通じて住民の水質保全意識の高揚を図り、河川の良好な水質環境の確保を進めていくこととしている。

令和6年度は13河川19地点で16団体、延べ456人が調査に参加した結果、きれいな水(水質階級I)が18地点(94.7%)を占め、調査河川の水質の状況は概ね良好であることを確認した。(資料編 表3-26、表3-27参照)

## 3 汚濁負荷の発生形態に応じた負荷の低減

水質汚濁防止法は、国民の健康の保護及び生活環境の保全を確保するために、工場や事業場からの排水及び地下浸透水を規制することにより、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図ることを目的の一つとして昭和46年6月に施行された。

同法では、工場や事業場を監督指導するために、特定施設の設置や構造等の変更をしようとする者に対して、当該施設に係る事項について事前の届出を義務付けるとともに、健康被害や生活環境の悪化の原因となる化学物質等について、排出水中に許容可能な濃度を排水基準として定めている。

特に、瀬戸内海区域(資料編 表3-10参照)に設置され、日最大排出水量が50m<sup>3</sup>以上である特定事業場については、下水道終末処理場や地方公共団体の設置するし尿処理施設等一部の施設を除き、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可を受けなければならない。

令和6年度の水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による申請や届出の件数については資料編 表3-28、表3-29のとおりである。

なお、本県では、大分県生活環境の保全等に関する条例及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例(**上乗せ排水基準**)を制定し、工場や事業場に対する規制を強化している。

大分県生活環境の保全等に関する条例は、公害防止のための規制と事業活動及び日常生活の環境に対する負荷低減措置等を定めることにより、県民の健康の保護と生活環境の保全を目的としており、めつき、紙・パルプの製造の作業等30種類の作業を行う工場・事業場(特

定工場等)を対象に、その設置の際の事前届出制を採用するとともに、公共用水域に排出される排出水について、有害物質やその他の項目の濃度を規制する排水基準(一律排水基準及び上乗せ排水基準)並びに化学的酸素要求量(COD)、窒素含有量(T-N)及びりん含有量(T-P)の汚濁負荷量を規制する総量規制基準を設定している。(資料編 表3-12参照)

一律排水基準は、国が全国一律に設定した基準であり、このうち有害物質(健康項目)については、平成24年5月25日に1,4-ジオキサンが追加され、現在28項目について全ての特定事業場に適用されている。また、その他の項目(生活環境項目)については15項目の基準が定められ、日平均排出水量が50m<sup>3</sup>以上の特定事業場に限って適用されている。このうち窒素含有量及びりん含有量の規制は、従来からの指定湖沼に加えて、平成5年8月から閉鎖性の高い海域(瀬戸内海、有明海、入津)及びこれに流入する公共用水域に排出する特定事業場に適用されている。

また、水質汚濁防止法では、一律排水基準によっては人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でないと認められる区域について、条例により一律排水基準より厳しい排水基準(上乗せ排水基準)を定めることができるとされており、本県では、平成14年12月に大分県生活環境の保全等に関する条例を改正し、規制基準の強化、対象業種を追加及び細分化するとともに、適用区域を瀬戸内海及び入津に拡大した。

大分県生活環境の保全等に関する条例の規制基準は、有害物質25項目及び生活環境項目15項目のうち7項目については一律排水基準と同等の濃度基準を定め、CODやSS等の残り8項目については負荷量基準を定めている。この基準は、特定工場等について、排水量の多寡を問わずに適用され、特に、負荷量基準は工場の新增設等により排水量の規模が大きくなるほど段階的に厳しい基準が適用されることとなっている。

水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定事業場数は、令和7年3月31日現在で5,311事業場となっている。(資料編 表3-11参照)

特定施設別の事業場数でみると、旅館業が最も多く全体の37.9%を占め、自動式車両洗浄施設の12.8%、指定地域特定施設の6.5%、野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の6.1%がこれに続いている。

これらの事業場に対しては、資料編表3-30のとおり水質汚濁防止法の規定に基づく立入調査を適宜実施している。特に日平均排出水量が50m<sup>3</sup>以上の特定事業場については、製造業では原則2回/年以上、非製造業では1回/年以上を目途に立入調査を実施しているが、効率的な立入調査を実施するため、直近3年間における排水基準違反の有無を加味し、違反の無い事業場についてはその立入頻度を半減させている(休止中又は未稼働の事業場を除く)。

令和6年度に実施した立入調査の結果、排水基準違反があった特定事業場については、資料編表3-31のとおり文書等による排水処理施設の維持管理の強化等を指導し、適切な改善がなされていることを確認した。

また、申請及び届出の審査等により、生産工程の合理化や水利用の効率化、適切な排水処理や維持管理の徹底を指導し、産業排水に起因する汚濁負荷量の削減を図った。

## 4 水環境の安全性の確保

### (1) 水質事故等に対する措置

有害物質や油類の流出、魚類のへい死等の水質事故が発生した場合は、平成16年2月に策定した水質事故等緊急連絡体制マニュアルに基づき県及び市町村の関係機関が連携して迅速に対応し、被害の拡大防止、原因究明、原状回復等必要な措置を講じている。

令和6年度は、油類の流出等を原因とする水質事故51件(うち油類流出事故36件、魚斃死4件、その他10件)を通報等により了知した(資料編表3-32参照)。いずれも水道利水に対する被害はなかった。

## (2) 地下水の保全

地下水は、一般的に地表水に比べて汚染されにくく、水量が安定し、水質も良好であることから、水道水等の生活用水や工業用水など多方面に利用されてきたが、テトラクロロエチレン等による水質汚濁や過剰な利用による水位低下、水資源の枯渇等地下水に係る問題が全国的に顕在化したため、平成元年6月に水質汚濁防止法が改正され、有害物質を含む水の地下への浸透の禁止、地下水の水質の常時監視等の規定が整備された。さらに、平成8年6月の水質汚濁防止法の一部改正により、汚染された地下水の浄化措置命令に関する規定等が整備され、平成9年4月1日から施行された。

本県では、昭和59年度からテトラクロロエチレン等を使用している工場、事業場に対して、その使用状況等の実態を把握するとともに、周辺の井戸等の水質調査を実施しており、こうした調査の結果を踏まえて事業者に対する規制や指導、井戸所有者に対する飲用上の指導等を行っている。

地下水の水質については、人の健康の保護に関する環境基準に基づき評価されており、令和6年度には、概況調査（地域の全体的な地下水質の状況を把握する調査）47本、汚染井戸周辺地区調査（概況調査等により新たに発見された汚染について、範囲の確認をする調査）4本、継続監視調査（汚染地域について継続的な監視、経年的なモニタリングとして実施する調査）26本計77本の井戸で調査を行った。（資料編 表3-13、表3-14参照）

概況調査、汚染井戸周辺地区調査では、環境基準を超過した井戸はなかった。

継続監視調査では、砒素が1本、トリクロロエチレンが1本、テトラクロロエチレンが2本、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が7本、ふつ素が1本の井戸で環境基準を超過した。

継続監視調査を実施している井戸について環境基準を超過している原因については、砒素及びふつ素は自然（地質）由来、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は農地への施肥等と推察されている。

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等揮発性有機化合物（VOC）については、原因不明のものもあるが、主にクリーニング所等の事業場からの排出水や、非意図的な地下浸透などによる汚染と推察される。

なお、近年では、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水質汚染が全国的に指摘され、本県でも環境基準超過が確認されている。

環境基準を超過した地下水が新たに確認された場合には、汚染原因を究明するための汚染井戸周辺地区調査等必要な措置を迅速に行い、地域特性に応じた適切な対策を進め健康被害を防止するとともに、有害物質に関する情報収集、提供に努め、有害物質を使用等している事業場等に対して適正な使用・保管管理や地下浸透の防止等を指導するよう、監視指導体制を充実し、環境汚染の未然防止を図る。

## 5 閉鎖性水域などにおける水環境の保全

湖沼や閉鎖性が高い海域は、流入する生活排水や産業排水による汚濁物質が蓄積しやすいえ、窒素、りん等の栄養塩の蓄積により、富栄養化が進行し、湖沼においては、アオコの繁殖による異臭味などの利水障害や、海域においては、赤潮等の発生により漁業被害が生じるおそれがある。したがって、これらの水域の水環境を保全するために、次の特別な対策を講じている。

### (1) 瀬戸内海の水質汚濁対策

#### ア 総量削減計画

広域的な閉鎖性水域である瀬戸内海の水質汚濁を改善するため、昭和55年度以降、

COD に関する総量規制を実施している。総量規制制度は、環境大臣が定める総量削減基本方針に基づいて知事が総量削減計画を策定し、総量規制基準の設定や下水道整備等の施策を総合的、計画的に推進することによって COD 負荷量の削減を図るものである。

本県においては、第 6 次総量削減計画における窒素含有量及びりん含有量において、削減目標量を達成できなかった。(資料編 表 3-15 参照)

現在は、瀬戸内海において現状の水質から悪化を防ぐことを目的として、令和 4 年 10 月に令和 6 年度を目標年次とする 9 次総量削減計画を策定し、COD、窒素含有量及びりん含有量の削減目標量の達成を図ることとした。

#### イ 総量規制基準

総量規制基準は瀬戸内海区域の日平均排水量が 50m<sup>3</sup> 以上である指定地域内の特定事業場に対して適用される。

総量削減計画の達成状況を把握するため、毎年、発生負荷量管理等調査により、COD、窒素含有量及びりん含有量の負荷量実績について、調査を実施している。

この総量削減計画の達成状況を把握するため、毎年、発生負荷量管理等調査により、COD、窒素含有量及びりん含有量の負荷量実績について、調査を実施している。

#### ウ 瀬戸内海の環境保全に関する大分県計画

瀬戸内海の環境保全に係る施策を総合的かつ計画的に推進するために、瀬戸内海環境保全特別措置法による基本計画に基づき、昭和 56 年 7 月に瀬戸内海の環境保全に関する大分県計画を策定した。その後、総量削減計画の段階的な見直しに伴い、令和 5 年 10 月に大分県計画の変更を行った。(資料編 表 3-16 参照)

#### (2) 有明海の水質汚濁対策

九州最大の閉鎖性海域である有明海については、平成 12 年度に深刻なノリの不作の問題が生じたことを契機として、海洋環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興を目的とする「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」が平成 14 年に制定された。大分県は有明海に面していないが、有明海への流入河川である筑後川の上流域に位置することから、関係県として平成 15 年 3 月に「有明海の再生に関する大分県計画」を策定し、有明海の環境改善に資する施策を行っている。

なお、毎年度、改善事業の見直しに伴い、大分県計画の変更を行っている。

### 6 水環境の保全に関する調査研究の推進

公共用水域及び地下水の水質に係るデータベースを活用し、データ解析・調査研究を推進することにより、水環境保全に係る施策の立案や環境影響評価等に活用する。

### 7 水道の現状

#### (1) 水道普及率

令和 5 年度末における本県の水道普及率は、全国平均の 98.2% に対し、92.2% となっている。(水道普及率=総給水人口／総人口。ただし、総給水人口=上水道人口+簡易水道人口+専用水道人口)

令和 2 年度に水道普及率が 0.5 ポイント減少しているが、これは上水道事業と簡易水道事業の統合に際し、一部市町村で給水人口の算定方法が見直されたことによる。(資料編表 3-33 参照)

水道普及率の低い要因として、本県は地形が複雑なうえ、集落が点在しているなどの地

理的条件により整備が困難であることや、現状において、小規模な水道や井戸・湧水等で生活用水が確保されている地域が多いと考えられる。

なお、給水施設区域を除いた水道未普及地域人口は約 77,000 人となっている。（資料編表 3-33 を参照）

## (2) 水質検査等維持管理の強化

水道事業者等には、安全で衛生的な水の供給を確保するため、水道法の規定により、定期及び臨時の水質検査の実施や水質検査施設の設置が義務づけられている。

水質基準項目は、平成 15 年 5 月 30 日に新水質基準に関する省令が公布され、その後の改正により 51 項目に拡充強化されている。また、これらを補完するため、現在、27 項目の水質管理目標が設定されている。

## (3) 水道の計画的整備から基盤強化へ

県では、将来にわたって県内の水道事業が持続・発展していくことを目的として、平成 31 年 3 月に県内の水道事業の指針となる「大分県水道ビジョン」を策定した。本ビジョンで、「安全」「強靭」「持続」の観点から、大分県における水道の理想像を描くことにより、様々な課題を解決するために水道関係者が一丸となって挑戦していく目標や実現方策を示した。

本ビジョンに基づき、県では令和元年度から県内 5 圏域で市町村と水道事業効率化等連携推進会議を開催し、県内の水道事業の効率化と人材育成等を推進している。

## (4) 小規模給水施設の整備

公営水道の整備が困難な地域では、共同で管理する簡易な施設に生活用水を頼っているが、水質に問題を抱えている施設や、過疎や高齢化により維持管理が困難となっている施設が見受けられ、水問題の実態把握や将来を見据えた解決策が必要となっている。

県では、地域の現状にあった小規模な給水施設の整備によって生活用水の確保を推進するため、県費による助成を行っている。（資料編 表 3-34 を参照）

### ○小規模集落等水源整備支援事業実施状況（令和 4 年度～）

施設整備実施箇所	
R4	豊後大野市中原矢射渡地区
R5	豊後大野市緒方町天神尾地区、豊後大野市清川町三玉中村地区、九重町麻生鈎地区、宇佐市灘地区
R6	九重町川底地区、九重町前辻一地区、豊後大野市炭焼地区

## 8 生活排水対策の推進

### (1) 生活排水対策基本方針

県では、平成 17 年 3 月に、大分県生活環境の保全等に関する条例に基づき、「大分県生活排水対策基本方針」を策定した。

この方針は、生活排水対策の重要性を鑑み、きれいな水環境を創造し、次の世代に引き継ぐために、県民、市町村及び県が適切な役割分担のもとに連携し、生活排水による河川等の水質汚濁の防止を図る施策を総合的、計画的に実施するため、県としてなすべき基本的な事項について定めている。

特に、下水道の日の 9 月 10 日から浄化槽の日の 10 月 1 日を含む 10 月 10 日までの 1 カ月間を「生活排水きれい推進月間」とし、各種啓発活動を集中的に行うこととしている。

基本方針の概要については、次のとおりである。

### 県民・市町村・県の役割

区分	県民の役割	市町村の役割	県の役割
普及・啓発	・家庭及び地域での生活排水対策の実践	・生活排水対策の普及 ・啓発 ・生活排水対策の啓発に携わる指導員の育成	・県民運動の推進等による生活排水対策の普及・啓発
施設の整備	・生活排水処理施設への早期接続・設置 ・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換	・生活排水処理施設の整備 ・生活排水処理施設への接続を促進するための施策の推進	・生活排水対策に係る広域にわたる施策の策定 ・市町村等が実施する生活排水処理施設整備への支援・調整
施設の維持管理	・浄化槽及び排水設備の適正な維持管理	・生活排水処理施設の適正な維持管理	・生活排水処理施設の適正な維持管理の指導
その他			・生活排水対策に関する情報の収集及び提供 ・生活排水対策に関する調査研究及び処理技術の開発

### (2) 生活排水処理施設の整備

県では、平成28年3月に策定した「大分県生活排水処理施設整備構想2015」に基づき、効率的・計画的な生活排水処理施設の整備を推進しており、本県の令和6年度末現在の生活排水処理率は84.0%となっている。

### ア 公共下水道の推進

#### (7) 公共下水道の事業実施・整備状況

現在12市1町1村で公共下水道事業を実施している。

それぞれの整備状況は、資料編 表3-35のとおりである。

#### (1) 公共下水道普及促進の施策

下水道の整備を促進するため、下水道事業を実施している市町村に対し、県費助成制度である「下水道整備緊急促進事業」及び平成29年度から新たに創設した「下水道整備未普及対策促進事業」により、財政負担の軽減を図っている。

### イ 農業集落排水事業の推進

公共用水域の水質保全を図るとともに、農村の生活環境を改善し、活力ある農村社会を形成するため、農村集落におけるし尿、生活雑排水などを処理する施設の整備を行う農業集落排水事業を昭和59年度から実施している。（資料編 表3-36参照）

### ウ 漁業集落排水事業の推進

漁業集落からの家庭排水等によって港内汚濁が進行すると、漁業活動への影響が懸念されることから、漁港及び周辺水域への汚濁負荷の軽減と漁村の生活環境改善を図るために、汚水処理に必要な施設の整備を行う漁業集落排水事業に取り組んでいる。（資料編表3-37参照）

### エ 净化槽の普及促進

浄化槽は、個別処理の生活排水処理施設として重要な役割を担っている。

県では、国庫補助事業の実施に伴い、平成元年度から浄化槽の設置整備に対する補助制度を創設し、さらに平成15年度からは、公共浄化槽等整備推進事業を補助対象とし、個人設置型と併せて公共浄化槽の普及を推進している。

この補助制度による浄化槽の設置基数は、令和5年度には17市町で904基が設置された。（国庫補助では1,260基）（資料編 表3-38参照）

### (3) 生活排水対策重点地域の指定

水質汚濁防止法の規定に基づき、平成3年度に旧大分市全域と旧湯布院町全域、平成4年度に旧中津市全域と旧臼杵市全域、平成5年度に旧竹田市全域、平成9年度に佐伯市中江川及び門前川の流域、平成11年度に旧三重町全域を生活排水対策重点地域に指定した。

## 9 浄化槽の設置と維持管理

### (1) 浄化槽の設置状況（令和5年度）

県内の浄化槽の設置基数は、平成15年頃までは大きな増加が続いたが、下水道整備の進捗に伴い、下水道整備区域に設置されていた浄化槽の使用廃止が進んだことなどを主な理由として、平成17～22年の間は減少傾向が見られた。近年は緩やかな増加傾向にあり、令和6年度末の設置基数は約15万基で、前年度末よりも若干減少した。（浄化槽設置基数の推移は資料編 表3-39を参照）

### (2) 合併処理浄化槽の設置の推進

浄化槽による汚水の適正な処理及び浄化槽の適正な管理をより一層促進するため、令和元年6月に浄化槽法が改正、令和2年4月1日に施行されたことを受け、既設単独処理浄化槽の廃止に向けて市町村、関係業界と連携しつつ、啓発等の取組を進めている。

### (3) 浄化槽の維持管理に関する指導

#### ア 立入検査等

浄化槽法においては、浄化槽管理者等に対して浄化槽が適正に維持管理されるよう、法律の施行に必要な限度において立入検査等ができることとされており、令和6年度は8件、保健所職員及び権限移譲市職員が立入検査を行った。浄化槽の保守点検業者については、「浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例」に基づき適正な保守点検業務の指導をしており、令和6年度末現在の登録業者数は108業者となっている（大分市を除く）。

#### イ 法定検査

令和6年度の法定検査受検状況は、7条検査の実施率は、令和6年度中検査対象となった2,554基中2,554基で100%、また11条検査は147,631基中69,825基で47.3%と前年度45.0%より2.3%増となった。維持管理別の検査結果については図3-41のとおりで、不適正件数が7条検査で159基で6.2%（前年度7.4%）、11条検査で3,777基で5.4%（前年度5.7%）となっている。

（検査実施件数は資料編 図3-41を参照）

#### ウ 今後の方針

浄化槽の保守点検・清掃・法定検査は、浄化槽の適正な維持管理を確保するために必要不可欠である。こうした中、11条検査の受検率は改善傾向ではあるものの、十分な実施状況とは言えないことから、今後も引き続き浄化槽管理者に対して11条検査の受検

の啓発・指導等を行っていく。

#### (4) 大分県浄化槽維持管理協議会の設立

令和元年6月の改正浄化槽法により、地方公共団体は、浄化槽の設置及び管理に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができるようになり、令和5年3月に県、市町村、関係団体を構成団体とした法定協議会にあたる「大分県浄化槽維持管理協議会」を設立した。

本協議会を活用し、関係機関と連携して効果的な法定検査の実施に不可欠である浄化槽台帳の整備や法定検査未受検者への指導など、各種浄化槽に係る課題解決に向けた取組を協議、推進していく。

## 10 漁場環境保全の現況と対策

#### (1) 赤潮・貝毒及び油濁の発生状況

赤潮については、令和6年度には、県内沿岸で26件の赤潮が確認され、その状況は資料編 表3-43のとおりである。確認されたプランクトンは12属13種で、このうち有害種は、シャットネラ属が3件、ヘテロシグマ アカシオが1件、コクロディニウム ポリクリコイデスが0件、カレニア ミキモトイ6件であり、カレニア ミキモトイの赤潮で漁業被害が発生した。

貝毒については、佐伯市南部海域で採取された天然アサリから国の規制値(4MU/g)を超える麻痺性貝毒が検出され、採捕・出荷の自主規制措置を次のとおり行った。

・天然二枚貝：自主規制期間 R7.1.17～R7.4.18（毒力31.6MU/g）

\*3週連続で規制値を下回り、安全性が確認された際に自主規制措置を解除

なお、平成11年から採捕・出荷の自主規制措置が行われている佐伯市蒲江森崎地先のムラサキイガイについては、安全性が認められないことから自主規制措置が継続されている。

油濁については、令和6年度は漁業被害を伴う油の流出はなかった。

#### (2) 漁業公害調査と指導

県農林水産研究指導センター水産研究部北部水産グループでは、内水面において水温、pH、DO等の定期観測を行うとともに、県漁協各支店から環境情報の提供を受けるなどして漁場環境の監視、情報収集等を行った。

#### (3) 赤潮情報交換と予察

赤潮の発生に伴う漁業被害の防止と軽減を目的に、連絡体制の整備を行うとともに、市町村、漁協等を対象とした研修会を開催した。

また、赤潮発生機構の解明を図るため、県農林水産研究指導センター水産研究部及び同北部水産グループがプランクトンの発生状況、水質等に関する定期調査を実施した。

#### (4) 沿岸漁場保全対策

生活関連廃棄物の堆積等により効用の低下している沿岸漁場の生産力を回復させるため、漁場の保全対策を講じている。

##### 漁場クリーンアップ事業（非公共）

令和6年度は、1市で有害生物の駆除を実施した。

## 11 公害被害の救済の状況

## ア 制度の沿革

公害による健康被害者は、公害健康被害の補償等に関する法律で保護されるが、本県は、法の適用を受ける地域に指定されていないため、県独自で昭和 48 年 12 月に大分県公害被害救済措置条例を制定するとともに、大分県公害被害救済等基金を設置している。

この条例は、大気汚染による健康被害及び水質汚濁による漁業被害を救済の対象としているが、健康被害については、条例の適用を受ける地域を指定していないので、具体的に運用されたことはない。

漁業被害については、県の沿岸海域を救済対象地域とし、救済制度の適用を受ける漁業被害の原因を油濁、赤潮、水質又は底質の悪化及び有害物質の蓄積の 4 種類に限定しており、救済の対象者は、これらにより被害を受けた漁業者又は漁業協同組合としている。

なお、漁業被害の救済対象のうち油濁被害については、昭和 50 年 3 月に財団法人漁業油濁被害救済基金（平成 23 年 10 月に財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構、平成 25 年 4 月に公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構に組織改正）が設置され、当該基金により被害の救済が図られることとなっている。

また、異常かつ長期間にわたる赤潮被害対策として、昭和 52 年 3 月に大分県公害被害救済等基金条例等の一部を改正し、赤潮の発生に伴う漁業環境保全事業及び赤潮被害緊急防止事業に対して補助金を交付することとした。

さらに、平成 17 年には陸上養殖魚類にも赤潮による大きな被害が発生したことから、平成 17 年 9 月に条例を改正し、陸上養殖魚類に対しても被害の救済が図られるようになった。

## イ 基金の運用

公害被害救済等基金は、当面、漁業被害に係る救済事業を行うため、昭和 49 年度以降、県、沿岸市町村（22 旧市町村）及び関係企業（沿岸部市町村に立地する主要企業）からの拠出金により積立てを行ってきたが、昭和 60 年度には目標額の 5 億円に達し、現在では、その果実で運用している。

## ウ 漁業被害の救済の状況

公害被害救済等基金による漁業被害補填状況、赤潮被害対策事業の補助金の交付状況は資料編 表 3-44 と表 3-45 に示すとおりであり、これまでに約 534 百万円の被害補填、約 7 百万円の補助金の交付を行っている。

# 第 2 項 豊かな水環境の創出

## (1) 現状及び課題

身近な河川等の水環境を保全するためには、流域住民が主体的・継続的に水環境保全活動が行うことができる仕組みづくりが必要である。

各河川の流域を取り巻く水環境は、地形をはじめ、文化や歴史等が異なるため、流域毎に取り組む必要がある。

## (2) 処理槽整備との連携

豊かな水環境の創出のために、河川等公共用水域の水質の改善は必須である。本県は、河川の上流域ほど生活排水処理率が低い傾向であるが、良好な水質を保全し、清流を維持するためには、これらの地域において生活排水処理施設の整備を着実にすすめ、生活排水処理率の向上を図ることが重要である。特に、下水道等集合処理施設の整備計画がない地域では、戸別に合併処理浄化槽を設置していかなければならない。

こうした中、市町と協力し、合併処理浄化槽のさらなる普及促進のため、既設の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を合併処理浄化槽に設置替えをする場合には補助金額の上乗せ

を実施している。個人負担を軽減し、合併処理浄化槽への転換を後押しすることで、生活排水処理率のさらなる向上を目指している。

## **第3項 土壌環境保全対策等の推進**

### **1 土壌汚染対策の推進**

#### **(1) 土壌汚染対策法**

土壌汚染対策法では、土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害があるおそれがある 26 物質（鉛、砒素、クロロエチレンその他の物質等）を特定有害物質として指定している。特定有害物質によるリスクについては、汚染土壌から溶出することにより汚染された地下水を摂取することによるリスクと、汚染された土壌から直接摂取するリスクに分けて考えられており、地下水経由のリスクについては 26 物質全てにおいて土壌溶出量の基準が、直接摂取のリスクについては重金属等 9 物質において土壌含有量の基準が定められている（令和 7 年 4 月 1 日現在）。

#### **ア 土壌汚染状況の把握**

土壌汚染の状況を把握するため、次の機会をとらえて土壌の汚染状況の調査を行うことが定められている。

#### **(ア) 有害物質使用特定施設の使用を廃止する場合（法第 3 条）**

有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法第 2 条第 2 項の特定施設であって、特定有害物質をその施設において製造、使用又は処理するもの）の使用が廃止された場合、その土地の所有者等に調査の義務が発生する。令和 6 年度の該当事例は 3 件（うち大分市 2 件）であった。

#### **(イ) 土地の形質変更に際し汚染のおそれがある場合（法第 4 条）**

一定規模（3,000 m<sup>2</sup>）以上の土地の形質の変更を行う場合、工事に着手する 30 日前までに都道府県知事に届出を行うことが義務づけられている。この届出において、土壌汚染のおそれがあると知事が認める場合、土壌汚染の調査命令を発出することとなっており、令和 6 年度には 158 件（うち大分市 52 件）の形質変更の届出を受理している。

#### **(ウ) 人の健康被害が発生するおそれがある場合（法第 5 条）**

土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるものとして、知事が認める場合、土地の所有者に調査を命ずることができるが、これまで県内で調査命令を発出した事例はない。

#### **(エ) 自主検査において汚染が判明した場合（法第 14 条）**

上記（ア）～（ウ）の場合によらず、自主的に行った土壌検査において汚染が判明した場合、当該土地の区域指定を申請することができるが、令和 6 年度の申請はなかった。

#### **イ 区域指定**

土壌の汚染が判明した場合、その汚染状況により区域指定を行うこととなる。汚染土壌の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要

な区域は要措置区域に、汚染土壤の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域は形質変更時要届出区域に指定される。要措置区域に指定された場合は、土壤の浄化、汚染物質の封じ込め等の汚染の除去等の措置が指示される。

令和~~6~~年度末現在、形質変更時要届出区域が22件（うち大分市9件）指定されており、令和~~6~~年度中に新たに指定されたのは、形質変更時要届出区域5件（大分市4件）である。

## ウ 汚染土壤の処理

区域指定を受けた場所において汚染土壤を掘削除去する場合等、汚染土壤を区域外に搬出する際には特定有害物質等の飛散や地下への浸透を防止する措置を講ずる必要があるほか、搬出した汚染土壤の処理を汚染土壤処理業者へ委託する必要があり、令和~~6~~年度末現在、県内には、埋立処理施設3業者（うち大分市2業者）、セメント製造施設1業者が存在している。

### (2) 農用地における土壤汚染対策

農用地の土壤の汚染防止等に関する法律では、カドミウム、銅及び砒素が特定有害物質として定められており、必要に応じて土壤汚染防止対策を実施している。

県内では、長谷緒地域（豊後大野市緒方町）が昭和58年3月に農用地土壤汚染対策地域に指定されたが、昭和61年度から平成2年度まで公害防除特別土地改良事業を実施した後、平成6年3月に指定が解除されたため、現在、県内に指定地域は存在しない。

## 2 地盤沈下対策

県内では、顕著な地盤沈下の事例は見られない。

# 第5節 化学物質等に係るリスクコミュニケーション

## 第1項 環境リスクの低減及びリスクコミュニケーションの推進

### 1 化学物質対策

#### (1) ダイオキシン類対策

##### ア ダイオキシン類対策の概況

ダイオキシン類は、工業的に製造される物質ではなく、廃棄物など物の焼却の過程で非意図的に生成してしまう物質である。環境中の濃度は微量であり、通常の生活における暴露レベルでは、健康影響を生じるおそれは低いが、発がん性や催奇形性を有することから、適切な対応が求められている。

県では、市町村等のごみ焼却施設に対する削減指導を行うなど、ダイオキシン類の主要な発生源である廃棄物焼却炉の指導を強化した。

また、平成12年度から廃棄物焼却施設の周辺地域や一般の環境における大気、河川、海域、土壤等について総合的に調査を実施し、結果を公表している。

これらの対策の結果、令和5年の全国でのダイオキシン類の排出量は104～106g-TEQ/年であり、平成15年から約73%減少し、平成9年からは約99%減少した。

##### イ 調査結果概況

令和6年度には、大分市等が調査した大分市内を除く県内の大气、河川、湖沼、海域の水質と底質、地下水及び土壤の一般環境調査及び発生源周辺環境調査を実施した。環境基準を資料編 表2-19に示す。

#### (ア) 大気

県内6市7地点で一般環境及び発生源周辺の大気環境調査を実施した。

各調査地点の年平均値を資料編 表2-13(1)大気に示す。各地点の年平均値は、 $0.0048\sim0.0301\text{pg-TEQ/m}^3$ の範囲内にあり、全ての調査地点で環境基準(年平均値が $0.6\text{pg-TEQ/m}^3$ 以下であること)を達成した。

#### (イ) 水質

9河川14地点、2湖沼2地点、2海域2地点、地下水19地点で水質調査を実施した。各地点の測定値は $0.022\sim1.4\text{pg-TEQ/L}$ の範囲にあり、地下水1地点で $1.4\text{pg-TEQ/L}$ と環境基準( $1\text{pg-TEQ/L}$ 以下であること)を超過した。当該地点は平成16年度の概況調査で環境基準を超過したため、大分市が継続調査を実施している。調査結果は資料編表2-13(2)水質に示す。

#### (ウ) 底質

7河川11地点、2湖沼2地点、2海域2地点で底質調査を実施した。各地点の測定値は $0.081\sim3.5\text{pg-TEQ/g}$ の範囲にあり、全ての調査地点で底質の環境基準( $150\text{pg-TEQ/g}$ 以下であること)を達成した。調査結果は資料編 表2-13(3)底質に示す。

#### (エ) 土壤

公園等7地点で土壤調査を実施した。各地点の測定値は $0.00078\sim0.69\text{pg-TEQ/g}$ の範囲にあり、全ての調査地点で土壤環境基準( $1,000\text{pg-TEQ/g}$ 以下であること)を達成した。

調査結果は、資料編 表2-13(4)土壤に示す。

### ウ 特定事業場の監視・指導

#### (ア) 特定施設の届出状況

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の届出の状況は、資料編 表2-20及び資料編 表2-21に示すとおり、大気基準適用施設は54特定事業場の75特定施設、水質基準適用施設は9特定事業場の21特定施設である。

#### (イ) 特定施設設置者による測定結果

ダイオキシン類対策特別措置法では、特定施設の設置者は、毎年1回以上ダイオキシン類の測定を行い、その結果を知事(大分市内は大分市長)に報告し、知事等はその結果を公表することとなっている。

令和6年度の排ガスの測定結果については60施設から報告があり、測定結果は、 $0\sim7.5\text{ng-TEQ/Nm}^3$ の範囲であった(資料編 表2-22参照)。

排出水の測定結果は、4特定事業場から報告があり、全ての事業場で排水基準に適合していた(資料編 表2-23参照)。

ばいじんの測定結果は48施設から報告があり、測定結果は $0\sim28\text{ng-TEQ/g}$ の範囲であった(資料編 表2-24参照)。

焼却灰及び燃え殻の測定結果は、51施設から報告があり、測定結果は $0\sim0.5\text{ng-TEQ/g}$ の範囲であった。(資料編 表2-25参照)

なお、廃棄物焼却炉から排出されるばいじん、焼却灰及び燃え殻のうち、ダイオキシン類の含有量が 3ng-TEQ/g を越えるものは、特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物として取り扱われる。

## (2) 化学物質環境実態調査

国は、昭和 49 年度から化学物質の一般環境中の残留状況を調査し、公表している。また、平成 14 年度からは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律や環境リスク評価等の施策に直結するための初期環境調査、詳細環境調査及びモニタリング調査を実施している。

本県は、環境省の委託を受けて大分川河口の水質、底質、魚類(サワラ)、さらに平成 22 年度からは大気についても試料採取を行い、化学物質環境実態調査を実施している。

## 2 化学物質の適正管理(PRTR 制度)

有害性のある化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質管理の改善を促進し、環境の保全上、化学物質による支障が生ずることを未然に防止することを目的として、平成 11 年 7 月に特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律が成立した。

同法の定める PRTR (Pollutant Release and Transfer Register) 制度は、人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物等に含まれて事業所外に運び出されたかなどのデータを事業者自らが把握し、都道府県を経由して国に届出を行うものである。届出を受けた国は、事業者からの報告や統計資料を用いた推計に基づいて、排出量・移動量を集計し、公表することとなっており、令和 5 年度の排出量等の集計結果は、資料編 表 2-26 のとおりである。

なお、PRTR 制度の届出対象は、当初 354 物質であったが、平成 20 年度及び令和 3 年度の同法施行令改正により、令和 6 年度分（5 年度把握分）では 515 物質となっている。

## 3 環境リスクの低減及びリスクコミュニケーションの推進

### (1) GAP 手法による農業生産工程管理の普及推進

GAP(Good Agricultural Practice 以下「GAP」という)手法とは、生産者自らが、食品の安全性の確保、労働安全及び環境保全等の目的を達成するための「農業生産工程の管理手法(プロセスチェック手法)」である。

従来の収穫後に検査を行う管理方法(ファイナルチェック)に対し、農作業の各工程でのリスクを記録・評価・点検しながら改善していくもので、平成 20 年度から GAP の普及拡大に取り組んでいる。生産者の GAP の取組に対する理解促進を図るため普及啓発セミナーを開催するとともに、県や農協の職員等を指導員として育成し、生産者に対する GAP 導入の指導や認証取得を支援している。令和 7 年 3 月現在、県内の GAP 認証取得農場数は 221 農場となっている。

### (2) 農薬危害防止等の対策に係る最近の情勢

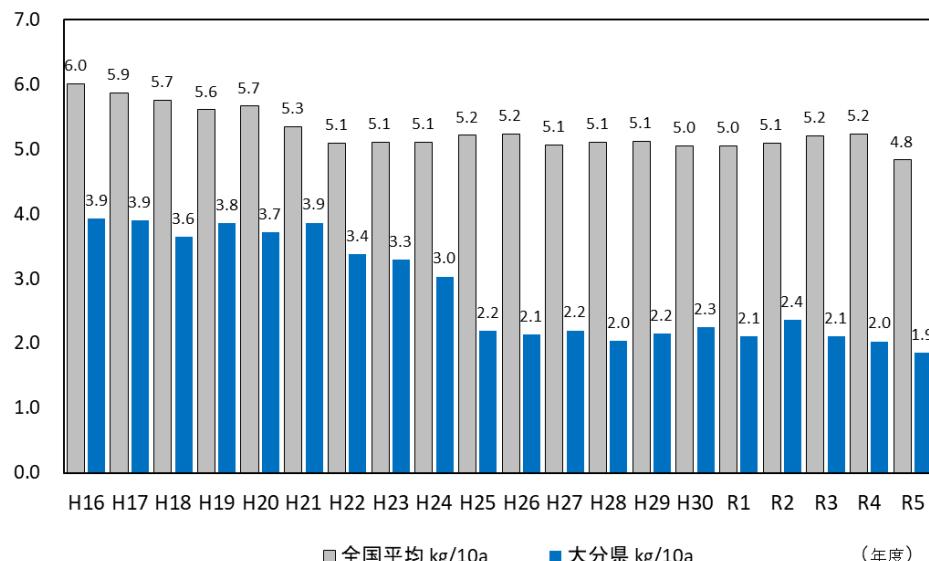
農薬は、農業生産の安定を図る上で重要な資材である一方、農薬成分や使用方法によっては、人畜、水産物への被害、残留による食品、土壤、水質の汚染等、人の健康や生活環境に悪影響を及ぼすことがあるため、農薬取締法において使用規制を設けるなど厳しい措置がとられている。

農薬による危害防止のためには、農薬取締法ほか関係法令に基づき遵守すべき事項について周知徹底するとともに、農薬の適正販売、安全かつ適正使用及び保管管理並びに使用

現場における周辺への配慮の徹底など、農薬及びその取扱いに関する正しい知識を広く普及させることが重要であり、関係者が一体となって指導を行っていく必要がある。

県内における単位面積当たりの農薬使用量は減少傾向にあり、環境保全型農業の拡大等により、図2.3-2のとおり全国平均より少ないレベルで推移している。

図2.3-2 10a当たり農薬使用量(kg)の推移(大分県と全国平均の比較)



(出荷量で推定、過去20年分、農薬要覧(日本植物防疫協会発行)から)

### (3) 肥料・農薬の使用量低減及び農薬安全使用対策

肥料・農薬の使用量の削減及び農薬の適正使用、安全使用を図るため、県内全域を対象に次のとおり対策を実施した。

#### ア 環境保全型農業の推進

化学合成農薬及び化学肥料を使用しない有機農業の推進のため、令和4年3月に「第3次大分県有機農業推進計画」を策定し、普及拡大に取り組んでおり、令和7年3月末での有機JAS認証取得面積は286haとなっている。

また化学合成農薬のみに頼らない総合的な病害虫防除技術として、IPM(総合的病害虫・雑草管理技術)の導入を進めており、令和6年3月には「大分県病害虫総合防除計画」を策定し、化学合成農薬の使用量の削減を目指している。

令和4年4月に環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(みどりの食料システム法)が成立した。これを受け、令和4年12月に「大分県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画」を市町村と共同で策定し、農林漁業者の環境負荷低減事業活動の取組を推進している。

#### イ 防除指導指針の策定

「大分県主要農作物病害虫及び雑草防除指導指針」をホームページに公開し、農薬の適正かつ安全な使用を推進するとともに、関係者へ広く速やかに情報を提供している。

#### ウ 農薬危害防止運動の実施

農薬の使用に伴う事故・被害を未然に防止するため、農薬を使用する機会が増える 6～8 月を農薬危害防止運動期間に定め、農薬ラベルの表示事項の遵守と周辺環境への農薬飛散防止の徹底等をポスターの掲示や講習会等で周知するなど運動を展開した。

## 工 農薬の適正使用指導の実施

農薬の適正使用の徹底を図るため、GAP 手法の実践推進や各種研修会等を通じ、生産者や指導者等に対し、各地域、各機関での指導を行った。

また、ドローン（無人マルチローター）による農薬散布が普及したことにより、令和 3 年 2 月に定めた「大分県無人航空機利用による農薬散布指導に関する基本方針」を令和 6 年 1 月に廃止し、無人ヘリコプターまたはドローン利用による防除業者に対し、農林水産省のガイドラインに沿った運用と手続きを周知し、農薬散布の安全確保と適正な農薬使用の指導及び啓発を行っている。

## 才 農薬指導取締

農薬取締法に基づき、農薬販売業者を対象に立入検査を実施し、農薬の適正な保管管理及び販売の確保、関係法令の遵守の徹底等を指導している。

また、「ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要綱」に基づき、ゴルフ場事業者から農薬使用実績の報告を受けるとともに、必要に応じて立入検査を実施し、農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理等を指導している。

## 力 大分県農薬指導士の認定、育成

農薬の安全使用・適正販売の確保を図るため、昭和 62 年度から農薬や病害虫防除、農薬取締法等関係法令等に関する知識を有する販売業者や農薬使用者等に対し試験を実施し、大分県農薬指導士として認定するとともに、3 年ごとに更新研修を行い資質向上を図り育成している。令和 7 年 3 月末現在の認定者数は 1,312 名となっている。

# 第 2 項 放射線の監視体制の充実

## 1 環境放射能監視の現況

環境中には、様々な形で放射性物質や放射線が存在し、我々は常に放射線等にさらされて生活している。呼吸あるいは飲食によって取り込んだ放射性物質によって体内から放射線を受け、また、宇宙や大地など体外からも放射線等を受けているが、通常の放射線量のレベルであれば、健康上の支障は生じないものと考えられている。

一方、原子力の平和利用の拡大等に伴い、環境中の放射線量や放射性物質濃度等を監視する必要性が高まったことから、本県では、昭和 62 年 12 月に科学技術庁（現文部科学省）からの委託を受け、昭和 63 年度から環境放射能の監視を開始し、継続して空間放射線量率と環境試料中の放射性物質の測定を行っている（現在は、原子力規制庁からの委託）。

また、平成 23 年 3 月 12 日に発生した東京電力株式会社福島第 1 原子力発電所の事故を受けて、平成 24 年 4 月から、モニタリングポストを 4 局増設し、県内 5 局で空間放射線量率を常時監視しており、降下物等の測定結果とともにホームページにて情報提供を行っている。

### (1) 空間線量率の現況

空間における放射線の量を調べるため、連続測定を行うモニタリングポストと運搬可能な計測器であるサーベイメータを運用している。県内 5 局に設置したモニタリングポスト

で測定した年間の空間放射線量率は資料編 表 2-10 のとおりで異常は認められなかった。

なお、モニタリングポスト設置市を除く県内各市町村では、サーベイメータによる地上 1 m の地点での空間放射線量率の測定を年 4 回実施したが、異常は認められなかった。

#### (2) 環境試料中の放射能の現況

環境試料中の放射能は、雨水に含まれる全ベータ放射能測定と各種環境試料中の核種分析(放射性ヨウ素 131、セシウム 134、137 等)を行っている。

## 2 調査結果

#### (1) 全ベータ放射能調査

降雨ごとの雨水に含まれる全ベータ線の量をベータ線自動測定装置により測定している。大分市(衛生環境研究センター)で、1 日あたり 1 mm 以上の降水のあった 70 検体について測定したが、資料編 表 2-11 のとおり特に異常は認められなかった。

#### (2) 各種環境試料中の核種分析

大気浮遊じん、降下物、上水、牛乳、野菜類、精米及び土壤の環境試料中に含まれる放射性ヨウ素 131、セシウム 134、137 等を人工放射性物質の指標としてゲルマニウム半導体検出器により測定している。

令和 6 年度の調査では、土壤から人工放射性物質が検出されたが、過去の測定値の範囲内であった。環境試料中の放射性物質測定結果は、資料編 表 2-12 のとおりである。

## 第4章 豊かな自然の保全と活用

### 第1節 生物多様性の保全・回復の推進

大分県は、九州本島の北東部に位置し、北と東は周防灘、別府湾、豊後水道の海域に面し、西と南は英彦山、津江山系、くじゅう山群及び祖母傾山系の山岳地帯で囲まれている。地形が複雑で山地や台地が多く、平野は比較的少ない。山地では、広大な高原を山裾に持つくじゅう山群や由布・鶴見岳のほかに、北西に英彦山・犬ヶ岳山系、南は急峻な山々の連なる祖母・傾山系がその代表である。台地では玖珠地方や耶馬渓地方を中心に、溶岩台地がつくる独特な山容である古い堆積層や溶岩が差別侵食されて生じた奇岩が林立し、優れた景観をつくっている。一方、県南部のリアス式海岸は、中生代、古生代の堆積性の地質からなっており、火山活動による地形造成が広範に見られる本県にとって、特異な地形の代表とされている。

こうした特徴的な地形が気候にも影響し、県内の気候区は、山地型をはじめ準日本海型、内海型、南海型及び内陸型気候区と、県土面積の割には、比較的多くの気候区に分けられている。

また、これらの環境条件は、動植物の分布にも影響を与えていている。植生では、県南部海岸にアコウ、ビロウなどの亜熱帯性植物やウバメガシ林、ハマビワ林などの暖地性植生が見られ、内陸部の標高 1,000m 以上の山地帯では、ブナ林やミズナラ林などの温帶性植生やミヤマキリシマ、コケモモなどが群生する九州山頂帶植生がある。動物では、国指定特別天然記念物のニホンカモシカやオオサンショウウオも生息している。

更に、温泉資源も豊富で、源泉数及び湧出量ともに全国一（令和 6 年 3 月 31 日現在）である。その利用方法も古くからの浴用、飲用のほか、最近では温泉資源を生かした地熱発電、施設園芸など多岐にわたって開発が進められており、全国的な注目を集めている。

このように大分県の自然環境は全般的に優れているが、これは原生的な手つかずの自然が単に豊富に存在することを意味するものではなく、長い人類の歴史の中で、自然と人間が共存してきた結果として自然状態が良好に保たれてきたことを意味する。広大な草原景観を全国的に誇る久住・飯田高原の自然は、地域の人びとによって慣習的に続けられている火入れ、放牧と採草によって維持されており、里山の雜木林は、薪炭林として伐採が繰り返されていたものが、再生林として自然林状態に復元している姿である。ただ、最近は、過疎化に伴い畠跡地が森林化するなど、自然環境を構成する要素にも変化が見られる。

全国的に危惧されている優れた自然林の消失は、本県でも例外ではない。祖母・傾山系の山肌を覆うブナ・ツガなどの原生林は、伐採等により著しく減少しており、そこに生息する動物の生息域が分断されたり、狭められたりしている。県北の英彦山・犬ヶ岳山系の谷や山腹は伐採と人工林の植林の結果、原生林は稜線近くに帶状に残っているにすぎない。広大な山裾をひろげる久住・飯田の高原も、草原の減少や農道を含む道路網の整備等により、自然環境は変容してきている。また、公共、民間を問わず、都市周辺における各種の開発が、自然環境や生活環境を変化させている。

私たちは、この豊かな自然を利用して、農林水産業をはじめ多くの産業を発展させ、多様な気候や地理的特性のもとで地域色豊かな文化を育むなど、自然の恩恵を受けて生活を営んできた。しかし、経済性や効率性を優先した開発や乱獲等による直接的な自然の減少や、里山の荒廃等に見られるような人が手を加え保持してきた自然の減少、さらに、人為によって移入された外来生物等による生態系のかく乱など、豊かな自然と生物の多様性を危うくする状況が進行している。

## 第1項 自然公園等の保護・保全

### 1 自然公園等の現況

本県には、自然環境に恵まれた地域が数多く存在し、国及び県は、これらの地域を自然公園、自然環境保全地域等に指定して保護、管理することにより、自然環境の保全に努めている。これらの地域の概況は、次のとおりである。

#### (1) 自然公園の現況

優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域を自然公園に指定している。自然公園には、我が国の風景を代表する国立公園、これに準ずる国定公園及び都道府県の風景を代表する都道府県立自然公園がある。

令和6年度末現在の本県の国立公園は、瀬戸内海及び阿蘇くじゅうの2ヵ所 21,582ha（県土面積の3.4%、自然公園面積の12.35%）、国定公園は、耶馬日田英彦山、祖母傾及び日豊海岸の3ヵ所 89,306ha（同14.1%、同51.2%）、県立自然公園は、国東半島、豊後水道、津江山系、神角寺芹川及び祖母傾の5ヵ所 63,840ha（同10.1%、同36.6%）となっており、その総面積は、174,728ha で北海道、新潟県などについて7番目に多く、県土面積の約28%（全国7位）を占めている。（図2.4-1）

図2.4-1 大分県の自然公園等（令和7年3月31日現在）



### (2) 自然環境保全地域等の状況

自然公園以外で良好な自然環境を形成し、その保全を図る必要がある区域を自然環境保全地域に指定している。令和5年度末における県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域は、資料編 表7-8のとおり6地域が指定されている。

これとは別に、防衛省との協定により福万山 100ha 及び高陣ヶ尾 35ha（いずれも玖珠町）の2地域について、自然環境の保全を図っている。

### (3) 自然海浜保全地区の状況

瀬戸内海区域（中津市山国川から佐伯市鶴見の間）の自然公園以外の自然海浜で、海水浴、潮干狩りなどの公衆の利用に供されている地域を県自然海浜保全地区条例に基づき、自然海浜保全地区に指定して、自然海浜の保全及び適正な利用を図っている。令和5年度末における指定地区は、資料編 表7-9のとおり2地区である。

## 2 自然公園等の保全

### (1) 公園計画の見直し

自然公園は、適正な保護及び利用を図るために公園計画を定めることになっている。また、この公園計画は、自然公園をとりまく社会条件の変化に対応するため、必要に応じて、見直しを行うことができる。

### (2) 自然公園の保全管理

自然公園の優れた風致景観を保護するため、自然公園区域内に特別地域、特別保護地区及び海域公園地区が指定されており、当該区域内で行われる一定の行為は、環境大臣又は県知事の許可を受けなければならないことになっている。また、普通地域内の一定の行為は、県知事に届出をしなければならないことになっており、風景の保護のために必要な規制や指導を行っている。

令和6年度中における行為の許可及び届出の状況は、資料編 表7-10のとおりである。

### (3) 自然環境保全地域等の保全管理

自然環境保全地域については、その保全を図るために地域内に特別地区を指定し、更に必要があれば特別地区内に野生動植物保護地区を指定し、当該地区内における工作物の新築、木材の伐採等の行為は、県知事の許可を受けなければならないこととしており、他の普通地区についても、一定の行為は県知事への届出を要し、必要な規制や指導を加えることによって保全を図っている。また、防衛省との協定により自然環境の保全を図っている地区については、2年毎に協定者相互で保全のための調査を実施し、適正な管理を行うことしている。

### (4) 自然海浜保全地区の保全管理

自然海浜保全地区については、当該地区内において工作物の新築、土石の採取等の行為を行う場合は、事前に県知事に届出を要し、保全及び適正な利用のために必要があれば勧告又は助言を行うことによって保全を図ることにしている。

## 3 ラムサール条約

ラムサール条約は水鳥の生息地として国際的に重要な湿地や湿地に生息する野生生物の保

護を目的として採択され、締約国には登録湿地の保全と「ワイスユース」（賢明な利用）の推進が求められている。

県内では、くじゅう坊ガツル・タデ原湿原が平成 17 年に保全すべき重要な湿地として登録されており、中間湿原としては国内最大級の面積を有している。くじゅう坊ガツル・タデ原では、長い間途絶えていた野焼きを地元の人たちが中心となって復活させ、毎年、春の芽吹き前に野焼きを行うことで、美しい湿原景観や多様な生き物たちの生息、生育する環境が守られている。なお、令和 7 年 7 月時点の国内登録湿地は 54 カ所となっている。

## **第 2 項 多様な生態系の保全**

### **1 生物多様性の現状把握及び対策**

#### **(1) 希少野生動植物の調査及び保護**

本県では、県内の希少な野生生物の生息・生育状況を総合的に調査・整理・検討し公表することにより、絶滅のおそれのある野生生物の保護を図るため、平成 12 年度に「レッドデータブックおおいた」を作成した。その後、平成 22 年度と令和 3 年度に 2 回の改訂を行うとともに、「レッドデータブックおおいた 2022」のホームページを開設し、県内の希少野生生物の現状について普及・啓発を図っている。

また、平成 18 年 3 月には、希少野生動植物の保護に関する条例を制定し、これまで指定希少野生動植物の指定（52 種）や保護管理事業計画（6 種）を策定している。

さらに、平成 28 年度から指定希少野生動植物や「レッドデータブックおおいた 2022」における絶滅危惧 I 類など絶滅の恐れのある種の保全活動を NPO 等との協働（補助）により実施しており、令和 4 年度からは、希少野生動植物の保護だけでなく、特定外来生物の防除など自然環境保全活動も補助対象に加え、令和 5 年度は 6 団体、令和 6 年度は 7 団体の活動を支援した。

#### **(2) 外来生物対策**

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）が平成 16 年に制定され、各地方公共団体においても同法に基づく外来生物対策が可能となった。

アライグマについては、市町村を中心とした防除体制の整備を図るため、平成 29 年度及び令和元年度に、県の北西部における市町村の担当者会議を開催し、令和 2 年度からは、アライグマの生息域の拡大に伴い、県内の全市町村を対象として市町村担当者会議を開催した。これらの取り組みに加え、市町村のアライグマ防除事業を後押しするため、令和 7 年度より「アライグマ捕獲支援事業費補助金」を創設した。

また、令和 5 年 1 月に別府市においてクリハラリスの生息が確認されたことから、令和 5 年度からは、生息状況調査を実施するとともに、防除を行った。令和 6 年度にはクリハラリス根絶に向けた早期対策を実施するため、「大分県クリハラリス防除実施計画」を策定した。

さらに、外来生物のもたらす生態系等への被害やその防除に関する普及啓発を大分県ホームページやパンフレット等を活用して実施している。

#### **(3) 自然環境学術調査**

本県では、県内の自然環境の現状を把握するために昭和 44 年の「大分県海中公園候補地学術調査」を皮切りに、資料編 表 7-11 のとおり自然環境学術調査を実施してきた。

平成 29 年度からは、「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」に登録された祖母傾国定公園で自然環境学術調査を実施した（令和元年度調査終了）。

#### (4) 生物多様性おおいた県戦略の策定

本県では、平成 23 年 3 月に「生物多様性おおいた県戦略」を策定し、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきた。その後、平成 28 年 3 月に 1 回目の改訂を行ったが、国において、生物多様性に関する世界目標である「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現を目指し、30by30 目標の達成に向けた具体的な行動目標を示した「生物多様性国家戦略 2023-2030」が令和 5 年 3 月に策定されたことを受けて令和 6 年 3 月に 2 回目の改訂を行い、「第 3 次生物多様性おおいた県戦略（2024-2030）」を策定、「豊かな自然と人間とが共生するふるさと“おおいた”に向けた「大分県版ネイチャーポジティブ」の実現」を目指し、国、市町村、NPO、企業及び県民と連携して様々な施策を進めている。

#### (5) おおいたの重要な自然共生地域の公表

自然の恵みをもたらす生物の多様性豊かな自然環境が保たれた地域の中で、法的規制がない又は弱い地域を未来に残していくために、「おおいたの重要な自然共生地域」として 28 地域を公表している（資料編 表 7-12 参照）。公表した地域のうち、20 か所に生物情報や保全活動等に関する案内板を設置して県民へ制度の周知を図るとともに、生物多様性への理解や、その保全に向けた取組への参加や支援を呼びかけている。

## 2 野生動植物との共生と保護体制の整備

#### (1) 鳥獣保護の現状

野生鳥獣は、生物多様性を確保する上で、重要な役割を果たしてきたが、近年、一部の野生鳥獣が生息環境の変化で減少する一方、イノシシやシカなど、増えすぎた野生鳥獣による農林業への被害が増加し、その対策が課題となっている。

このため、本県における野生鳥獣の適正な管理に資するため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、特定鳥獣保護管理計画や有害鳥獣捕獲許可基準等を盛り込んだ「第 13 次鳥獣保護管理事業計画（令和 4~8 年度）」を策定し、野生鳥獣の保護と農林水産業の健全な発展をめざした鳥獣行政を推進している。

#### (2) 鳥獣保護

##### ア 鳥獣保護区の指定

鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区及び特別保護地区を指定するとともに、狩猟鳥獣の増加を図るため、休猟区を指定している。

令和 5 年 11 月 1 日現在、鳥獣保護区は 65 か所、県土面積の約 5.5% にあたる 34,852ha を指定し、鳥獣保護区内で特に重要な鳥獣生息地として特別保護地区 9 か所を指定している。

##### イ 狩猟制度及び違法捕獲の取締り

狩猟鳥獣（資料編 表 7-2）については、毎年 11 月 15 日から翌年 2 月 15 日までを狩猟期間（イノシシやシカについては 11 月 1 日から翌年 3 月 15 日まで）としており、鳥獣の種類、捕獲数を定めて狩猟を許可するとともに、一般社団法人大分県獵友会に委託し、違法捕獲や狩猟違反の取締りに当たっている。（狩猟者による R2 年度の主な鳥獣の捕獲数 資料編 表 7-3）

##### ウ 特定鳥獣保護管理計画

中山間地域等での人々の暮らしに深刻な影響を及ぼすイノシシやシカによる農林業への被害を防止するため、特定鳥獣保護管理計画を策定し、市町村からの被害状況、捕獲者の捕獲状況把握やシカの生息密度調査などにより個体数の増減を調査している。

また、イノシシやシカについては、平成19年度から県内全域で猟期を延長した上で、シカの1日1人1頭という捕獲数制限を解除するとともに、捕獲報償金制度の拡充と併せ、「県内一斉捕獲」等の計画的な捕獲活動やICT付きわなやドローン活用によるスマート捕獲を進めるなど、捕獲圧の強化を図り、適正な生息数になるよう個体数管理を進めている。（県内の鳥獣による被害状況 資料編 表7-4）

## Ⅱ 予防対策等

平成20年度から県では、集落住民や農家に対して的確に鳥獣害対策を助言できるよう、市町村、県、農業共済組合、農協職員、猟友会会員、集落リーダー等を対象に鳥獣害対策研修会を開催し、受講者を鳥獣害対策アドバイザーに認定している。

また、平成21年度から鳥獣害対策専門指導員2名を県庁に配置し、市町村や集落等に対し効果的な予防対策等の指導を行っている。

さらに、平成23年8月に行政・関係団体等を構成員とする鳥獣被害対策本部を本府に、現地対策本部を各振興局に設置し、鳥獣被害対策を総合的に実施している。

この中で、平成27年度から被害の大きい集落を予防強化集落として指定し、計画的・集中的な防護柵と併設する箱わなで、里に生息し農作物を荒らすイノシシの捕獲を推進している。

## 3 野生動植物の生育・生育環境の保全

### (1) キジの放鳥

県内ではキジが減少していることから、「第13次鳥獣保護管理事業計画（令和4～8年度）」に則り、休猟区のキジ生息適地に200羽のキジを放鳥し、鳥獣保護と狩猟の調和を図っている。

### (2) 野鳥の生息調査

野鳥の生息実態を把握するため、毎年1月第二日曜日を中心に、全国一斉に行われるガン・カモ科鳥類生息調査や、11月15日にキジ・ヤマドリ出会い調査等を行っている。

### (3) 鳥獣保護思想の普及

鳥獣保護の理解と協力を得るため、愛鳥週間に向け、愛鳥週間用ポスター原画展を実施し、愛鳥思想の普及に努めている。

### (4) 傷病鳥獣対策

公益社団法人大分県獣医師会等の協力を得て、県内に鳥獣110番救護所を21箇所設置し、傷病鳥獣の治療と野生復帰を進めている。

## 第3項 森林の保全

### 1 森林保全の現状と課題

森林は、木材生産のほか、水を蓄える緑のダムとしての働き、土砂の流出や崩壊を防止する防災の働き、生活環境の形成・保全などの多面的機能を有しており、県民が安全で安心な生活をしていく上で重要な役割を果たすとともに、二酸化炭素の吸収により地球温暖化の防止にも大きく寄与している。

これらの森林の持つ機能を効果的に発揮させるためには、適正な管理により森林を健全に維持することが必要となるが、森林所有者や林業従事者の高齢化、後継者不足等による森林の手入れ不足による災害の発生などが危惧されているため、既存制度を有効に活用し、様々な対策を講じている。

## 2 造林事業

森林所有者や森林組合等の林業事業体が行う再造林、下刈、間伐等の森林整備事業に対して助成することにより、森林の持つ多面的機能の維持増進を図っている。

特に、主伐後の森林造成に必要な再造林事業を中心に助成を行っている。令和 6 年度は 1,199ha の再造林事業を含め、7,970ha の森林整備事業に対して助成を行った。

## 3 保安林の整備

重要な公益的機能を持つ森林を保安林に指定し、その機能を維持・増進するために伐採や開発を制限しつつ、自然災害等により公益的機能が低下した保安林では機能回復を図るために治山事業を実施している。一方、「公益上の理由」等により保安林の転用がやむを得ないと判断された場合に限り、指定の解除を行っている。

## 4 林地開発許可

保安林以外の森林で、1 ha（太陽光発電設備については、令和 5 年 4 月から 0.5ha）を超える開発を行う場合は、災害の防止と適切な森林利用を確保するため、林地開発許可制度により、知事の許可が必要となっている。

## 5 県民の森

県民の森が有する豊かな自然や多様な森林を生かし、広く県民に憩いや安らぎ、保健休養の場を提供するとともに、自然とのふれあいを通じ、森林環境教育や青少年の野外体験活動等を推進している。

平成 18 年度から指定管理者制度を導入し、施設サービスの向上や自然観察会等のイベントの充実を図り、その活用を推進している。

## 6 大分県森林環境税の活用

県民の理解と協力の下に、森林環境を保全し、森林を全ての県民で守り育てる意識を醸成するため、平成 18 年度に県民税の特例として「大分県森林環境税」を導入し（特例期間 5 年間）、その財源を活用して、3 期 15 年間に各種取組を実施してきた。

令和 3 年度からは、第 4 期目として、「大分の豊かな森林と木のある暮らしを次世代へ」をテーマに次の 3 つの施策を柱に各種事業を実施している。

### I 県民の暮らしを守る安全・安心の森林づくり

- ①災害に強い森林づくり

- ②シカ被害対策の推進
  - ③森・川・海をつなぐ環境の整備
- II 森林資源の循環利用による地域活性化
- ①健全な人工林資源の循環と低コスト化の推進
  - ②森林資源の利活用推進
- III 森林を守り親しみ、次世代につなぐ取組
- ①里山林の保全活動の推進
  - ②森林ボランティア活動の推進
  - ③森林林業教育・森林 ESD の推進
  - ④森林づくりへの理解を広げる取組

## **第4項 水辺の保全**

### **1 河川環境の保全**

近年、河川流域内の都市化の進展に伴い、河川環境についても著しく変化し、地域住民の水辺環境の保全に対する関心が高まるとともに、地域の実情に応じた河川整備が望まれている。

このため、洪水被害の防止・軽減を行う河川改修など河川の整備にあたっては、周辺の自然環境や生態系に配慮した多自然川づくりに取り組むなど河川環境の保全に努めている。

### **2 砂防事業の環境保全**

砂防事業は、流域における土石流等の土砂災害から下流部に存在する人家、耕地、公共施設等を守るとともに、荒廃した山地を緑に復元して環境回復・保全を図ることにより安全で住みよい地域づくりを目指している。

このため、事業実施にあたっては、自然環境や生態系の保全に配慮しつつ、土砂災害の防止に努めている。

### **3 海岸環境の保全**

海岸整備は、津波や高潮から人命等を守るほか、近年の海岸環境への意識や、海洋レクリエーションへの需要の高まりを背景に、環境・利用の視点に立った整備が求められている。

このため、地域と連携を図りながら、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を実施している。

## **第5項 生物多様性を支える基盤づくり**

### **1 自然公園指導員**

自然とのふれあいを求め、自然公園を利用する人が増加する中で、優れた自然環境の適正な保全を図っていくには、法令による規制のほか、県民一人ひとりの自然に対する正しい理解と深い関心を養うことが重要である。

このため、本県では、県内の自然公園に環境省及び県の委嘱による 89 名（令和 7 年 4 月 1 日現在）の自然公園指導員を配置し、利用者に対して自然公園の適正な利用や事故の予防等を指導している。

## 2 普及啓発活動の推進

自然保護について普及啓発を図るため、自然公園と自然環境保全地域の区域等を示した案内板を設置している。

# 第2節 快適な地域環境の保全

## 第1項 ゆとりある生活空間の保全と創造

### 1 都市環境の整備

#### (1) 街路事業

自動車、自転車、歩行者の安全で円滑な交通の確保だけでなく、無電柱化などの良好な都市環境の創出を目的として街路の整備を進めている。

#### (2) 市街地開発事業

市街地開発事業は、一定の地域について、総合的な計画に基づく宅地又は建築物の整備を公共施設等の整備と併せて行う面的な開発事業であり、土地の区画形質の整形と公共施設の整備を一体的に行うことにより良好な宅地を造成し、健全な市街地として全体の土地利用の増進を図るものである。その代表的事業である土地区画整理事業の施工地区は、令和6年度末で60地区（面積2,971.7ha）となっている。

#### (3) 共生のまち整備事業

高齢者や障がい者などを含む全ての県民が、自立していきいきと生活し、あらゆる分野の活動に参加することができるよう、県が管理する既存の公共施設で視覚障がい者誘導標示の設置や段差解消など歩道等の改良、建物や公園などでの多機能トイレやスロープ設置等の改修、交通環境（視覚障害者用音響信号機等）の整備等のバリアフリー化を進めている。

## 2 都市公園等の整備計画

#### (1) 都市公園等の現況

都市公園は、良好な景観、風致を備えた都市環境を形成し、コミュニティ意識の高揚や安らぎのある環境の創造に寄与するものであり、地域住民が健康で快適な文化の香り高い生活を享受できるよう、ゆとりと潤いのある緑豊かな生活環境を形成するための施設である。

本県の都市公園の現況は、資料編 表7-13のとおりである。

#### (2) 都市公園等の整備計画

緑豊かな潤いある都市の形成を一層促進するため、効果的かつ効率的に新規整備や既存施設の更新を進めている。令和6年度の事業概要(交付金事業)は資料編 表7-14のとおりである。

また、計画的な都市公園の整備を推進するため、平成26年4月には「大分県都市公園条例」の一部を改正し、今後の都市公園の整備目標を定めている。

## **第2項 美しい景観の形成**

### **1 景観形成の基本の方針**

本県は、くじゅう高原を始めとする雄大な自然景観、日田市豆田地区等の歴史的景観、豊後高田市田染荘の農村景観など、それぞれの地域で特色のある景観に恵まれている。

こうした優れた景観を保全・形成していくため、地域に身近な基礎自治体である市町村が景観行政の中心を担い、一方、広域的な景観行政については県と市町村が連携して取り組むという考え方のもと、令和4年度に大分県広域景観保全・形成指針を策定し、これに基づく取組を進めている。

### **2 市町村が担う景観行政への支援**

本県では、令和2年3月31日をもって県内18市町村全てが景観行政団体となり、うち13市1町1村が景観計画及び景観条例を定めて、それぞれの地域の実情に即した景観行政を進めている。他の1市2町においても、景観計画等策定に向けた取組や検討が行われているところであり、県は、地域が担うべき景観行政は市町村が自ら景観行政団体となって景観計画及び景観条例を策定するという景観法の基本的な考え方立ち、景観アドバイザーの派遣や県が作成した景観形成の手引書等を活用して、市町村の取組を支援している。

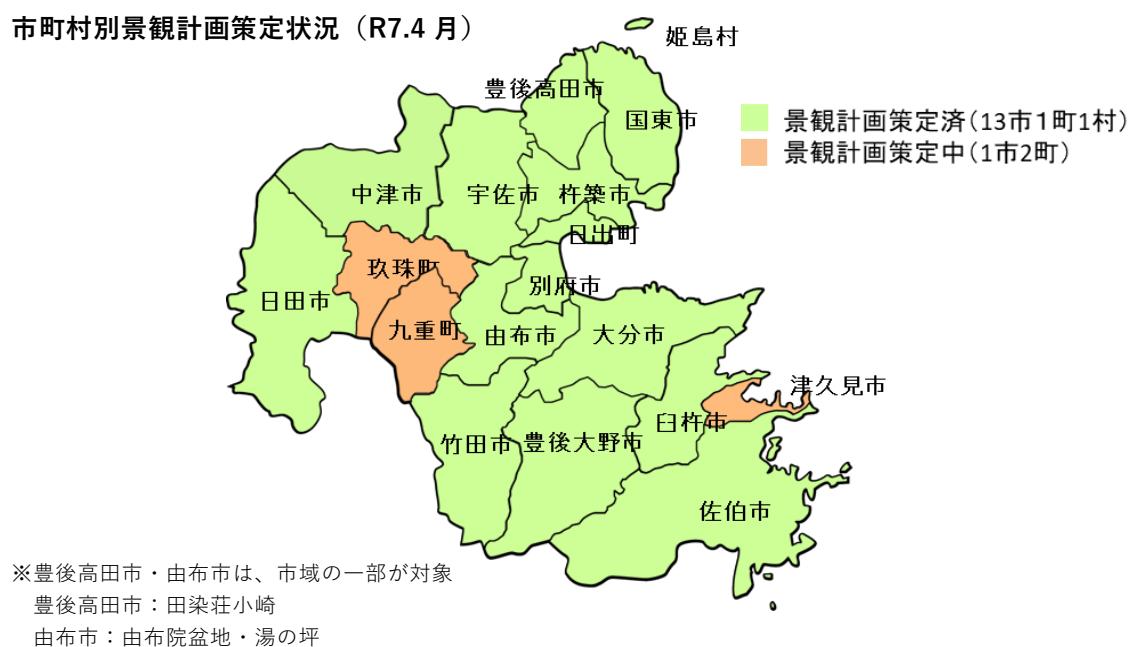
市町村別の景観計画策定状況は、図2.4-2のとおりである。

### **3 県が担う景観行政**

美しい景観の保全・形成については、県と市町村とで構成する「景観行政推進協議会」や令和5年度に県内7エリアで設立した「広域景観協議会」などを通じて取組を進めている。

令和6年度からは、景観の保全・形成の大切さについての理解を深めてもらうためのシンポジウムの開催等を進めた。

図 2.4-2 市町村別の景観計画策定状況



### 第3項 身近な緑の保全と創造

#### 1 環境緑化の推進

みどりは、多様な生命を育み、美しい景観の形成、県土の保全、水資源のかん養、レクリエーション・保健休養の場の提供など私たちの生活に欠かすことのできない重要な役割を果たしており、県民共通の財産として次世代に引き継いでいかなければならない。

このため、大分県環境緑化条例に基づき緑化基本計画（第6次計画（令和5～14年度））を策定し、「みどりを守る」「みどりにふれあう」「みどりを育てる」「みどりをいかして学ぶ」を基本方針として、県民一体となった”次世代に引き継ぐ緑化”を推進している。

##### (1) 緑地の保全

###### ア 樹木、樹林の保全

県民の緑化意識の醸成に貢献し、昔から地域住民に慣れ親しまれてきた老樹、名木や森林を特別保護樹木、特別保護樹林に指定し、その保護保全を図っている。

現在、県内の特別保護樹林は21か所、特別保護樹木は63本であり、資料編 表7-15のとおりである。

###### イ 環境緑地の保全

市街地及びその周辺地域の自然・緑地を乱開発等から守るために、県緑化地域を指定して開発届出の義務づけ、緑化基準による計画的な緑化を指導するとともに、それ以外の地域では、大規模開発時の届出義務づけにより自然環境と調和のとれた緑地の保全を図っている。

県緑化地域の指定状況は、資料編 表7-16のとおりである。

## (2) 施設緑地の推進

### ア 公共施設

都市及びその周辺地域にオープンスペースをもつ公共施設は住民の憩いの場やコミュニケーションの場となるため、積極的な緑化を行い、みどり豊かな公共施設の整備を推進している。

### イ 住宅地、工場、事業所等

住宅地における緑化の推進を図るため緑化木の配布や緑化のPRに努めている。また、工場や事業所の緑化は、従業員の快適な職場環境を形成するだけでなく、地域住民にとっても騒音やほこりの抑制など重要な役割を有するため、地域の実情にあわせた緑化を推進している。

## (3) 緑化思想の高揚

環境緑化を推進するために、緑化に対しての県民理解や意識醸成に取り組んでいる。

### ア 環境緑化推進運動

3月の緑化推進強化月間や10月のみどりのまちづくり推進月間、みどりの月間（4月15日～5月14日）に、環境緑化木の配布や緑の募金街頭キャンペーン、県内各地での緑化行事を行っている。

### イ 森林林業教育の推進

みどりの少年団活動の支援、森林林業教育指導者の育成や派遣を実施している。

## (4) 緑化推進体制の整備

（公財）森林ネットおおいた及び市町村等と連携を図りながら、緑化相談窓口の開設、緑化技術の指導等を実施している。

## 2 県民総参加の森づくりの推進

県では、大分県森林環境税を活用して「県民総参加の森づくり」を推進している。森林ボランティア活動を支援するため「大分県森林づくりボランティア支援センター」を設置し、森林ボランティア情報の収集・発信や研修会の受講支援等を実施している。また、森林づくり提案事業では、森林ボランティア団体等が自ら企画し実践する里山や竹林の整備等を支援している。「企業参画の森林づくり」では、企業が社会貢献活動の一環として森林所有者、森林組合と協定を締結して行う植樹などの森林整備活動を支援している。

## 第4項 身近な水辺の創造

### 1 河川空間の整備

河川は古来より人間の生活に密接にかかわり、文化や国土の形成に大きな役割を果たしてきた。しかし近年、河川流域内の都市化に伴い河川環境が著しく変化し、周辺環境と調和した河川空間整備への期待が高まってきている。このため、身近にふれあえる水辺の確保等を目指した川づくりに努めている。また、ボランティア活動の支援等、地域と連携した川づくり

りを推進している。

(主な取組)

#### リバーフレンド制度

地元自治会等の河川美化活動を支援し、総合的な河川管理活動を行っている。

#### かわまちづくり支援制度

河川とそれに繋がるまちの活性化を目的に、良好なまち空間と水辺空間を形成するため、竹田市の芹川にて事業を実施している。

#### 海岸環境整備事業

快適な海岸環境の空間を創出するため、国東市の国東海岸で事業を実施している。

## 2 海岸における親水空間の確保

誰もが利用しやすく、海とふれあえる海岸を目指し、親水性の高い護岸等の整備を別府港海岸（関ノ江地区）において行った。

## 3 港湾における憩い空間の確保

港湾における自然環境を保全・再生・創造し、豊かで親しみのあるウォーターフロントを形成し、安らぎ・にぎわいのある港湾緑地の整備を別府港（北浜地区）において行った。

## 第5項 農山漁村の持つ多面的機能の維持・保全

### 1 農地の適切な管理・保全

本県では、生産条件の不利な中山間地域が耕地面積の7割を占め、高齢化や担い手不足による耕作放棄地の増加及びこれに伴う水源涵養、洪水の防止や生態系の保全など多面的機能の低下が懸念されることから、中山間地域等直接支払交付金を積極的に活用し、農地の適切な管理・保全に努めており、現在、令和7年度にスタートした第6期対策（令和7～11年度）を実施中である。

令和6年度は、協定締結面積15,843ha、協定数1,236協定で条件不利地域の農業生産活動を継続する取組を支援し、県内各地で農業生産を維持しながら集落間の交流、都市と農村の交流及び生態系の保全など、多面的機能を確保する活動が積極的に展開された。

## 2 農村の環境保全対策

平成13年度に土地改良法（昭和24年法律第195号）が改正され、環境との調和に配慮した事業の推進が求められることとなったため、県内の全市町村は、平成23年度までに自然と共生する環境を創造する「環境創造区域」と工事の実施に当たって環境に与える影響の緩和を図るなど環境に配慮する「環境配慮区域」に区分し、事業計画との整合性を図る田園環境整備マスターplanを作成した。

また、平成14年度から学識経験者等から構成される「大分県農業農村整備環境情報協議会」を各振興局に設置し、新規地区を中心に農業農村整備事業の実施が自然環境に与える影響について議論するとともに、現地調査等により貴重な動植物の確認を行い、必要に応じて追跡調査や移植等の対策も講じている。

さらに、「農業の有する多面的機能の促進に関する法律」に基づく「多面的機能支払交付金」により、地域共同による農地・農業用施設等の適切な管理と農村環境の保全活動及び農業用施設の長寿命化や水質・地域環境の保全のための取組も支援している。

### 3 農林水産業の持続的な生産活動による環境の保全

#### (1) 環境保全型農業の推進

##### ア 環境負荷低減の推進

令和4年12月に「大分県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画」を市町村と共同で策定し、土づくり、化学合成農薬及び化学肥料の使用量の削減を一体的に行うなど、農林漁業者の環境負荷低減事業活動の取組を推進している。

##### イ 有機農業の推進

化学合成農薬及び化学肥料を使用しない有機農業を推進するため、令和4年3月に「第3次大分県有機農業推進計画」を策定し、普及拡大に取り組んでおり、令和7年3月末での有機JAS認証取得面積は286haとなっている。

##### ウ IPM(総合的病害虫・雑草管理技術)の普及推進

化学合成農薬のみに頼らない総合的な病害虫防除技術として、IPM(総合的病害虫・雑草管理技術)の普及を推進しており、主要作物を中心に、農作業における具体的な取組内容を示す「IPM実践指標」を27品目で策定している。

##### エ 環境保全型農業直接支払制度の推進

平成23年度から開始した環境保全型農業直接支払制度を積極的に活用して有機農業や化学合成農薬及び化学肥料の使用量の削減など、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者を支援しており、令和6年度の取組面積は421haとなっている。

##### オ 肥料・農薬の適正使用の指導

肥料・農薬の適正使用を図るため、GAP手法の導入推進や各種研修会等を通じ、生産者や指導者等に対し指導を行っている。

## 第6項 文化的遺産（文化財）の保存・活用・継承

### 1 文化財の保護

#### (1) 文化財の現況

文化財は、有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物（史跡・名勝・天然記念物）・伝統的建造物群・文化的景観の6種類と埋蔵文化財に分けられ、このうち記念物及び文化的景観は自然環境と密接な関わりを持つ。

#### (2) 令和6年度に実施した記念物及び文化的景観に対する文化財保護対策

##### ア 調査

九州山地の特別天然記念物カモシカの生息密度調査を熊本県、宮崎県と3県合同で実施し、生息域の把握等を行った。国指定史跡の「福沢諭吉旧居」（中津市）や「杵築城

跡」（杵築市）の保存活用計画が策定された。また、国指定史跡の「小部遺跡」（宇佐市）や「佐伯城跡」（佐伯市）の保存活用計画の策定が開始された。これらの計画策定にあたり、支援を行った。

#### イ 指定

令和6年10月に、豊後高田市・国東市の六郷山が国指定史跡に、令和7年3月に、臼杵市の臼杵城跡が国指定史跡、竹田市の納池が国指定名勝、津久見市の武速神社イロハモミジが県指定天然記念物に新たに指定された。

記念物の指定状況は資料編 表7-17、県内における国及び県指定の文化財件数は資料編 表7-18のとおりである。

#### ウ 保存修理及び環境整備

特別史跡の臼杵磨崖仏をはじめ、国指定史跡の長者屋敷官衙遺跡（中津市）、宇佐神宮境内（宇佐市）、法鏡寺廃寺跡（宇佐市）、富貴寺境内（豊後高田市）、安国寺集落遺跡（国東市）、大友氏遺跡（大分市）、岡城跡（竹田市）、角牟礼城跡（玖珠町）、国選定重要文化的景観の別府の湯けむり・温泉地景観（別府市）の保存修理、環境整備等を実施した。

#### エ 土地の公有化

国指定史跡について、大分市の大友氏遺跡・里官衙遺跡の土地公有化を支援した。

## 第3節 持続可能な温泉利用の推進

### 第1項 大分県の温泉を取り巻く環境

本県は、温泉資源が豊富で、別府や由布院など、全国的に著名な温泉地を中心に県内16市町村で温泉が湧出し、日本一の源泉数と湧出量を誇ることから、平成25年度には「おんせん県おおいた」として商標登録が認められた。

その一方で、温泉は雨水を起源とする有限な資源であり、持続可能な利用を行うためには適切に保護することが不可欠である。県内の温泉地においては、温度低下や湧出量の減少、泉質の変化など、温泉資源の衰退化が生じつつある地域もあり、保護対策の強化を求める意見も強くなっている。また、温泉偽装問題の発生や温泉付随ガスによる爆発事故、地熱開発の急激な増加、温泉の禁忌症及び入浴又は飲用上の注意事項の改訂、療養泉の泉質分類の改訂など温泉資源及びその利用を取り巻く環境は大きく変化している。

### 第2項 温泉資源の保護

#### 1 温泉の現況

##### (1) 大分県の温泉の現況

本県の令和5年度末の源泉総数は5086、湧出量は291,121L／分であり、ともに全国第1位であり、別府市、由布市、九重町が温泉の多い市町村として挙げられる。

全国及び大分県の状況は、資料編 表7-19のとおりである。

## (2) 温泉の他目的利用

本県の温泉は、古くから浴用を中心に疾病等の治療手段や観光資源として利用されてきたが、近年では、クリーンエネルギーとしても注目されており、温泉熱を利用した暖房、施設園芸、養魚、地熱発電等の産業面にも幅広く利用されるようになった。

特に、地熱発電での利用が進んでおり、全国の地熱発電所の設備容量の約3分の1にあたる約17万kWの設備容量は全国第1位（令和5年度）となっている。

## 2 温泉の行政処分状況

### (1) 温泉掘削等の許可

温泉の掘削等の行為に際しては、温泉法に基づき知事の許可を得なければならない。

本県では、学識経験者等で構成される「大分県環境審議会温泉部会」（年6回開催）で審議を行い、その答申に基づき許可等の行政処分を行っている。

本県における温泉掘削等の許可件数は、資料編 表7-20のとおりである。

また、温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場合についても、知事（大分市にあっては大分市長）の許可が必要であり、令和6年度は、浴用82件、飲用2件の合計84件について許可した。

### (2) 温泉利用状況調査

温泉の公共利用許可を受けた者は、温泉法第18条の規定により温泉の成分等について施設内に掲示しなければならないこととされており、温泉の適正な利用を図るために、温泉法第35条に基づき管内の施設を対象に立入検査を実施し、所要の指導を行っている。

### (3) メタンガス対策

平成19年6月に東京都渋谷区で発生した温泉施設の爆発事故を受けた温泉法の改正（平成20年10月施行）により、温泉掘削時のメタンガスに起因する災害の防止規定が設けられ、温泉採取時の濃度確認又は温泉採取許可の申請が義務づけられた。

## 3 温泉資源の保護と適正な利用

### (1) 温泉資源の保護

大分県環境審議会温泉部会では、審議基準を定め、既存泉から一定の距離での掘削を認めている。さらに、別府市、由布市湯布院町の一部では、新規掘削を禁止する地域を指定しており、令和4年度に別府市で2地域を追加指定するなど、温泉資源の保護に努めている。

また、温泉資源の現状把握と保護対策のため、水位、泉温、湧出量等を定期的にモニタリングする温泉資源監視基礎調査を実施しており、令和6年度末現在、県内計34か所で調査を行っている。モニタリングの実施にあたっては、地元市町村の協力を得るとともに、学識経験者等で構成する大分県温泉監視調査委員会を設置して、調査結果の解析、検討を行っている。

モニタリングや様々な調査結果を基に、大分県内の保護地域の適切な見直しを引き続き行っていく。

### (2) 温泉資源の適正利用

近年、再生可能エネルギーの普及促進が求められる中、安定的な発電が見込まれる地熱発電への注目が高まっている。

温泉資源を有効活用するための環境を整備するとともに、無秩序な開発による温泉資源の衰退化を防止するため、地熱発電目的の温泉掘削を行う場合、温泉モニタリング調査の実施や地域との合意形成の推進などを定めた「地熱関係運用指針」（令和7年7月改正）により審議を行っている。

## **第3項 他目的利用と温泉地づくり**

### **1 温泉に関する調査研究**

「おんせん県おおいた」の魅力をさらに加速するため、湯の花小屋や湯けむりの景観、多様な泉質に由来する湯治文化などを継承するとともに、景観、街並み、歴史など、地域の特性を生かした温泉地づくりが求められている。

また、既存源泉を活用した温泉熱発電、施設暖房等の温泉熱エネルギーの他目的利用を推進するため、温泉モニタリング調査の結果や、登録分析機関が行なった温泉分析結果を、広く一般に公表するほか、温泉資源の保護と適正な利用のため、「大分県温泉調査研究会」が中心となり、温泉に係る調査研究を推進している。

### **2 大分県温泉調査研究会**

「大分県温泉調査研究会」は、学識経験者、県及び温泉が湧出している市町村等を会員として構成しており、昭和24年の発会以来、地球物理学、地質学、医学等の科学的見地に基づき温泉の調査研究を行っている。令和6年度の調査研究の成果は、大分県温泉調査研究会報告第76号（令和7年8月発行）で公表しており、そのテーマは、資料編 表7-21のとおりである。

## **第4節 ユネスコエコパークなど地域資源を活用した地域づくりの推進**

### **1 ジオパーク活動の推進**

ジオパークは、地形や地層などの地質遺産の保全、調査研究を行いながら、教育や観光・ツーリズムの振興に取り組む地域であり、県内では、姫島村と豊後大野市の2地域が平成25年9月に日本ジオパークに認定された。県では、両地域の受入体制の充実や情報発信など、持続可能なジオパーク活動を支援している。

令和6年度は、海外に向けた情報発信のため、日英併記のパンフレット及びPR動画を作成し、大分空港、大分市、別府市の観光案内所へのパンフレット設置を行った。また、令和7年度には、大阪・関西万博でのパンフレット配布、PR動画放映を行う等、ジオパークの魅力を広く情報発信した。

### **2 ユネスコエコパークの取組推進**

ユネスコエコパークは、「Biosphere Reserve（生物圏保存地域）」の国内通称で、ユネスコが推進する「人間と生物圏（MAB）計画」において、自然と人との共生における世界的モデルとして位置づけられている。「生態系の保全と持続可能な利活用の調和の推進」を目的とし、保護・保全に加えて、地域の豊かな自然や、そこから生まれた文化を活かして経済や地域の発展を目指すことを重視している。

大分、宮崎両県にまたがる原生的な自然と景観、希少動植物の宝庫として知られる祖母・傾・大崩山系は、平成29年6月に「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」として登録され、大分、宮崎両県とエリア内6市町（佐伯市、竹田市、豊後大野市、延岡市、高千穂町、日之影町）及び関係者で構成する祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会を中心に、3つの基本方針（「貴重な生態系の持続的な保全」、「学術的研究や調査・研修への支援」、「自然と共生した持続可能な発展」）に基づく取組を着実に進めている。

### 3 アドベンチャーツーリズム等観光産業の振興

本県には、九州の屋根と呼ばれるくじゅう連山に至るまで、海、川、山と移り変わる豊かな自然がある。都市や海外から訪れる人々にとって、海、島、山、高原、渓谷、滝、鍾乳洞等の複雑な地形や雄大な自然が織りなす景観、新緑や紅葉、季節ごとに野や山を彩る花の鑑賞、農林水産業や地域の文化に触ることは非常に魅力的な体験であり、本県の重要な観光資源となっている。

このため、県では、アドベンチャーツーリズムの推進に向け、安心安全なアウトドア活動の提供等を目的としたアウトドアガイド認証制度の推進やインバウンド対応可能なガイド人材の育成を進めるとともに、自然や文化等の豊かな地域資源を活用した動画による情報発信を行った。また、国内外の都市と農山漁村の交流を図る農山漁村ツーリズムを推進するため、ホームページ等での情報発信、学校や旅行会社への教育旅行誘致等を行った。

# **第5章 環境を守り活かす担い手づくりの推進**

## **第1節 “未来”につながる人材育成**

### **第1項 あらゆる場・世代における環境教育・学習の推進**

本県では、国の「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（環境教育推進法）」と「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」の制定・策定を踏まえ、平成18年1月に「大分県新環境教育・学習基本方針」を策定し、環境教育・学習を推進してきた。

その後、国は、持続可能な社会の構築、環境保全活動と行政・企業・民間団体等の協働の重要性の高まり、国連「持続可能な開発のための教育（ESD）の10年」の採択などを踏まえ、平成23年6月に環境教育推進法の改正法「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」を制定した。本県では、これを受けて平成26年3月に大分県環境教育行動計画を策定し、令和6年9月には第4次大分県環境基本計画に包含するかたちで新たな環境教育等行動計画をとりまとめた。

### **1 学校における環境教育推進**

学校における環境教育・学習は、幼稚園から高等学校までの教育活動を通じて、環境や環境問題に関心・意欲を持つといった基礎的なことから、人間の活動と環境との関わりについて、総合的な理解と認識の上に立った環境への責任のある行動がとれる態度を身につけることまでを目指している。各学校では、各教科、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間、特別活動等において創意工夫された環境教育・学習を進めている。

中でも、児童生徒の森林環境保全活動の推進を目指し、森林環境学習促進事業（社会教育課）やグリーンアップおおいたアドバイザー派遣事業（環境政策課）等を活用し、森林環境教育プログラムや外部人材を活用した体験活動を促進する取組を実施している。また、高校においては各校が地域や学科の特性を活かした環境学習の取組を実施している。

### **2 家庭、地域社会における環境教育・学習の推進**

県立図書館では、生涯学習情報提供システム「まなびの広場おおいた」において、県民の自然環境への興味・関心や環境保全意識の高揚を図るために、大分の自然環境、動植物の生息環境についての講座や情報を提供している。

また、県立香々地青少年の家では、海岸（干潟）や磯、森林の環境を活用し、様々なSDGs教育を開催しており、大分県地域ぐるみで「体験の風をおこそう」推進事業では、県内の児童・生徒及びその家族を対象に、自然体験アクティビティを提供すると同時に、海岸清掃などの海の保全活動やクヌギ林の整備等の森の育樹活動を実施している。

県立九重青少年の家では、養成した森林環境学習指導者を活用して、青少年の自然環境に対する興味・関心や環境保全への意識の高揚を図り、自然を愛する心豊かな青少年を育成する「森林環境学習促進事業」を開催しており、幼児や小学生とその家族を対象とした「森林キッズ」「森の楽校」、青少年の家を利用する学校や団体を対象に指導者を派遣する「森林（もり）の環境学習サポート隊」等を実施している。

さらに、社会教育関係団体においても、大分県生活学校運動推進協議会の実態調査結果に基づく食品ロス、レジ袋及びプラスチックごみ削減に向けた意識啓発、一般社団法人大分県地域婦人団体連合会の「安全で健康な食生活の推進」など、地域課題に対応した環境学習や環境保全活動に取り組んでいる。

### **3 職場における環境教育**

職場における環境教育を推進するため、ISO9000・14000 シリーズの導入を目指す事業所に対し、中小企業支援アドバイザー派遣制度に基づく ISO アドバイザーや、グリーンアップおおいたアドバイザー派遣事業に基づく講師を派遣し、従業員への環境教育を支援している。

また、事業活動に伴い発生する CO<sub>2</sub> 又はプラスチックの削減目標を設定し、その達成に向けて取り組む事業者を「おおいたグリーン事業者」として認証している。認証事業者を県庁ホームページで県民に紹介することにより、環境保全に積極的に取り組む事業者を支援している。

## **第2項 環境教育を担う人材の育成**

### **1 多様な学習の機会の提供**

#### **(1) グリーンアップおおいたアドバイザーの派遣**

県では、環境カウンセラーや環境 NPO 法人での活動実践者、大学教授など 54 名をグリーンアップおおいたアドバイザーに委嘱し、学校や企業、地域などが開催する講習会に講師として派遣する事業を実施しており、令和 6 年度の派遣実績は 199 件である。

#### **(2) こどもエコクラブ**

こどもエコクラブは、平成 7 年度にスタートした環境活動のクラブであり、幼児（3 歳）から高校生までの子どもたちが参加し、環境省から引継を受けた公益財団法人日本環境協会がその活動を支援している。令和 6 年度は県内で 30 クラブに 1,433 名が参加し、自然観察やリサイクル活動等に取り組んだ。

#### **(3) おおいた環境学習サイト「きらりんネット」**

県では、インターネットを活用して大分県環境基本計画の内容を分かりやすく伝え、環境学習の教材として利用できるよう、環境学習サイト「きらりんネット」を平成 19 年 3 月に開設しており、令和 6 年度には第 4 次大分県環境基本計画の策定に伴い、内容の更新を実施している。さらに、子どもたちの環境問題への関心を喚起するため、平成 28 年 3 月に同サイト内に「おんせん県おおいた！エコクイズ」を開設し、環境学習の充実を図っている。

#### **(4) 環境学習用 DVD の貸出し**

地域での研修会や学校での環境学習活動等を支援するため、環境学習用 DVD の貸出しを実施している。

#### **(5) レジ袋収益金寄付金活用事業（幼児向け環境劇の公演）**

幼児が楽しみながら環境問題に関心を持つきっかけとなるよう、平成 22 年度から環境劇の巡回公演を実施している。令和 6 年度は、7 市 37 か所の幼稚園等で巡回公演を実施し、2,973 人の子どもたちが観劇した。

#### **(6) おおいたこども探険団推進事業**

平成 28 年度から、子どもたちに自然体験活動など、実体験を伴う環境教育の機会を提供するため、「おおいたこども探険団推進事業」を実施している。令和 6 年度は、11 団体が森林環境学習等を実施した。

#### (7) 森林環境教育

県内の保育園・幼稚園・小中高等学校・大学・放課後児童クラブ・こども食堂・児童デイサービス・児童館・公民館・NPO等の団体が行う活動に県が認定する森の先生を派遣し、子どもたちの森林や自然に対する理解や関心を高め、次世代の森林づくりを担う人材の育成を進めており、令和6年3月現在、森の先生登録者は242人、令和5年度中の参加者は3,574人となっている。

## 第2節 持続可能な“活動”につながる環境の整備

### 第1項 環境保全活動の推進

#### 1 環境に関する県民運動「グリーンアップおおいた」

令和6年10月にスタートした「グリーンアップおおいた」は、これまでの環境政策を継承しつつ、企業の環境対策や環境保全活動に新たな社会的価値を付け、経済の発展も促していく取組を進めることで、「恵み豊かで美しく快適な環境先進県おおいた」の実現を目指す県民運動である。

この運動を効果的に推進するため、学識経験者や環境関係団体の代表者等で組織する「グリーンアップおおいた推進会議」を設置し、推進会議等からの意見や提言を踏まえて、部局横断的に環境政策を推進するため、庁内に「グリーンアップおおいた実施本部」を設置した。

県内各地では、「グリーンアップおおいた実践隊」が地球温暖化対策や地域環境の美化等に取り組みながら、「グリーンアップおおいた地域推進会議」に参画し、地域の実情に応じた施策の推進や課題解決に向けた協議を行っており、令和6年度末の登録数は80団体である。

#### 2 節電対策の推進

令和6年度の九州電力管内での電力需給は、夏季・冬季ともに、電力の安定供給に最低限必要とされる予備率3%以上を確保できる見通しとなったため、節電要請は見送られることになった。県では、県民生活や経済活動への影響に配慮しながら、省エネ・節電に取り組むよう県民に呼びかけるとともに、家庭向け、事業所向けに次の事業を実施して取組を促した。

##### (1) 家庭での節電対策

- ①節電メニューの励行
- ②県民参加の取組
  - ・緑のカーテンの実施
- ③県民向け普及啓発の取組
  - ・家庭向けエコ診断の実施（診断士が家庭の節電・省エネについてアドバイス）

##### (2) 事業所での節電対策（令和6年度）

- ①節電メニューの励行
- ②事業所への情報提供・普及啓発
  - ・事業所のための省エネセミナー（1回）
  - ・国・県等の補助制度の情報提供

- ③事業所の節電の取組支援
  - ・省エネコーディネーターの派遣（126件）

### 3 環境保全活動の促進

#### (1) 事業者の自発的活動の促進

事業者による事業活動は、利便性や生活水準の向上、社会基盤の整備に貢献する一方で、地域や地球環境に大きな影響を及ぼしている。近年、産業界では環境への配慮を企業イメージ向上の観点から捉え、自主的に環境マネジメントシステムを構築するなど、環境保全に積極的に取り組む企業が増加している。

- ・「エコおおいた推進事業所」の登録

平成12年3月から、環境配慮の取組目標（5項目以上）を自主的に定め、事業活動に伴う環境負荷を低減しようとする事業所を「エコおおいた推進事業所」として登録している。令和6年度末の登録数は1,108事業所である。

- ・おおいたグリーン事業者認証制度

令和5年10月から、事業活動に伴い発生するCO<sub>2</sub>又はプラスチックの削減目標を設定し、その達成に向けて取り組む事業者を「おおいたグリーン事業者」として認証している。令和6年度末の認証数は121事業者で、このうち脱炭素部門が95事業者、脱プラスチック部門が26事業者である。

- ・エコアクション21認証・登録制度

エコアクション21は、平成8年に環境省が策定した環境マネジメントシステムのプログラムであり、中小企業等の幅広い事業者が実践できるよう設計されている。県内では、令和6年度末で99事業所が認証・登録している。

#### (2) 県民の自発的活動の促進

県では、県民が環境問題を自分ごととして捉え、日常生活に起因する環境への負荷低減に取り組む契機とするため、環境イベント「グリーンアップおおいたデイ」を開催し、自らを含む人々の生活・行動が環境に及ぼす負荷についての理解を深める機会を提供している。令和6年度の参加人数は6,288人である。

#### (3) 啓発活動の実施状況

県では、県民の自主的な環境保全活動を支援し、その発展を促すため、各種啓発活動を実施している。これらの活動により、県民一人ひとりが環境に対する意識を高め、環境保全活動について自ら考えて主体的に行動できるよう促している。令和6年度に実施した啓発活動の実施状況は、資料編 資料1-15のとおりである。

#### (4) 環境月間行事の実施状況

県では、環境基本法で定める「環境の日（6月5日）」と環境の日を含む6月の「環境月間」に、関連行事を自ら実施するとともに、市町村等に関連行事の実施を呼びかけている。令和5年度に県内で実施された関連行事は、資料編 資料1-16のとおりである。

# 第6章 基盤的施策の推進

## 第1節 環境影響評価の推進

### 1 環境影響評価の現況

環境影響評価（環境アセスメント）は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査・予測・評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮しようとするものである。

本県では、平成 11 年 3 月に「大分県環境影響評価条例」を制定、同年 9 月から施行し、環境影響評価の手続を進めてきたが、法との整合性を図るため、改正条例を平成 25 年 3 月に公布、同年 9 月から施行した。

また、大規模太陽光発電施設などの発電所の設置事業を新たに対象事業に追加する条例改正を行い、平成 29 年 3 月に公布、平成 30 年 1 月から施行した。このように規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業等を対象に法又は条例に基づく手続が実施されている。

一方、法又は条例の対象とならない比較的小規模な開発事業等を対象に「大分県自主的環境配慮推進指針」を制定し、事業者による自主的な環境配慮を進めている。

### 2 本県における環境影響評価の実施状況

本県において、令和 6 年度に環境影響評価法や大分県環境影響評価条例、大分県環境配慮推進要綱に基づく指導・審査を行った実績は、資料編 表 1-17 のとおり 5 件で、その対象事業の内訳は法が 2 件、要綱が 3 件であった。

## 第2節 環境に配慮した取組の推進

### 第1項 大分県環境マネジメントシステムの構築

県では、平成 11 年 1 月に本庁 3 庁舎の知事部局を適用範囲として ISO14001 の認証を取得し、環境負荷の低減に取り組んできた。平成 23 年 4 月からは、対象を全所属に拡大した県独自の新しい環境マネジメントシステム（EMS）を構築した。この EMS では、①大分県環境基本計画の着実な推進、②環境に配慮した事業の推進、③地球温暖化対策実行計画の推進、④グリーン購入推進方針による物品調達、⑤環境法令を遵守した庁舎管理業務を一体的に推進している。

### 第2項 グリーン購入の促進

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入する活動である。

県では、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」第 10 条第 1 項の規定に基づき、平成 14 年 4 月に「大分県グリーン購入推進方針」を策定し、この推進方針に基づき、毎年度、重点的に調達を推進すべき環境物品及び調達目標等を定め、グリ

ーン購入を推進している。令和6年度の購入実績は、資料編 資料1-19のとおりである。

## **第3節 環境情報の整備と提供**

環境保全施策の総合的・計画的な推進には、環境情報の体系的な整備と利用が必要である。また、県民、事業者、民間団体等への環境教育・学習を推進し、各主体の自発的な環境保全活動を促すため、正確かつ適切な情報提供が不可欠である。

本県では、環境の現状、条例、計画、施策などの各種情報を県ホームページで提供している。グリーンアップおおいたに関する様々な情報については、SNS等も活用して、タイムリーな発信に努めている。

## **第4節 調査研究、監視・観測等の推進**

### **第1項 大分県衛生環境研究センターの概要**

近年の保健衛生、環境分野は、令和元年12月中国に端を発した新型コロナウイルス感染症を始め、デング熱等の感染症や食品中の残留農薬、大気中の微小粒子状物質をはじめとする有害物質、また、「おんせん県おおいた」の温泉資源の保護や海、河川等の水環境などへの取組が求められている。

こうした中で、大分県衛生環境研究センターでは、保健衛生と環境分野の科学的・技術的中核機関として、これらの課題に対して、新型コロナウイルス感染症のPCR検査を含む様々な試験検査や調査研究を行っている。

今後も、大分県長期総合計画「安心・元気・未来創造ビジョン2024」～新しいおおいたの共創～に基づき、県民の健康被害の極小化と安全・安心な生活環境の確保のため、様々な課題に取り組んでいる。

### **第2項 環境保全に関する試験検査の実施状況**

令和6年度における環境保全に関する試験研究は、資料編 表9-2のとおりであり、調査分析件数は、資料編 表9-3、表9-4のとおりである。

## **第5節 規制的手法の活用**

### **第1項 大分県生活環境の保全等に関する条例の施行状況**

大分県生活環境の保全等に関する条例では、工場・事業場のうち、石油製品の製造等30種類の作業（特定作業）を行う工場等を「特定工場等」と定義し、特定工場等の新設や工場内の施設の増設等について届出の義務を課すとともに、排出されるばい煙や排出水等についての規制基準を設けている。

本条例では、特定工場等から排出される排煙、排出水等について、総量規制方式が導入され

ており、一部の項目では法律より厳しい基準となっている。

令和 6 年度末までの特定工場等の届出の状況は資料編 表 1-20 のとおりである。

## **第 2 項 公害防止協定締結の現況**

公害防止協定は、公害関連法令による措置を補完し、地域の実情に応じたきめ細かい公害防止対策を行うためのものであり、令和 7 年 3 月 31 日現在、県では、資料編 表 2-2 及び表 3-19 のとおり、10 企業・企業グループとの間で協定を締結し運用している。

## **第 3 項 土地利用対策**

### **1 国土利用計画**

国土利用計画（県計画）は、国土利用計画（全国計画）を基本とし、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的な国土の利用を確保するための長期の目標を定めるものである。全国計画の改定等に伴い、平成 31 年 3 月に第五次県計画を策定した。

また、全国計画、県計画と併せて国土利用計画体系を構成する市町村計画については、昭和 59 年度までに全市町村で第一次計画の策定を完了した。平成の大合併以降の策定状況は、旧市町村の計画を引き継がない市（新設合併した 9 市）では 3 市が第一次計画を策定しており、また、旧市町村からの計画を引き継ぐ市町村等（編入合併又は合併しなかった 9 市町村）では、第二次計画を 4 市町、第四次計画を 3 市町が策定している。

### **2 土地利用基本計画**

土地利用基本計画は、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域区分の表示である計画図と、土地利用の調整等に関する事項を定めた計画書で構成されている。五地域の指定状況については、資料編 表 1-21 のとおりである。

### **3 土地取引の規制**

本県では、国土利用計画法第 23 条の規定に基づき、土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の届出があった場合に、関係する市町村や個別規制法の担当部署の意見を聴いた上で、当該土地を含む周辺地域の適正かつ合理的な土地利用を図るために必要な助言等をすることとしている。

また、大規模な開発行為を行う土地については、平成 11 年 3 月に定めた「大規模土地利用事前指導要綱」により、土地利用に当たっての問題点等について指導しており、更に、ゴルフ場の開発については、平成 2 年 11 月に定めた「ゴルフ場の開発事業に関する事前指導要綱」により、自然環境の保全等に配慮した適正な開発が行われるよう指導している。

## **第 4 項 工場立地対策**

本県では従来から地域の実情に応じた企業誘致を行っており、工場立地に当たっては、都市計画区域や農業振興地域など地域の土地利用計画との調整を行い、周辺環境との調和を図っている。

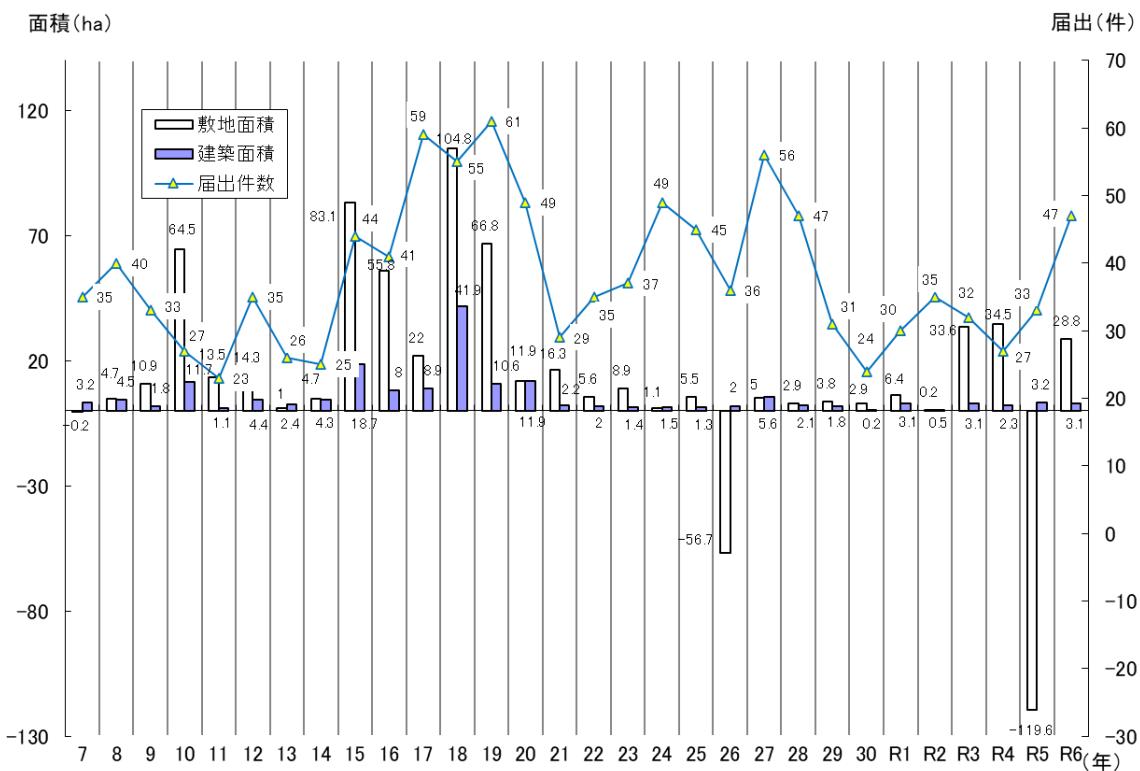
一方、工場立地を行う者に対しては、工場立地法の規定に基づき、工場の生産施設や緑地等環境施設の面積の割合が定められており、特に、敷地面積 9,000 m<sup>2</sup> 又は建築面積 3,000 m<sup>2</sup> を超

える「特定工場」の新設・増設には、市町村長への事前の届出が義務づけられている。市町村による届出の審査を通じ工場立地法に基づく「工場立地に関する準則」に適合するよう指導を行い、工場の新設・増設が適正に行われるよう努めている。

工場立地法に基づく特定工場の届出件数、敷地面積の推移は、図 2.6-1 のとおりである。

**図 2.6-1 工場立地法に基づく特定工場の届出件数等の推移**

図2.6-5 工場立地法に基づく特定工場の届出件数等の推移



## 第5項 環境犯罪の取締り

### 1 環境犯罪の傾向

令和6年中の大分県内の環境犯罪の検挙数は、過去5年間で最小となった。一方、法令別に見ると、依然として廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）違反が最も多く、同法による検挙件数は8件で、環境犯罪全体の約6割を占めている。その内訳は、不法焼却が5件、不法投棄が3件である。

### 2 基本方針及び取締り状況

警察は、環境汚染等の防止を図り、住民の生活環境を保全するため、環境犯罪に対して厳正に捜査を行うとともに、環境行政担当部局と連携して環境犯罪の未然防止と発生後の環境被害の拡大防止、原状回復の支援に努めている。

**表 2-6-2 環境犯罪法令別検挙件数**

法令別	年別		R2年		R3年		R4年		R5年		R6年	
	人員	件数	人員	件数	人員	件数	件数	人員	件数	人員	件数	人員
廃棄物処理法	20	27	21	23	28	35	24	32	8	8		
動物愛護管理法	2	2	1	2			1	1	1	1		
鳥獣保護管理法	3	2	4	2	3	4	5	6	3	2		
特定外来生物法	1	1			1				1			
種の保存法	4	4										
森林法	3	1	1	2	1				1	1		
その他環境事犯			1	1	3	3	1	1				
合 計	33	37	28	30	36	42	31	40	14	12		

※動物愛護管理法とは、「動物の愛護及び管理に関する法律」をいう。

※鳥獣保護管理法とは、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」をいう。

※特定外来生物法とは、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」をいう。

※種の保存法とは、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」をいう。

※「その他環境事犯」には、「大分県希少野生動植物の保護に関する条例違反」、「軽犯罪法違反(汚废弃物投棄)」を計上している。

## 第6節 公害紛争等の適正処理

### 第1項 公害苦情及び紛争の処理

#### 1 公害苦情の現況

##### (1) 公害苦情の総件数

令和6年度に県及び市町村が新たに受理した公害に関する苦情件数は1,051件で、前年度に比べ11件減少した。

苦情の原因は、大気汚染125件(11.9%)、水質汚濁52件(4.9%)、土壤汚染4件(0.4%)、騒音134件(12.7%)、振動24件(2.3%)、地盤沈下0件(0%)、悪臭139件(13.2%)の典型7公害に含まれるもののが478件(45.5%)、それ以外のものが573件(54.5%)であった。

令和5年度と比較すると、水質汚濁(-32件)、悪臭(-55件)、土壤汚染(-4件)の件数は減少した。また、大気汚染(+4件)、振動(+6件)、廃棄物の不法投棄等典型7公害以外(+70件)の苦情件数は増加した。

公害苦情の種類別新規件数の年度毎推移及び令和6年度の公害苦情の内訳は、図2.6-3及び図2.6-4のとおりである。

図 2.6-3 公害苦情件数の推移

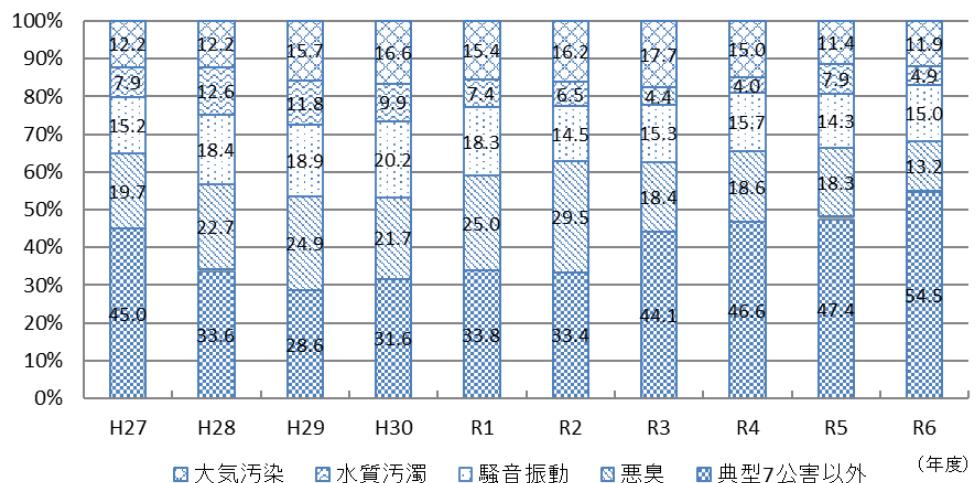
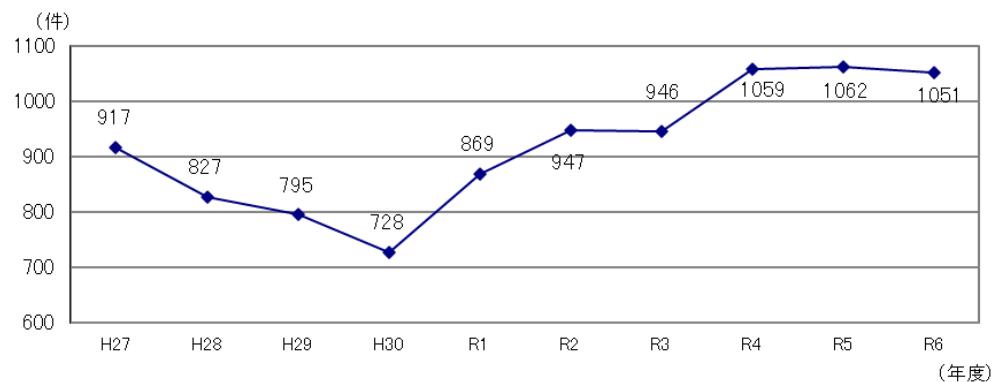
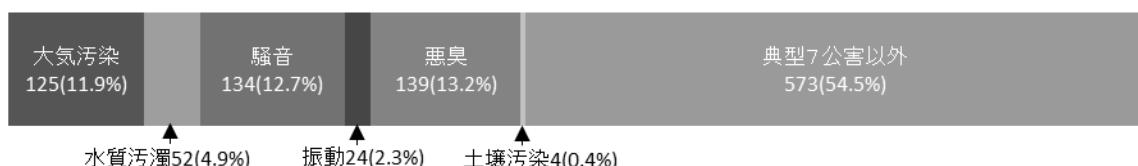


図 2.6-4 公害苦情件数の内訳



## (2) 公害苦情の処理状況

令和 6 年度に処理した苦情は、新規処理 1,038 件に前年度からの繰り越し分 13 件を加えた 1,051 件で、このうち 1,047 件(99.6%)が受理機関等において解決され、翌年度への繰越件数は 4 件となっている。

## 2 公害苦情・紛争処理の対策

### (1) 公害審査会

公害紛争処理法に基づき、県では、大分県公害紛争処理条例（昭和 45 年大分県条例第 38 号）を制定し、昭和 45 年 11 月に大分県公害審査会を設置した。

審査会は、法律、公衆衛生、産業技術等の学識経験者 10 名から構成され、委員の任期は 3 年である。(大分県公害審査会委員 資料編 表 1-14(3))

平成以降の公害紛争に係る処理状況は資料編 表 1-22 のとおり 8 件となっており、全て調停事件となっている。

#### (2) 公害苦情相談員

県及び市町村では、公害紛争処理法に基づき公害苦情相談員制度を設け、公害苦情の適切な処理を図っている。

## 第 7 節 地域環境保全基金

県では、平成 2 年 3 月に環境省の補助を受けて大分県地域環境保全基金を創設した。

この基金は、財源を安定的に確保し、地域環境を保全するための各種の地域環境保全推進事業を実施するためのもので、環境保全に関する知識の普及、地域における環境保全活動に対する支援、その他の地域環境を保全するための活動の推進に要する経費に充当している。令和 6 年度末現在で、個人及び団体から 200 件、合計 113,968 千円の寄付を受け入れており、このうち 139 件、77,283 千円は、平成 21 年 6 月から開始したレジ袋の無料配布中止の取組に伴う収益金の寄附で、県が実施する環境関連事業に活用している。

# 第3部 環境関連事業の取組状況

番号	部局名	事業名	事業区分	R7 当初予算額	R6 決算額	令和7年度事業内容 (終了事業については令和6年度取組内容)
<b>1 地球温暖化の緩和と気候変動への適応</b>						
1	生活環境部	地域気候変動対策推進事業	継続	37,010	28,533	県内のCO <sub>2</sub> 排出量削減のため、地球温暖化防止活動学生推進員の活動を広げ、若い世代への普及啓発を図る、エコアクション21認証取得の支援やエコドライブの推進等、引き続き脱炭素社会への取り組みを実施する。 併せて、大分県内の気候変動に関する情報を幅広く収集し、県民に情報発信を行う。
2	生活環境部	地域再生可能エネルギー導入推進事業	継続	408,686	215,289	2050年カーボンニュートラルを実現するため、公共施設への太陽光発電設備設置等をはじめ、県内における再生可能エネルギーの導入推進を図る。
3	生活環境部	おおいたグリーン事業者認証推進事業	継続	38,520	8,047	県内事業者の事業活動における環境負荷を低減するため、脱炭素・プラスチック削減に取り組む事業者を認証し、効率的な取組を支援する。
4	商工観光労働部	エネルギー関連産業成長促進事業	継続	274,753	58,547	県内のエネルギー関連企業や、行政機関等が構成する大分県エネルギー産業企業会を中心、研究開発から人材育成、販路開拓まで切れ目無く支援するとともに、有望分野への新たな取組などに連鎖させ、県内エネルギー関連産業の成長を促進する。 ・ 大分県版水素サブリミティーン「構築実証事業
5	農林水産部	おおいたの有機農地等拡大促進事業	特別枠	57,150	0	持続可能な食料システムを構築するため、「第3次大分県有機農業推進計画」、「環境荷台低炭素活動事業の促進に関する基本計画」に基づき、有機野菜等の生産販売や、環境保全農業に取り組む農地を育成する。
6	農林水産部	水田農業地力強化対策事業	継続	104,630	38,869	消費者ニーズに応じた水田作物の生産・供給体制を強化するため、麦・大豆の収量・品質の高精度化に取り組むほか、高粱に強い水稻品種への転換を実施する。
7	農林水産部	おおいた園芸産地づくり支援事業	継続	1,392,106	820,435	大分県の高付加価値となる園芸品の育成を図るため、農業団体・生産者が行う集出荷施設や栽培施設の整備に要する経費に対し助成する。
8	農林水産部	木造建築物等建設促進総合対策事業	一部新規	14,693	2,413	県産材の需要拡大を図るため、中大規模木造建築に取り組む建築士を支援するとともに木造建築物の普及を推進する。
9	農林水産部	造林事業(保育間伐推進緊急対策事業)	継続	20,095	21,145	若鶴林(3~6歳)の保育間伐に対し公共造林事業の上乗せ助成を行い、健全で活力ある森林の維持を図る。
10	農林水産部	造林事業(再造林促進緊急対策事業)	継続	13,410	7,677	20%以上の広葉樹の植栽と伴う再造林に対し公共造林事業の上乗せ助成を行い、健全な森林の造成を図る。
11	農林水産部	再造林促進事業	継続	895,792	640,894	林業経営適正化で、植裁本数を削減して取り組む再造林に対し公共造林事業の上乗せ助成を行い、健全な森林の造成を図る。
12	農林水産部	災害に強い森林づくり推進事業	継続	40,000	45,035	災害に強い森林づくりを推進するため、河川沿いや尾根・急傾斜地における人工造林の広葉樹林等に向けた対策を実施する。
13	農林水産部	沿岸漁場基盤整備事業・水底基礎整備調査(水産多面的機能発揮対策事業)	継続	9,080	7,857	沿岸の設置・干溝の造成・耕うん、モニタリング調査など、県内18活動組織の取組を支援するなど、漁場の機能保全を図る。また、一部海域において漁場分布調査を実施し、漁場の現状把握を行った。
14	土木建築部	(公)海岸環境整備事業	継続	118,882	96,524	台風等の波浪による海岸の浸食を防ぐため、潜堤などの海岸環境整備事業を実施する。
15	土木建築部	カーボンニュートラルポート形成事業	特別枠	10,000	10,000	重要港湾において、港湾脱炭素化推進計画作成に基づき、港湾管理者の取組の検討を行う。
	土木建築部	建築物グリーン化促進事業	終了	0	8,892	省エネ建築物の普及促進するため、建築関係団体等と連携し、ネットワーク体制の構築などを図るとともに、県内技術者への啓発や県民の意識醸成を行った。
16	土木建築部	県有建築物脱炭素化調査事業	継続	9,430	6,138	庁舎機能を持った県有建築物における省エネ・創エネの効果的手法等を検証し、その結果に基づき県有施設に係るZEB化改修の検討を行う。
17	病院局	屋上緑化事業	継続	103	103	病院本館3階南側の外装屋上に、緑のカーテン(幅70m: ネットプランター)を設置し、執務室の気温上昇抑制と節電を図る。
18	警察本部	交通安全施設整備事業(信号灯器LED化)	継続	507,656	310,446	年次計画により、県下に設置されている毎球式信号灯器をLED式信号灯器へ順次切り替える。
19	教育庁	県立学校施設整備事業	継続	5,844,196	3,839,400	老朽化した校舎等の大規模改修に合わせ、高断熱化・高効率化設備の導入など、脱炭素化に向けた改修を実施する。
	教育庁	次世代農林水産業の担い手育成事業	終了	0	19,164	スマート技術の導入等、時代のニーズに対応した農林水産業を担う人材を育成するため、先進的な農業者や企業の持つ技術を授業に取り入れるとともに、地域や大学等と連携した実践的な研修等を行う。
20	教育庁	次世代産業人材育成事業	特別枠	112,768	0	産業教育における各分野でのデジタル技術の活用や職業マインドの醸成により、新時代を担う産業人材の育成を行う。
小計	20事業			9,908,960	6,185,408	
<b>2 経済と環境の好循環を生み出すGXの推進</b>						
1	商工観光労働部	グリーン・コンビナートおおいた創出事業費	一部特別枠	135,606	25,464	「グリーン・コンビナートおおいた推進構想」実現のため、県独自Sや国が支援するF S、実証等にも上乗せ補助可能な県単独補助を実施し、企業の表記・投資等を呼び込む。
2	商工観光労働部	エネルギー関連産業成長促進事業(再掲)	継続	274,753	58,547	県内のエネルギー関連企業や大学、行政機関等が構成する大分県エネルギー産業企業会を中心、研究開発から人材育成、販路開拓まで切れ目無く支援するとともに、有望分野への新たな取組などに連鎖させ、県内エネルギー関連産業の成長を促進する。 ・ 大分県版水素サブリミティーン「構築実証事業
3	商工観光労働部	成長志向型ものづくり循環経済推進事業	継続	75,585	73,342	循環経済への転換を促進し、持続可能なものづくり産業の育成を図るため、ものづくりのサイクルである「設計・生産・廃棄」の段階における産業廃棄物の「発生抑制・減量化・再生利用」に関する設備投資を支援するとともに、市場や社会からの環境配慮要請をビジネスチャンスとするための情報提供、個社の事業計画について専門家による助言等を行う。
4	農林水産部	小水力発電施設整備事業	継続	21,000	158,050	農業水利施設を活用した小水力発電の施設整備及び導入支援を行う。
小計	4事業			506,944	315,403	
<b>3 環境への負荷を抑えた循環型社会の構築</b>						
1	福祉保健部	備蓄物資管理費	継続	62,625	205,891	災害時に避難所等で配布する県の備蓄物資を有効期限が切れる前に無償譲渡し、生活困窮者支援や防災教育等に活用する。
2	福祉保健部	医療関係行政指導事業	継続	209	4	医療施設に対する立入検査の一環として、医療廃棄物の適正処理を指導する。
3	福祉保健部	業務取締費	継続	222	123	毒物劇物・医薬品・医療機器関係施設に対する立入検査を行い、毒物劇物等の適正使用及び保管管理に対する指導を行う。
4	福祉保健部	社会福祉法人指導監督事業	継続	1,544	2,506	監査の一環として、社会福祉施設の給排水施設、浄化槽等の適正な管理について指導を行う。
5	生活環境部	大気保全対策事業	継続	55,850	51,311	大気環境保全のための大気環境の監視及び事業場に対する指導・監督を実施する。

番号	部局名	事業名	事業区分	R 7 当初予算額	R 6 決算額	令和7年度事業内容 (終了事業については令和6年度取組内容)	
6	生活環境部	大気環境監視推進事業	継続	48,024	27,715	石綿による健康被害を未然に防止するため、建築物の解体工事現場への立入検査体制を強化するとともに、災害時における大気中石綿濃度測定体制を整備する。また、大気汚染防護法に基づく大気汚染の常時監視体制を適切に維持するため、測定局の一部移設及び機器の整備等を実施する。	
7	生活環境部	ダイオキシン総合対策推進事業	継続	7,660	4,921	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、県下のダイオキシン類による環境汚染の実態把握や常時監視（大分5地点、河川15地点、海域2地点、湖沼1地点、地下水10地点、土壌3地点）及び事業場の指導を行う。	
8	生活環境部	有害化学物質対策推進事業	継続	6,797	6,397	有害大気汚染物質について、県内5定点でのモニタリング調査を行うとともに、PRT制度に基づく事業者の届出の整理等を行つ。	
9	生活環境部	特殊公害対策費	継続	3,855	8,843	自動車騒音常時監視・航空機騒音調査（7地点）等の監視を行うとともに、市町村担当者向けの聴音・振動・悪臭講習会を実施する。	
10	生活環境部	水質保全対策事業	継続	39,965	37,470	河川や海岸などの公共水域（河川58地点、湖沼6地点、海域50地点）と地下水（53地点）の常時監視及び水質汚濁防止法に基づく工場や事業場の規制、指導等を行う。	
11	生活環境部	公害対策関係受託事業	継続	17,991	14,712	環境放散水質準守・化学物質環境影響調査及び広域総合水質調査等を実施する。	
12	生活環境部	おおいたグリーン事業者認証推進事業 (再掲)	継続	38,520	8,047	県内事業者の事業活動における環境負荷を低減するため、脱炭素・脱プラスチックに取り組む事業者を認証し、効果的な取組を支援する。	
13	生活環境部	プラスチックごみ削減推進事業	継続	20,843	19,246	プラスチックごみ削減に向けた広報啓発の実施 (1)「ごみゼロ」キャンペーンの実施 (2)資源循環の実現 (3)スポーツ大会開催 (4)プラスチックごみ削減に向けた広報啓発の実施	
14	生活環境部	循環社会構築加速化事業	継続	70,940	13,941	①災害廃棄物処理における連携強化を図るため、産業廃棄物処理業者や市町村職員を対象に研修会を実施する。 ②産業廃棄物処理業者と市町村の立入調査会を実施する。 ③産業廃棄物処理代行事業の早期発見、危険防止を目的とした巡回検査会を実施する。 ④無人飛行機（ドローン）を活用した廃棄物分場等の空撮を行つ。	
15	生活環境部	環境保全対策費	継続	6,108	1,473	循環型社会の構築を目指し、食品ロス対策を行う。	
16	生活環境部	産業廃棄物適正処理推進事業	継続	331,752	353,741	産業廃棄物の税収を一元的に管理するために産業廃棄物基金に積み立てる。	
17	生活環境部	産業廃棄物処理施設等監視指導事業	継続	67,276	48,885	①産業廃棄物監視員（嘱託10名）を保健所に配置する。 ②排水口等産業廃棄物処理業者の立入調査会を実施する。 ③産業廃棄物処理代行事業の早期発見、危険防止を目的とした巡回検査会を実施する。 ④無人飛行機（ドローン）を活用した廃棄物分場等の空撮を行つ。	
18	生活環境部	廃棄物不法投棄防止対策事業	継続	133,203	91,087	①保健所設置市が行う不法投棄対策事業に対し補助を行う。 ②不法投棄防止規制を行う市町村に對し補助を行う。 ③不法投棄の跡地の復旧費用の不法投棄防止を図る。 ④AIカラムを活用した不法投棄の防止を図る。 ⑤産業廃棄物管理義務交付等状況報告書を活用した投棄事業者の指導を行う。 ⑥投棄不明で地域の特徴を描なう比較的大規模の不法投棄廃棄物の撤去を行う。 ⑦産業廃棄物処理計画の推進を行う。 ⑧不適切な廃棄物搬入防止及び普及啓発を図るため、廃棄物運搬車両への候間を実施する。 ⑨市町村が行う代執行事業に対し補助を行う。 ⑩新聞広告・テレビCMを通じて、県民に廃棄物に関する各種広報を行う。	
19	生活環境部	産業廃棄物処理施設周辺環境対策事業	継続	54,820	31,548	市町村・産業廃棄物処理施設設置者が施設周辺の環境整備を行う場合、事業に要する経費を補助する。R6年度実施予定箇所：9件	
20	生活環境部	県外産業廃棄物対策事業	継続	144,099	140,702	①産業廃棄物適正化条例に基づき納付される環境保全協力金を基金に積み立てる。 ②県外移出事業者への立入調査を行う。 ③県外移出産業廃棄物監視員（嘱託2名）を循環社会推進課に配置するとともに、県外産業廃棄物を受け入れる県内施設への立入調査を行う。 ④保健所設置市が行う県外産業廃棄物対策事業に対する補助を行う。 ⑤県外移出事業者との早期協議及び環境保全協力金の納付指導を行う。 ⑥県外から産業廃棄物が搬入される最終処分場の点検査を実施し、生活環境保全を図るとともに、不適切に搬入されたいないか監視を行う。	
21	生活環境部	P C B廃棄物対策推進事業	継続	11,532	4,762	①高温度 P C B含有機銅未処理事業者の指導を行う。 ②P C B廃棄物保管庫の提出と早期処理について指導を行う。	
22	生活環境部	一般廃棄物対策事業	継続	3,279	2,764	①浄化槽の維持管理及び一般廃棄物処理に関する指導監督等を実施する。	
23	生活環境部	災害時海岸漂着物処理事業	継続	50,000	25,731	台風や豪雨等による大規模災害で被害を受けた県管轄海岸等の復旧を図るため、漂留した草木等の漂流・漂着物を回収・処理する。	
24	生活環境部	浄化槽正維持管理推進事業	一部新規	12,071	7,926	河川沿岸の河川漂着物を回収・処理する。 ②河川漂着物の正真正確な巡回管理を推進し、近辺の生活環境の保全を図るため、下水道設備等との突合作業による浄化槽管理台帳の再整備を実施し、法定検査受検率の向上を図る。	
25	生活環境部	森と海とつなぐ環境保全推進事業	継続	3,000	2,538	海岸に漂流する流木等について、N P O、自治会等を行う回収・撤去活動に要する経費に対し補助を行う。	
26	生活環境部	海岸漂着物地域対策推進事業	継続	27,711	105,049	県又は市町村が事業主体となって行う海岸漂着物等の回収処理及び発生抑制対策に係る経費に対し補助する。	
27	生活環境部	環境整備指導事業	継続	12,430	12,000	清掃船により別府湾海面の漂流物等の清掃活動を行う公益社団法人別府湾をきれいにする会に對し支援を行う。	
28	農林水産部	環境保全型畜舎建立対策推進事業	継続	188	249	畜産環境保全に對処するため、大分県畜業協同組合が実施する沿地などに滞留する流木等の除去、回収に要する経費を助成する。	
29	農林水産部	環境変化応対型養殖推進事業費	新規	28,000	0	畜産プロダクションの安定生産を図るため、環境負荷を軽減した持続可能な畜産手法を実証するなどして、畜産環境の改善による生産技術の確立に取り組んだ。	
30	農林水産部	漁港被害防止対策費（漁港環境保全推進事業）	継続	3,269	2,945	赤潮・毒藻等の被害防止に向けた耕耙や公害情報の収集等を実施するとともに、有害生物の駆除等を行つ。	
31	農林水産部	森と海をつなぐ環境保全推進事業	継続	1,290	151	漁業被害を防止するため、大分県漁業協同組合が実施する沿地などに滞留する流木等の除去、回収に要する経費を助成する。	
32	土木建築部	（単）道路施設修繕事業	継続	2,759,028	2,357,691	高濃度PCBが含まれていることが確認された橋梁の塗膜を適正に処理する。	
33	土木建築部	港湾管理費	継続	16,861	15,740	港湾施設の草刈り、清掃、ごみ拾い等といった維持管理を実施する。	
34	土木建築部	砂防維持管理費	継続	5,450	5,446	福岡都市圏を流れれる朝市河川として古くから市民に親しまれている境川・春木川において、沿岸住民のボランティア活動が及ばない場所について、8月～9月に草刈を実施する。	
35	土木建築部	生活排水処理施設備推進事業 (下水道整備緊急促進事業) (下水道整備緊急促進事業) (農業無糞排水分担推進事業) (農業無糞排水分担推進事業) (浄化槽設置水密推進事業) (浄化槽設置整備事業) (浄化槽設置整備事業)	継続	509,332	328,953	大分の恵み豊かな水環境を保全するため、県費交付金及び補助金の助成により県民と市町村の財政負担を軽減し、県と市町村が連携して生活排水処理率の向上を図る。	

番号	部局名	事業名	事業区分	R 7 当初予算額	R 6 決算額	令和7年度事業内容 (終了事業については令和6年度取組内容)	
36	土木建築部	農業集落排水事業	継続	180,000	136,019	農業用排水路における水質保全、施設の機能維持及び農村の生活環境の改善を行う。併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落における屎尿や生活排水等の汚水を処理施設の改築・維持管理を行う。	
37	土木建築部	漁業集落排水事業	継続	5,000	12,500	漁業集落の生活環境の改善と漁港・漁場の水域環境の健全・回復を図ることで、個性的で豊かな漁村の再生を支援し、水産業及び漁村の健全な発展に資するため、漁港漁村における排水処理施設の改築等を行う。	
38	土木建築部	きれいな水再生啓発事業	継続	932	643	大分県生活排水対策基盤方針に基づき、合併処理浄化槽の転換促進及び下水道への接続促進を目的とした、生活排水処理率高い市町村において、地域住民への啓発活動(小学校出張講堂・地域会議等)を実施し、生活排水対策の意識向上を図る。	
39	企業局	北川ダム漏水対策事業	継続	5,700	3,472	北川ダムの漏水長期化対策につながる、佐伯広域森林組合が実施する植林事業「北川上流の森活性化作戦」や、NPO法人「宇宙まちづくり協議会」が実施する北川ダム集水域における北川清掃活動を支援する。	
40	企業局	芹川ダム環境調査事業	継続	5,340	3,938	平成27年度に芹川ダム水環境改善事業で設置した循環装置等の効果検証および水質及び生物への影響調査を行う。	
小計	40事業			4,752,716	4,125,143		
4 豊かな自然の保全と活用							
1	福祉保健部	障がい者工賃向上支援事業	継続	4,760	4,485	農業の専門家であるアグリ就労アドバイザーを障害者社会参加推進室に配置し、農業を行う障がい者福祉サービス事業所に派遣することにより、農産物の生産性や加工技術の向上、販路拡大を支援する。	
2	生活環境部	おおいたジオパーク推進事業	継続	13,447	11,329	姫島村及び佐伯市の大野町のジオパーク活動を持続可能なものとするための情報発信、受入態勢の整備等の支援を行う。 ①ジオパークの情報収集等の調査 ②ジオパーク活動の普及・啓発等の支援 ③学術研究・普及啓発の推進、教育活動 等 ④ジオガイド解説看板の設置、更新 等	
3	生活環境部	生物多様性保全推進事業	継続	29,745	24,160	豊かな自然と生態系を次世代に引き継ぐとともに、大分県版ネイチャーポジティブ実現のため、第3次生物多様性おおいた県戦略に基づき、おおいたの重要な自然共生地域への支えのほか、特有外来生物対策、自然環境の保全対策の推進等を行う。 ①大分県版ネイチャーポジティブ実現への取組の推進 ・おおいたの重要な自然共生地域の発見看板の設置等による普及啓発 ・自然共生地域へのヨコティナーダーの派遣等 ②特有外来生物の監視調査 ・特定特有生物、クリハラリス) 調査等 ・アフリカゾウモリ ・アフリカゾウモリ ・アフリカゾウモリ ③豊かな自然環境の保全対策 ・自然環境保全活動事業 ・絶滅の恐れのあるホンカモシカの生息状況調査、シンポジウム開催	
4	生活環境部	自然環境保全管理費	継続	4,214	3,453	自然公園の管理、野生動物の保護等を推進するため、自然公園内で行われる行為について許可等を行う。(R6年度廃止件数：許可：73件、届出：23件)	
5	生活環境部	祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク施設整備事業	継続	5,400	0	ユネスコエコパーク登録樹木に、入り込み客の増加が想定される祖母傾国定公園内の老朽化した公園施設等の整備を推進するため、佐伯市・藤原内渓谷の遊歩道の整備に対する補助を行う。	
6	生活環境部	国立公園等施設整備事業	一部新規	73,083	108,226	国立公園満喫プロジェクトにより阿蘇くじゅう国立公園の施設設備を整備し、大分県の魅力ある景観の保全と安全で快適な憩点とのふれ合いを推進するとともに、インバウンドの魅力を図るために、県有施設のノゾノ登山道改良改修を行うほか、大分市の高島園地及び由布市の無人男池園地の整備に対する補助を行う。	
7	生活環境部	阿蘇くじゅう国立公園満喫プロジェクト推進事業	継続	12,770	20,756	阿蘇くじゅう国立公園満喫プロジェクトを推進するとともに、くじゅう地域において課題となっているオバーユース問題への対策を行なう。また、Webサイト「オオイタおとそ時間」において県内の豊かな自然環境を活かしたアウトドアの魅力を伝えるとともに、自然環境の持続可能な利用と保全の両立について考えるきっかけを提供する。 ①シニア層のための講習会等を開催して、観光施設や宿泊施設等において、インバウンド等に向けた情報発信を行なう。 ②Webサイト「オオイタおとそ時間」においてキャンプ場やアクティビティ等のアウトドア情報を発信する。	
8	生活環境部	祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進事業	継続	10,196	7,187	ユネスコエコパークに登録されている祖母・傾・大崩地域の環境保全及び自然と共生した地域景観を図るため、宮崎県や隣接市町と連携し、魅力発信等を行う。 ①祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会事業として、環境保全活動団体等への助成、エアリ内の人たちもたらす対象とした自然体験学習などの普及啓発及び自然環境調査等の助成などの学術的調査の研修・支援等を行う。 ②海外都市(欧州)や海外に向けP R等を行う。 ③愛入環境整備の支援等を行う。	
9	生活環境部	祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク活用プロモーション事業	特別枠	7,954	0	ユネスコエコパークの必要な自然を活かした新たな魅力を創出するため、自然や暮らしで体験できるコンテンツの開発やモルタルコースの設定とパンフレット作成等による情報発信を行う。 ①エコパークのモルタルコースの設定とパンフレット作成等による情報発信を行う。 ②エコパークの自然体験や文化体験を核としたスマートブックリーを開催する。	
10	生活環境部	観光施設維持管理調査事業	継続	8,519	7,808	自然公園内の県有施設や九州自然歩道などの維持管理等を実施する。	
11	生活環境部	希少野生動植物保護事業	継続	2,205	2,161	希少野生動植物の保護及び生物多様性を保全するため、指定希少野生動植物リーフレットの作成やレッドデータブックおおいた2022ホームページによる絶滅危惧種保全の普及啓発を行う。	
12	生活環境部	温泉対策事業費	継続	19,465	16,911	温泉認証料申請に係る調査及び環境審議会温泉部会を年6回開催する。	
13	生活環境部	温泉台帳電子化事業費	継続	3,107	1,980	令和5年度に構築した「温泉台帳システム」を円滑に運用するために、運用保守委託等を行う。	
14	生活環境部	温泉資源適正利用推進事業	継続	25,274	17,201	令和6年度に実施した温泉資源調査により得られたデータを基に温泉存蓄調査を実施し、温泉資源の保護の観点から走めていている解説距離等の見直しに向けて検討を行う。	
15	商工観光労働部	県産竹材利用促進事業	継続	872	536	県産竹材を活用し副業・自作しよう活動をため、手竹工芸士に必要な貸し工房を設置し、竹材利用の知識等の取得実績等による情報発信を行う。 ・貸し工房の入居者3名 ・産業技術センターによる支援を実施	
16	商工観光労働部	地域の魅力を生かした多様なツーリズム推進事業（アドベンチャーツーリズムの推進）	継続	13,888	9,763	アドベンチャーツーリズム（以下、AT）を推進するため、県内各地域のATコンテンツの体制の情報発信やノンバウンド対応可能なガイド育成セミナーを実施する。また、アクティビティの充実向上を目的とした各種セミナーや野外災害救助法の国際資格取得コース等を開催する。	
17	商工観光労働部	地域の魅力を生かした多様なツーリズム推進事業（グリーンツーリズムの推進）	継続	3,589	3,257	グリーンツーリズムを推進するため、Web媒体等を活用した情報発信を実施する。	
18	農林水産部	世界農業遺産ファンド推進事業	継続	22,000	30,125	県内外の高校生参加による「高校生書き書き事業」の実施による世界農業遺産の次世代への継承、PR動画やSNSを活用した情報発信、なるバーコードの「農業遺産マップ」実施や農業遺産会等を活用した応援商品の販売促進により地域の元気づくりを推進する。	
19	農林水産部	GAPを活かす産地育成事業	継続	7,101	2,297	農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るため、農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い農業生産活動を支援する。	
20	農林水産部	環境に配慮した農業定着化推進事業	継続	26,842	24,719		

番号	部署名	事業名	事業区分	R 7 当初予算額	R 6 決算額	令和7年度事業内容 (終了事業については令和6年度取組内容)
21	農林水産部	安全・安心な農作物防除推進事業費	継続	5,125	3,658	安全安心な農作物づくりと安定生産を推進するため、農業指導士の認定、IPM(総合的病害虫・雑草管理)等の総合防除体系の確立に取り組む。
22	農林水産部	安全農業推進事業	継続	4,365	8,473	肥料の品質保全と適正な流通を図るため、肥料の品質の確保等に関する法律に基づき登録検査等を実施する。また農業用肥料ラシックの適正処理を推進する。
	農林水産部	持続可能な豊かな有機産地等活性化事業	終了	0	35,062	持続可能な食料システムを構築するため、国が策定した「みどりの食料システム戦略」に基づき、有機野菜等の生産・販売に取り組む産地を育成した。
23	農林水産部	中山間地域等直接支払事業	継続	2,011,283	2,439,776	中山間地域等での農業生産や耕作放棄地・水路・農道の管理等に取り組む農業者等に対する直接支払により、農業生産活動等の維持・増進を図る。(取組面積1,000ha)
24	農林水産部	おおいたの有機産地等拡大促進事業(再掲)	特別枠	57,150	0	持続可能な食料システムを構築するため、「第3次大分県有機農業推進計画」、「環境負荷低減活動事業の促進に関する基本計画」に基づき、有機野菜等の生産拡充や、環境保全型農業に取り組む産地を育成する。
25	農林水産部	環境にやさしい農業農村整備推進事業(環境諸費)	継続	319,700	209,290	生態系や景観による農業生産の持続性を図るために、有識者による環境情報協議会を開催し、環境にやさしい農業農村整備事業の計画を策定する。
26	農林水産部	農業農村多面的機能支払事業	継続	1,159,000	1,074,008	地域共同で行う農業の多面的機能を支える活動や、地域資源(農地・水路・農道等)の有効利用の実現を図る活動を支援する。(取組面積25ha)
27	農林水産部	優良竹林化・利活用推進事業	継続	7,662	3,238	県土の保全及び竹資源の効果活用を図るため、竹材、タケノコ生産地としての維持管理や竹チップ等の利活用を推進するための伐竹整備及び簡易作業路開設にかかる経費に対し助成する。
28	農林水産部	鳥獣被害対策事業	一部新規 特別枠	810,118	728,647	野生鳥獣による農林作物被害の軽減を図るために、集落全体で行う予防・集落環境対策や捕獲対策、狩猟者確認対策、肉食化対策等を総合的に支援する。新たに、学生の対象としたミナーナや疏猟体験ツアーの開催などによる若手狩猟者の確保・育成に取り組む。
29	農林水産部	みんなで育む森づくり推進事業 (森林環境保全基金: 41,114)	組替新規	41,114	0	森づくり活動を行う県民の支援、建材の広報、次代の大分の森づくりを担う人材を育成する。
	農林水産部	みんなで支える森林づくり推進事業	終了	0	17,238	大分県森林環境税の適正な運営・管理を行つとともに、イベント開催や森づくり活動への支援等により森林の親しむ機会を提供する。
	農林水産部	森林・林業教育促進事業	終了	0	13,633	子どもの学びの段階にあわせた森林林業教育(体験学習・副読本配布等)を実施し、次世代の大分の森林づくりを担う人材育成を行つた。
30	農林水産部	環境緑化推進事業	継続	1,773	1,594	緑化に対する県民意識の醸成を図るため、特別保護樹林等の保全等を行う。
31	農林水産部	緑のふるさとづくり推進事業	継続	2,889	2,895	環境緑化用樹木交付事業等に使用する苗木を購入する。
32	農林水産部	造林事業(保育間伐推進緊急対策事業) (再掲)	継続	20,095	21,145	若鈴木(3~5歳頃)の保育間伐に対し公共造林事業の上乗せ助成を行い、健全で活力ある森林の維持を図る。
33	農林水産部	造林事業(再造林促進緊急対策事業) (再掲)	継続	13,410	7,677	20%以上の広葉樹の植栽を伴う再造林に対し公共造林事業の上乗せ助成を行い、健全な森林の造成を図る。
34	農林水産部	再造林促進事業(再掲) (森林環境保全基金: 162,000)	継続	895,792	640,894	林業経営者省内で、袖根木数を削減して取り組む再造林に対し公共造林事業の上乗せ助成を行い、健全な森林の造成を図る。
35	農林水産部	災害に強い森林づくり推進事業(再掲) (森林環境保全基金: 40,000)	継続	40,000	45,035	災害に強い森林づくりを推進するため、河川沿いや尾根・急傾斜地における人工造林の広葉樹化等に向けた対策を実施する。
36	農林水産部	資源造成型栽培漁業推進事業	継続	78,223	72,474	水産資源の早期に回復させるため、温帯養殖による魚の休眠制限の強化など漁業者の自主規制のレベルに応じて、稚苗放流を段階的に支援する。
37	農林水産部	海域戦略魚種増殖モデル構築事業	継続	37,933	36,098	効果的な資源造成により水産資源の回復を図るため、広域で取り組む新たな増殖モデルの構築を行つる。
38	農林水産部	未来につながる森林環境創生事業	継続	1,918	35,048	ブリ類養殖業の経営安定化を図るため、環境改善等に向けた調査等を実施する。
39	農林水産部	豊かな海を活用したカキ類等養殖拡大推進事業	継続	11,302	6,857	漁船漁業の取引収入を確保するため、カキ類や海苔などの養殖指導や現場実証などによる普及・拡大を図る。
40	土木建築部	道路修繕事業	継続	2,617,648	2,592,134	県管轄道路の草刈り、清掃、街路樹の剪定等の環境整備を実施する。
41	土木建築部	安全・安心な道路環境創出事業 (森林環境保全基金: 20,000)	継続	20,000	20,000	県管轄道路における「倒木の危険性が高い樹木」の伐採対策を実施し、道路と自然が調和した良好な景観を保成する。
42	土木建築部	河川沿岸維持管理費	継続	71,034	68,478	県民の河川愛護意識の醸成を図るとともに、良好な河川環境を保持し、快適な自然環境を形成するため、地域の自治会や河川愛護団体等が行う河川の草刈り作業に対し、経費の一部を支援する。
	土木建築部	(公) 広域河川改修事業	終了	0	4,726,010	河川とそれに沿まるまちの活性化を目的に、良好なまち空間と水辺空間を形成するため、竹田市の芦川にて事業を実施する。
43	土木建築部	魅力ある景観づくり推進事業	継続	1,571	10,520	景勝地等の自然景観を楽しむ観光ルート沿線等において、良好な景観が阻害されている箇所の樹木等を伐採し、景観の再生を図る。また、大分県らしい良好な景観の保全・形成を図るため、研修会等の開催に取り組む。
44	土木建築部	屋外広告物指導費	継続	1,694	1,375	電柱等に貼付されるラミネート紙を必要に応じて除却するとともに、9月の屋外広告物適正化旬間にテラシップによる普及啓発を実施し、屋外広告物の適正化を図る。
45	教育庁	文化財保存活用補助事業	継続	58,686	56,149	有形文化財の調査、修理、保存のための施設整備等及び無形文化財の伝承活動等事業の実施に係る費用の一部を補助し、文化財の保存と活用を図る。
小計	45事業			8,583,916	13,173,760	
5	環境を守り活かす担い手づくりの推進					
1	企画振興部	広報活動費	継続	132,545	131,451	テレビ、ラジオなどの県政情報番組や、新聞広報などを通じ、県民に対して環境問題や環境美化活動について広報を行う。
2	福祉保健部	老人クラブ助成事業	継続	21,096	20,975	一人暮らし高齢者等の見守り活動や清掃奉仕、児童の登下校時の見守り等の地域活動やスポーツ活動などを行う。老人クラブの活動費を助成する。
	生活環境部	おおいたうつくし作戦推進事業	終了	0	21,980	これまで「まち・ひと・なかま」づくりをテーマに実施してきた「おおいたうつくし作戦」を終え、令和元年9月に策定した第4次大分県環境基本計画を県民総参加で推進するため、新たな環境運動「グリーンアップおおいた」を県民総参加で推進す。
3	生活環境部	グリーンアップおおいた推進事業	特別枠	24,679	0	「環境先駆県おおいた」の実現を目指すため、本県の風土豊かで美しい狭霧な環境を守るとともに、経済の発展も促す「グリーンアップおおいた」を県民総参加で推進す。
4	生活環境部	未来の環境を守る人づくり事業	継続	18,013	16,823	県民一人ひとりが環境への関心や理解を深め、主体的に行動できるようにするために、次世代を担う子どもたち等環境教育を行う。
5	生活環境部	祖母・娘・大前ユネスコエコパーク推進事業(再掲)	継続	10,196	7,187	ユネスコエコパークの普及や自然を活用した新たな魅力を創出するため、自然や暮らしへ体験できるコンテンツの開発やモビールコースの設置等を取り組む。
6	生活環境部	祖母・娘・大前ユネスコエコパーク活用プロモーション事業(再掲)	特別枠	7,954	0	①エコパークのモデルコースの設定とパンフレット作成による情報発信を行う。 ②エコパークの自然体験や文化体験を核としたスタンプラリーを開催する。
7	生活環境部	循環社会構築加速化事業(再掲)	継続	70,940	13,941	①災害廃棄物処理における搬送強化を図るため、産業廃棄物処理業者や市町村職員を対象に研修会を実施する。 ②産業廃棄物処理業者経営セミナーの開催、テレビCMや新聞などを利用した広報を通じて、良い廃棄処理業者の育成を図る。 ③リサイクル製品認定制度の利用促進を図る。 ④再生可能品の効率的な收集体制の構築等を支援する。 ⑤DX化による廃棄業者等の効率化を支援する。

番号	部局名	事業名	事業区分	R 7 当初予算額	R 6 決算額	令和7年度事業内容 (終了事業については令和6年度取組内容)
						姫島村及び豊後大野市ジオパーク活動を継続可能なものとするための情報発信、受入態勢の整備等の支援を行う。 ①ジオパークの情報発信等 ・ジオパーク全国巡回展の説放 ②ジオパーク活動の質向上のための支援 ・学術研究・普及啓発の推進、教育活動 等 ・ジオサイト解説看板の設置、更新 等
8	生活環境部	おおいたジオパーク推進事業（再掲）	継続	13,447	11,329	
9	農林水産部	みんなで育む森づくり推進事業（再掲）	組替新規	41,114	0	森づくり活動を行う県民の支援、森林への広報、次の大分の森づくりを担う人材を育成する。
	農林水産部	森林・林業教育促進事業（再掲）	終了	0	0	子どもの学びの段階に合わせた森林林業教育（体験学習、副読本配布等）を実施し、次世代の大分の森林づくりを担う人材育成を行った。
10	土木建築部	クリーンロード支援事業	継続	16,000	15,278	道路愛護団体（ランティア団体や地元自治会等）の育成及び道路愛護気運の醸成を目的に、草刈り活動や花植え等活動への支援を行う。
11	教育庁	森林環境学習促進事業	継続	13,855	3,654	森林環境学習指導者の養成及び児童生徒が森林や木材に親しみを持つような体験活動を充実させ、環境教育の推進を図る。また、学校教育と連動したプログラムを実施することにより、次世代を担う子どもたちへの森林・林業教育の促進を図る。
	教育庁	「森の子学校」体験活動推進事業	終了	0	6,181	社会教育施設である青少年の家を活用し、学校教育と連動した事前学習、直接体験、事後学習からなる学習プログラムを実施することにより、次世代を担う子どもたちへの森林・林業教育の推進を図った。
小計	11事業			369,839	248,799	
<b>6 基盤的施策の推進</b>						
1	生活環境部	環境保全対策費	継続	7,511	2,601	大分県環境審議会の開催、第6期大分県温暖化対策実行計画の策定、環境白書の作成・公表を行う。
2	生活環境部	環境影響評価指導事業	継続	2,281	1,083	環境影響評価法（手続中3件）及び条例、大分県環境配慮推進要綱及び公有水面埋立法等に基づいて事業者が実施する環境影響評価について、技術指導及び審査を行う。
小計	2事業			9,792	3,684	
総計	122事業			24,132,167	24,052,197	